

第1期史跡整備事業に伴う

国指定史跡河内寺廃寺跡発掘調査報告書

2022

東大阪市

第1期史跡整備事業に伴う

国指定史跡河内寺廃寺跡発掘調査報告書

2022

東大阪市



河内寺廃寺跡 金堂跡 北東から（平成 26 年 三次元写真測量による鳥瞰図）



整備後 国史跡河内寺廃寺跡史跡公園完成 北東から（平成 29 年）



整備前 南東から（平成 16 年）

はしがき

河内寺廃寺跡は飛鳥時代後期に創建された我が国において数少ない古代寺院跡のひとつであり、河内地域における仏教文化の受容と展開を知るうえで貴重な史跡といえます。また、寺域周辺には豊かな歴史が育まれ、西方から奈良の都へと通ずる交通の要衝としても栄えるなど、東大阪市の誇るべき歴史的環境を備えています。

平成 16 年の調査では、金堂跡の礎石を良好な遺存状態で検出し、同 20 年には重要な歴史遺産であることが認められ国の史跡に指定されました。東大阪市では、河内寺廃寺跡を恒久的に保存・活用していくために、史跡公園として整備することを目的として平成 21 年度より範囲確認調査を行ってまいりました。

これらの発掘調査と併行して進めた多量の出土瓦の研究は、河内寺廃寺の創建の年代や氏族に関わる成果を収めています。本書ではこれらの調査成果を報告いたします。

平成 29 年 7 月に史跡公園がオープンしてからは地域の方々の憩いの場として利用されてきました。今後、東大阪市民の皆様をはじめ、多くの人々に親しまれ、この歴史的遺産が後世に受け継がれ活用されることを願います。最後になりましたが、調査期間中を通じて地元関係各位の皆様のご協力を賜りました。また、文化庁、大阪府教育庁、河内寺廃寺跡整備委員会、諸先生方に多くのご指導を賜りました。ここに記して厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

東大阪市

例　　言

- 1 本報告書は、平成 26 年度（2014）から令和元年度（2019）にかけて実施した「国史跡河内寺廃寺跡保存整備事業」に伴い実施した国史跡河内寺廃寺跡の発掘調査成果をまとめたものである。事業は文化庁国庫補助事業「歴史活き活き！史跡等総合整備活用事業」、「埋蔵文化財発掘調査事業」の採択を受けて実施した。
- 2 事業は、東大阪市人権文化部文化室文化財課(令和 2 年 3 月まで東大阪市教育委員会社会教育部文化財課)が実施した。発掘調査によって作成した記録等は、文化財課が保管している。
- 3 事業に伴う発掘調査は仲林篤史が、本書の作成・編集は今井真由美・宗石祥一が担当した。
- 4 平成 20 年度史跡指定地を対象とした整備事業を第 1 期整備事業（本事業に伴って実施した発掘調査は第 22 次、24 次、28 次、29 次、31 次調査）、平成 28 年度および平成 30 年度史跡追加指定地を対象とした整備事業を第 2 期整備事業(仮称)と呼称する。
- 5 発掘調査の実施及び報告書作成にあたり河内寺廃寺跡整備委員会(委員長 大脇 錠、委員 菊田哲郎、増瀬 徹、箱崎和久)の指導を仰いだ。(敬称略)
- 6 本文の記述にあたり、史跡の名称として史跡指定範囲を「河内寺廃寺跡」、史跡指定範囲外の周知の埋蔵文化財包蔵地については「河内寺跡」を使用する。また、存続時期の寺院を表現する名辞として、暫定的に「河内寺廃寺」を使用した。これは厳密には存続時期の寺院呼称が不明であることに拘る。
- 7 河内寺廃寺跡の第 22 次発掘調査の成果については、『国史跡河内寺廃寺跡第 22 次発掘調査概要』に報告しているが、本書をもって正式な報告とする。
- 8 本書の第 5 章第 1 節、第 2 節は関西大学非常勤講師 松田順一郎氏、第 3 章および第 5 章第 5 節、第 6 節、第 6 章は京都府立大学共同研究員 仲林篤史、第 5 章第 3 節は龍谷大学非常勤講師 谷崎仁美氏、第 5 章第 4 節は大阪府教育庁文化財保護課 新尺雅弘氏に御寄稿いただいた。第 1 章、第 2 章、第 4 章、第 5 章第 7 節は今井真由美が執筆した。なお、第 5 章第 7 節は独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に分析を依頼し、報告を取りまとめ掲載したものである。
- 9 発掘調査・報告書作成で下記の方々および機関よりご指導、ご協力を賜った。記して謝意を表す。(五十音順、敬称略)

網 伸也 石割典子 小泉翔太 近藤康司 河原秋桜 式田 洋 清水邦彦 新尺雅弘
竹原伸次 谷崎仁美 永井信弘 仲林篤史 中西克宏 中西裕見子 二宮佳恵 西村公助
西村慶子 原田 修 藤原真理 松田順一郎 溝口泰久 森川文雄 柳田明進 脇谷草一郎
渡邊貴洋

大阪府教育委員会 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

凡　　例

- 1 本報告書に記した土層の土色は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財團法人日本色彩研究所色票監修『新版 標準土色帖』に準拠し、記号表示も同書に従った。
- 2 本書における方位、座標値は国土座標系第V系（日本測地系）により、標高は海拔高で表す。
- 3 河内寺庵寺跡の調査における時期区分は、伽藍内建物や瓦などは所属時期の説明のため用語として暫定的に「飛鳥時代」「白鳳時代」を使用する。年代は前者が6世紀末～7世紀中頃まで、後者が7世紀中頃～8世紀初頭を目安とする。
- 4 出土した遺物の整理については、株式会社安西工業、株式会社相互技研、株式会社文化財サービス大阪支店に委託した。
- 5 第4章の軒瓦の報告では、三次元写真計測（Structure-from-Motion Multi-View Stereo（SfM-MVS）またはPhotogrammetryと呼ばれる技術）で取得した3次元データから、任意の瓦当正面を正射投影したオルソ画像を掲載した。オルソ画像には、凹凸が急傾斜する部分を濃く、緩傾斜または平坦に近い部分を薄く色付けすることで、瓦当面の形状を示した。
三次元写真計測にAgisoft LLCの「Metashape 1.70」を、オルソ画像の作成にBlender Foundationの「Blender 2.93」を使用した。

第1期史跡整備事業に伴う
国指定史跡河内寺廃寺跡発掘調査報告書

目 次

第1章 遺跡の位置と環境	1
第1節 河内寺廃寺跡の概要	1
第2節 河内国河内郡	1
第3節 東大阪市域の歴史的環境	1
第4節 河内寺廃寺跡周辺の遺跡	4
第2章 史跡整備事業の経緯とその経過	6
第1節 発掘調査に至る経緯	6
第2節 史跡指定の経過と公有化	7
第3章 発掘調査成果	11
第1節 金堂跡の調査	11
第2節 講堂跡の調査	24
第3節 回廊跡の調査	27
第4節 寺域北方の調査	38
第4章 出土遺物	55
第1節 瓦類	55
1. 軒丸瓦	

2. 軒平瓦	
3. 丸 瓦	
4. 平 瓦	
5. 鬼瓦、その他	
第2節 土 器	66
第3節 石製品	68
第5章 調査成果に関する検討	73
第1節 金堂基壇構築土からみた基壇造成過程に関する検討	73
第2節 河内寺廃寺跡出土の瓦胎土に含まれる磁鉄鉱	79
第3節 瓦からみた河内寺廃寺創建期の様相	83
第4節 河内寺廃寺跡の造営集団の検討	86
第5節 軒丸瓦KWM2の範傷と瓦製作の様相	93
第6節 軒平瓦KWH2と平瓦II-1-2類の検討 -「同布筒瓦」の発見-	106
第7節 軒平瓦に付着する白色を呈する化合物の自然科学分析	109
第6章 発掘調査成果のまとめ	113

挿図

- 第1図 河内寺廃寺跡位置図
第2図 河内寺廃寺跡伽藍配置
第3図 河内寺廃寺跡周辺の主要遺跡
第4図 第1次から第22次調査におけるトレンチ配置図
第5図 調査トレンチ配置図（22・24・28・29・31次調査）
第6図 オルソ画像合成図（金堂・講堂・回廊）
第7図 金堂基壇上面・東辺裾部 平面図 22次調査
第8図 金堂基壇上面・東辺裾部 断面図 22次調査
第9図 金堂基壇上面 基壇中央トレンチ断面図 22次調査
第10図 金堂基壇北辺裾部 平面図 22次調査
第11図 金堂基壇北辺裾部 断面図 24次調査
第12図 金堂基壇北辺裾部 断面図 24次調査
第13図 金堂基壇 既往調査トレンチ合成図
第14図 講堂トレンチ 平面図 24次調査
第15図 講堂基壇 断面図 24次調査
第16図 東回廊・北回廊 平面図 24次調査
第17図 東回廊 断面図 24次調査
第18図 北回廊 断面図 24次調査
第19図 西回廊 平面図 31次調査
第20図 西回廊 断面図 31次調査
第21図 西回廊 断面図 31次調査
第22図 寺城北方 平面図 28次調査
第23図 1次調査トレンチ断面図 28次調査
第24図 B S トレンチ断面図 28次調査
第25図 C 2 トレンチ断面図 28次調査
第26図 水道管撤去トレンチ断面図 28次調査
第27図 寺城北方 平面図 29次調査
第28図 南北断面図 29次調査
第29図 南北断面図 29次調査
第30図 1次調査Wトレンチ断面図 29次調査
第5章各節
第1節 第1図 河内寺廃寺跡金堂基壇の盛土試料採取位置とその断面
第2図 金堂基壇盛土の堆積物試料、盛土厚生粒子の配向投影図、粒径頻度分布図
第3図 金堂基壇盛土の薄片部分写真（試料A～F, H, L）
第4図 金堂基壇盛土の薄片試料部分写真（試料G～L）
第2節 第1図 河内寺廃寺跡出土平瓦と客坊谷岩片の薄片顕微鏡写真
第2図 河内寺廃寺跡出土土瓦の磁化率
第3図 生駒西麓遺跡出土土器の磁化率

- 第4図 磁鉄鉱供給源となる山地岩体の分布、砂粒の鉱物組成およびそれらの磁化率
- 第4節 第1図 波状重弧文の分布
 第2図 波状重弧文軒平瓦の諸例
 第3図 KWH 2 の施工原理とその喪失
 第4図 同范瓦の分布
- 第5節 第1図 KWM 2 と組み合う軒平瓦
 第2図 瓦当文様と范傷の番号
 第3図 各段階のKWM 2
 第4図 前期のKWM 2 と丸瓦との接合
 第5図 中期のKWM 2 と丸瓦との接合
 第6図 中期と後期を区分する范傷
 第7図 後期（4-2段階）のKWM 2
 第8図 後期（5段階）のKWM 2
 第9図 西都廃寺と太田廃寺のKWM 2
- 第6節 第1図 KWH 2 の布筒の綴じ合せ目の痕跡
 第2図 II-1-2類平瓦の布筒の綴じ合せ目の痕跡
 第3図 布筒の綴じ合せ目の痕跡の比較
- 第7節 第1図 分析対象試料および白色物質の付着状況
 第2図 蛍光X線分析箇所および元素の分布状況
- 第31図 河内寺廃寺創建期の復元図（南東から）

表

- 第1表 基壇建物対応表
 第2表 調査の実施体制
 第3表 発掘調査一覧表
 第4表 出土位置一覧表（瓦類）
 第5表 叩き板一覧表
 第6表 出土位置一覧表（土器・石製品）
 第7表 軒丸瓦出土点数一覧表
 第8表 軒平瓦出土点数一覧表
 第9表 瓦類の組み合わせ一覧表
 第5章各節
 第5節 第1表 范傷一覧表
 第2表 KWM 2 と軒平瓦の出土点数
 第7節 第1表 分析方法
 第2表 蛍光X線分析
 第3表 X線回折分析結果
- 第10表 河内寺廃寺跡遺構および遺物の一覧

図版

- | | |
|------------------|----------------|
| 図版 1 第 22 次発掘調査 | 図版 39 丸瓦Ⅲ類 |
| 図版 2 第 22 次発掘調査 | 図版 40 丸瓦Ⅲ類 |
| 図版 3 第 22 次発掘調査 | 図版 41 丸瓦Ⅳ類 |
| 図版 4 第 22 次発掘調査 | 図版 42 丸瓦Ⅳ類 |
| 図版 5 第 22 次発掘調査 | 図版 43 丸瓦Ⅴ類 |
| 図版 6 第 22 次発掘調査 | 図版 44 丸瓦Ⅴ類 |
| 図版 7 第 24 次発掘調査 | 図版 45 丸瓦Ⅴ類 |
| 図版 8 第 24 次発掘調査 | 図版 46 平瓦Ⅰ類 |
| 図版 9 第 24 次発掘調査 | 図版 47 平瓦Ⅰ類 |
| 図版 10 第 24 次発掘調査 | 図版 48 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 11 第 28 次発掘調査 | 図版 49 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 12 第 28 次発掘調査 | 図版 50 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 13 第 28 次発掘調査 | 図版 51 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 14 第 28 次発掘調査 | 図版 52 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 15 第 29 次発掘調査 | 図版 53 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 16 第 29 次発掘調査 | 図版 54 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 17 第 29 次発掘調査 | 図版 55 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 18 第 29 次発掘調査 | 図版 56 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 19 第 29 次発掘調査 | 図版 57 平瓦Ⅱ類 |
| 図版 20 第 29 次発掘調査 | 図版 58 平瓦Ⅲ類 |
| 図版 21 第 31 次発掘調査 | 図版 59 平瓦Ⅲ類 |
| 図版 22 第 31 次発掘調査 | 図版 60 平瓦Ⅲ類 |
| 図版 23 第 31 次発掘調査 | 図版 61 平瓦Ⅲ類 |
| 図版 24 軒丸瓦 | 図版 62 平瓦Ⅲ類・IV類 |
| 図版 25 軒丸瓦 | 図版 63 平瓦Ⅲ類・IV類 |
| 図版 26 軒平瓦 | 図版 64 土器 |
| 図版 27 軒平瓦 | 図版 65 土器・石製品 |
| 図版 28 軒平瓦・その他 | 図版 66 土器 |
| 図版 29 軒丸瓦・軒平瓦 | 図版 67 土器・石製品 |
| 図版 30 軒丸瓦 | |
| 図版 31 軒平瓦 | |
| 図版 32 丸瓦Ⅰ類 | |
| 図版 33 丸瓦Ⅰ類 | |
| 図版 34 丸瓦Ⅱ類 | |
| 図版 35 丸瓦Ⅱ類 | |
| 図版 36 丸瓦Ⅱ類 | |
| 図版 37 丸瓦Ⅱ類 | |
| 図版 38 丸瓦Ⅲ類 | |

第1章 遺跡の位置と環境

第1節 河内寺廃寺跡の概要

生駒山西麓の扇状地上にある東大阪市河内町は、近鉄奈良線瓢箪山駅と枚岡駅の間で線路が大きくカーブする一帯の西側にある。この河内町には、かつて「河内寺」と書いて「こんで（て）ら」と読む小字があった。地元ではここに古代寺院が存在したという伝承があり、また、耕作により出土した古瓦などから言い伝えられてきた。

現在その字名の一部は、飛鳥時代後期から南北朝時代にかけて存続した古代寺院の遺構が残る「河内寺廃寺跡」として国の史跡に指定され、令和4年現在伽藍内外約3,600m²は東大阪市の公有地となっている。史跡指定地内には、金堂・講堂・東西回廊の遺構が残る。調査成果の結果、塔、金堂、講堂の三つが南北一直線に並ぶ四天王寺式伽藍配置をとるものと推定してきた。史跡地外で検出された南回廊の礎石位置等から、伽藍全体の推定規模は、東西回廊間で約47m、南北回廊間で約66mとなる。

また、河内寺は河内国河内郡の郡衙推定地である皿池遺跡に隣接することから、その創建氏族を河内部の大領を歴任した、百濟出身の渡来系氏族である河内直（のちに連に改姓）に求める説が最も有力であるが、近年では出土する瓦の検討を踏まえて中臣氏が関わっていたとする説も提唱されている。創建氏族の推定については第5章第4節で詳述する。

第2節 河内国河内郡

『和名類聚抄』に河内郡の郷名は、英多、新居、桜井、大宅、農浦、額田、大戸の7郷が記載されているが、大戸郷の北側に日下郷も存在したと考えられている。英多郷および新居郷を除き、現在残されている地名の推定から、河内寺廃寺の位置する河内町は、かつての大宅郷に比定できる。後述するが既往の発掘調査により、河内寺廃寺跡北方に位置する皿池遺跡が郡衙跡である可能性が指摘されている。河内寺廃寺跡はこの郡衙の南方に隣接する寺院と推定される。

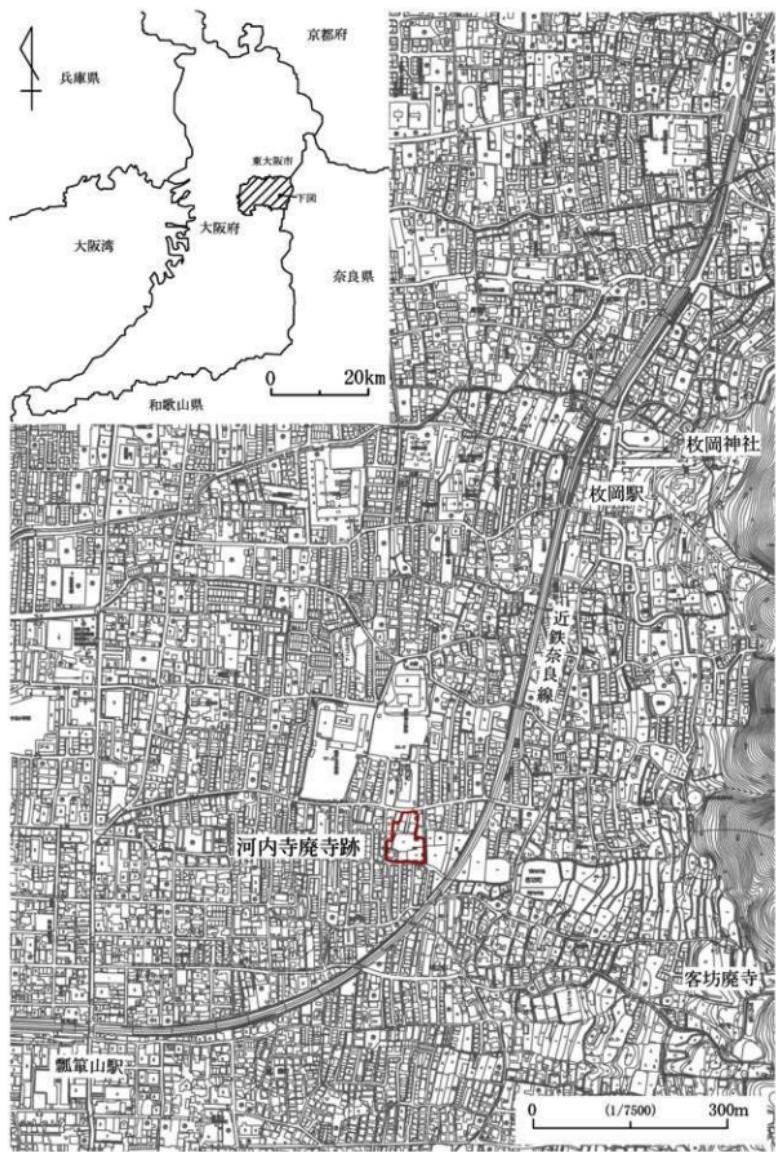
第3節 東大阪市域の歴史的環境

旧石器時代・縄文時代 東大阪市域における人間の活動の痕跡は今から一万数千年前に遡る。生駒山麓に露頭がみとめられる大阪層群の第三紀鮮新世から第四紀更新世の地層からは、旧石器時代後期のサヌカイト製のナイフ形石器や有舌尖頭器などが採集されている。

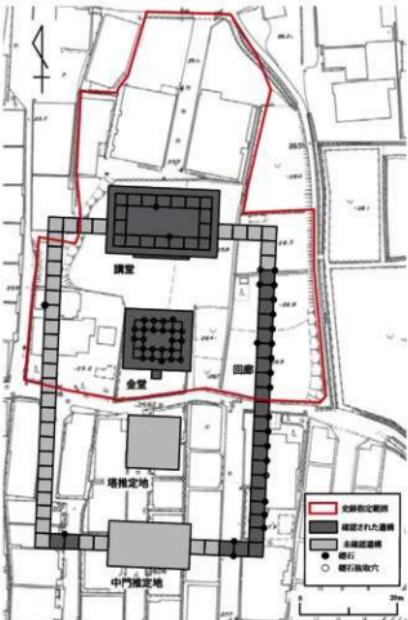
縄文時代には、いわゆる縄文海進により上町台地と生駒山地とに挟まれた市域の大半に海水が浸入し、河内湾と呼称される浅い内湾が形成された。西石切町に所在する鬼虎川遺跡では発掘調査により海蝕崖の地層が発見され、河内湾東岸の正確な位置が判明している。

縄文時代を通じて河内湾東岸の生駒山麓一帯には数多くの集落跡が出現した。中でも、縄文晚期の屈葬人骨が多数検出された国史跡の日下貝塚の所在する日下遺跡、土偶・動物偶など土製品が多数出土した馬場川遺跡などは、近畿地方有数の縄文時代の遺跡である。

河内湾は、その後の海面低下と湾口への淀川の土砂堆積そして南からの大和川の流れ込みによって、



第1図 河内寺廃寺跡位置図



第2図 河内寺廬寺跡伽藍配置圖

代の生駒山麓が馬の放牧地であったことから、馬飼いにかかる集団や豪族であったと考えられている。

奈良・平安時代 有力氏族は寺院の造営に力を注ぐようになった。河内寺廢寺跡をはじめ若江遺跡にあったとされる若江寺跡や、石切周辺の法通寺跡、石凝寺跡などの古代寺院が造営された。その多くは平安時代まで法灯を伝えたと考えられ、それ以降、経済的に伽藍の維持が難しくなり、衰退したとみられる。

ただし、生駒山地の山頂部に近い標高400mを超える山腹一帯には「神感寺大門瓦」と寺名を刻んだ瓦が出土した山岳寺院の神感寺跡が鎌倉から室町時代に存在したことが知られ、金堂や多宝塔などの堂塔がほぼ完全な形で保存されている。

中世 南北朝時代末期に河内守護畠山氏によって河内平野の中央部に築かれた若江城（若江遺跡）は、応仁文明の乱の際に畠山義就と政長の家督争いの舞台となり、その後三好義継の居城となった。義継は織田信長に攻められ若江城で自害したが、若江城はそのまま残り信長による石山本願寺攻めの拠点となった。発掘調査により濠の内部の逆茂木や、その中に崩落した壁下地、多量の瓦が見つかっている。本願寺攻めが終息すると城は破却されたため現地にはその痕跡は見られない。

近世 江戸時代の初め、市域北部にはかつての河内湖の名残である深野池、新聞池がひろがり、土砂の堆積により天井川となった大和川が現在の柏原市付近から数本の複雑な流れとなって北流し、大阪市中で淀川に合流していた。このため大和川流域一帯では、大雨の際に溢水や堤防の決壊により水害が頻発し農業生産も瀕る状況となっていた。

約3000年前～1800年前頃に淡水の河内湖へと変化していった。

弥生時代 河内湖が誕生した結果、湖岸の平野部では近畿地方で最も早く水田稲作が広がり、河内湖の東に鬼虎川遺跡、西ノ辻遺跡、鬼塚遺跡、南に瓜生堂遺跡などの集落が出現した。河内湖の周辺に点在する市域の集落は、近畿地方弥生文化の中心地の一つであるとともに、大陸文化をいち早く受容する拠点的な集落である。鬼虎川遺跡出土の銹鉄脱炭鋼製舶載鐵器を転用した鉄鎌・鉄轡や銅鏡・銅劍等の青銅器鋳型、巨摩庵寺遺跡出土の貨泉などは市域の弥生文化の浸透や展開を示す好資料である。

古墳時代 弥生時代の遺跡が質・量ともに豊富であるのに対して、古墳時代前～中期の古墳は少なく、様相は不明である。古墳時代後期になると、小型の円墳や方墳などが数基から数十基群集する古墳群が生駒山麓を中心に造られた。古墳を造営した被葬者については、市域で最も規模が大きい山畠古墳群の横穴式石室に馬具を副葬する古墳が多く、古墳時代

宝永元年（1704）に、今米村庄屋の中甚兵衛が50年近く続けた請願によって大和川の川違えが断行された。この大和川付替え工事により、河内平野の多くの地域では水害の危険が少なくなるとともに、深野池、新開池や旧大和川床などを埋め立てて開発した新田により、農地は大きく拡大した。市内には新田経営の要として築かれた鴻池新田会所〔国重文・史跡〕が現存している。市域の地理的環境は大和川付替後によく現在に近い姿となり、新田で栽培された木綿は地域特産の河内木綿としてその経済の発展に貢献した。

近現代 明治時代になると安価な外国産の綿の輸入が活発となり、河内木綿の商品作物としての地位は失われたが、木綿織物工業を発端とする平野部の産業はその後の「ものづくりのまち」の基礎となった。また、生駒山麓でも江戸時代末から明治期に水車を動力とする薬種粉末や胡粉製造、綿実油絞り、伸縮工業などが興された。これらの産業は、大正時代における大阪電気軌道（現在の近鉄奈良線の前身）の開通による工業用電力の整備後も続き、現在に至っている。

第4節 河内寺廃寺跡周辺の遺跡

河内寺廃寺跡をはじめとする各時期の遺跡が密集する東大阪市東部は、律令制下の河内国河内郡に当たる。本節では通史的に周辺遺跡を概観することは避け、河内寺廃寺跡と関連が深い古墳時代後期から寺院活動の中心時期となる奈良～平安時代後期における周辺の遺跡を紹介する。

皿池遺跡 皿池遺跡は、河内郡衙跡の有力な推定地である。飛鳥から平安時代にかけての遺物や小規模な掘立柱建物や、古墳時代中期末の総柱建物が1棟検出されている。総柱建物は河内寺廃寺跡に近接することから、寺院が創建される以前の在地豪族の居宅である。遺跡内からは皿池古墳が発見され、周溝から舟形埴輪が出土した。被葬者は外洋の水運や軍事・外交に係わる豪族が推定され、河内直（連）との結びつきを示唆する。皿池古墳に面する道路下では、下水道工事に伴う調査で、渤海三彩片が出土した。三彩陶器は寺院・官衙・古墓からの出土例にほぼ限定されることから、河内寺廃寺あるいは河内郡衙との関連を大きく示唆する資料である。

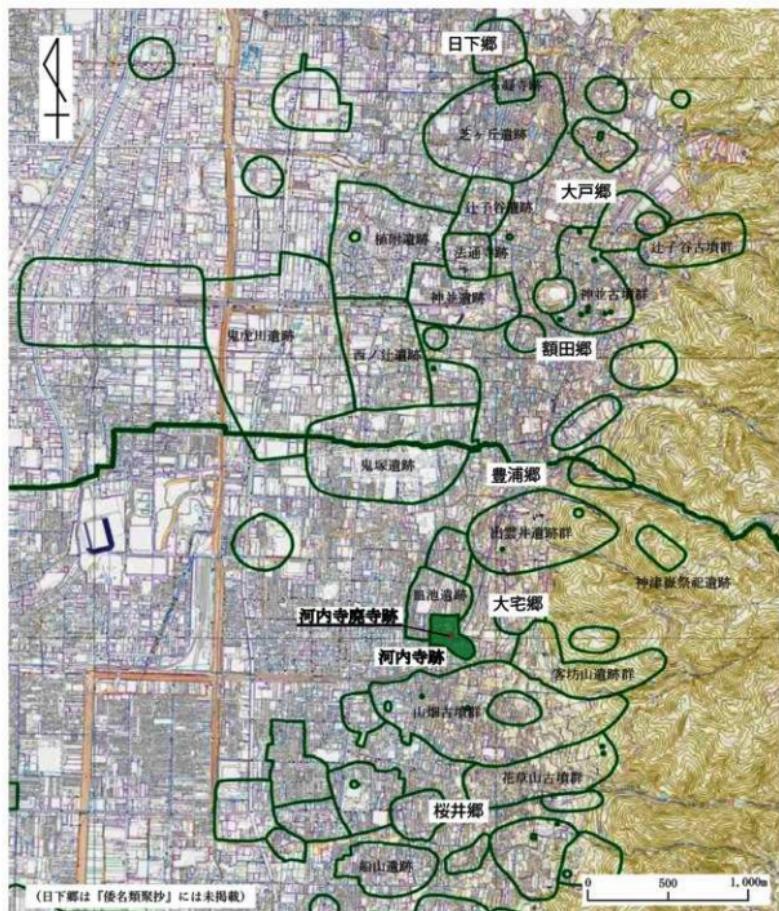
山畠古墳群 河内寺廃寺跡の南方に広がる、100基以上を数える市域最大の古墳群である。6世紀後半～7世紀初頭にかけて築造され、主に山麓の尾根上に立地するが、下った扇状地上にも分布している。扇状地の最西端には、瓢箪山古墳（山畠52号墳）があり、南北約50mの双円墳と考えられている。瓢箪山古墳の北約50mの地点で行われた調査では、古墳時代後期前半の竪穴建物・掘立柱建物などが検出されている。

客坊山遺跡群 河内寺廃寺跡の南東方向に位置し、主に古墳群と寺院跡から構成される遺跡群である。古墳群は客坊谷北斜面の標高140m～220m地点に広がり、古墳時代後期の横穴式石室を内部主体とする円墳が大半を占める。また、客坊山の尾根先端部には古墳時代前期と想定しうる前方後円墳（客坊山3号墳）があり、これまでに総じて19基の古墳を確認している。寺院跡は標高75m～110mの扇状地に広がる。

客坊廃寺 客坊山遺跡群に包摂される平安時代後期に創建された寺跡である。周辺地域一帯からは古くより古瓦や埴仮が出土するため寺跡の存在が指摘されてきており、字名をとって法性寺跡として紹介されたこともある（註1）。その後、発掘調査で「薬師院」とハラ書きされた文字瓦が出土し、この寺の院号が明らかになったほか、サイコロや河内寺廃寺跡と同範の軒丸瓦（KWM2）といった寺院と関連深い遺物が出土している。平安時代後期の石列を据えた基壇跡や暗渠などの遺構の広がりを確認しており、広大な寺域を有したと想定できる。室町時代には新たに石垣を構築するなどして防御

のための設備を備えた。『大乗院寺社雜事記』に客坊城の名が記されていることから、寺の施設を城へと転用したようだ。記録から天台密教と淨土教に基づいて造られた寺と考えられている。

註1 枚岡市史（枚岡市史編纂委員会編 1966）による。



第3図 河内寺廃寺跡周辺の主要道路

第2章 史跡整備事業の経緯とその経過

第1節 発掘調査に至る経緯

1. 発掘調査前の河内寺廃寺跡

河内寺廃寺跡の周辺は、江戸時代後期から古瓦が採集されることで注目を集めてきた。大正13（1924）年、片岡英宗氏は旧中河内郡（現在の東大阪市・八尾市・柏原市・松原市）の廃寺についてまとめた『中河内郡廃寺』を刊行し、その中に、

河内寺 河内

村の西北に字河内寺あり。その地一畝余にして土地自ら高く、伝えて伽藍の址と云ふ。その附近の田圃より多く古瓦破片発掘せらる。当寺は行基の開基にて巨利なりしが、南北朝以降屢兵火に災せられ、遂に天正の頃ほひ廢滅せしなりと云ふ。

と紹介している。行基の開基や天正の廃滅の当否は措くとして、「その地一畝余にして土地自ら高く」とある宅地は、現在の金堂跡そのものを指している。周辺より一段高い土地が、伽藍の中心にあたることが長く認識されてきたことがわかる。

昭和30年代まで寺跡周辺は東から西へ傾斜する棚田が広がっていた。当時の地図からは、水田地帯の中央に、土壇があり、その上に一軒だけ家があり島状に孤立している状況が窺われる。

2. 発掘調査に至る経緯とその成果

昭和40年代初頭から宅地開発の動きが活発となり、寺跡周辺地におよぶようになった。そのため、考古学的な知見を得るために、大阪府教育委員会によって、昭和42年に寺域の範囲確認調査がはじめて実施された。その後、31次にわたって発掘調査を実施しており調査の進展にあわせて、建物基壇の認識を現在までに3度変更した。なお、建物基壇における認識の変更を第1表に記した。

第1～4次調査は伽藍の範囲確認を目的とした。第1次調査では、それまで全く不詳であった河内寺廃寺の寺域・伽藍を把握するためトレンチを設けたが、塔跡（現在の金堂跡）の北方と西方にやや偏る調査となつた。この調査時に、金堂跡（現在の講堂跡）基壇の南辺を検出している。第2次調査はその欠を補うべく、塔跡（現在の金堂跡）の東方にトレンチを設定し、東回廊礎石列を検出した。しかし、回廊基壇は未検出のまま残された。第3次調査では、大振りな石列を検出しており講堂西北隅と想定した。第1～3次調査の成果から、河内寺廃寺は基壇建物が軸線を描えており南北に並ぶ四天王寺式伽藍配置をとると推定された。また、東回廊の北端で検出した回廊隅の状況と東回廊の礎石に大小の差があることから、創建当初は金堂（現在の講堂）に取り付いていた回廊が、後に講堂（現在、建物遺構の存在を確認していない）に取り付くように改造されたと想定された。第4次調査は金堂跡（現在の講堂跡）の東方のトレンチ調査で、基壇北辺に延長する石敷が確認された。

第5～8次調査は伽藍外の調査である。第5次調査地は寺域の南東にあたり、土石流状の堆積層内から13世紀後半～14世紀初頭の瓦器楕が一括出土している。第15次調査地でも土石流状の堆積層が発見されており、河内寺廃寺の伽藍内に土石流が流れ込んだ時期が明らかになった。第6・7次調査地は現在皿池遺跡の範囲内となっている。第7次調査で船形埴輪を作った古墳の周溝が検出されたため、その結果、遺跡範囲の見直しを行つた。第9・10次調査は公共下水道に伴うもので、とくに第9次調査では、金堂の南側に東西のトレンチを設定し、金堂創建時の軒丸瓦をはじめ多量の遺物

が出土した。第12次調査では、古墳時代中期末に溝の一部を検出した。寺院造営以前には周辺地で該期の集落が營まれていたことが知られた。

第11次調査では、前述した「その地一畝余にして土地自ら高く」と記された宅地部において開発に伴う届出が提出されたため、確認調査を実施した。その結果、遺存状態の良好な塔跡（現在の金堂跡）建物基壇および礎石を検出した。この調査を契機として、史跡整備に向けた事業を開始することとなった。なお、その後の発掘調査成果（第22・24次調査）によって、第11次調査で検出した建物基壇の性格付けが塔から金堂へと変わっている。前述したように、「塔跡」・「金堂跡」・「講堂跡」の推定位置は調査時期によって異なるため、本報告書第3章で整理する。



写真 昭和30年代の金堂跡（南から）

第2節 史跡指定の経過と公有化

1. 史跡整備事業に至る経緯と公有化

第11次調査において、保存状態の良好な建物基壇および礎石を検出したことから、大阪府および文化庁に現地視察を依頼し、現状保存の必要性を検討した。結果、創建時の状態を良好に残した遺構と考えられることから、史跡指定を目指して、当該地および他の伽藍推定地の土地を取得し史跡指定後、史跡公園として整備していく方向性を確認した。

こうした経緯を踏まえ「史跡河内寺廃寺跡」の適切な保存と市民への公開と活用を実現するため、平成19年度より史跡指定に向けた内容確認調査を実施（第14、15次調査）し、平成20年度に国史跡の指定を受けた。その後、平成21年度より史跡整備のための内容確認調査を実施（第19～22、24、28、29、31次調査）している。これまでの調査成果を基に平成27年度から平成29年度にかけて整備工事を行い、平成29年度7月より河内寺廃寺跡史跡公園として一般公開を開始した。

この一連の整備事業に伴い、地権者の理解と協力を得ながら、伽藍内の土地について順次公有化を図った。平成16年度に金堂跡（河内町443番地、270.95m²）、平成17年度に講堂跡周辺（同町441・442・445番地、1082.26m²）、平成18年度に東回廊北部（同町435・436番地、739.61m²）、合計2092.82m²が東大阪市土地開発公社により先行取得した。

加えて、整備工事に際して史跡地に北接する土地において雨水排水管入れ替え工事を行う必要が生じ、発掘調査を行った際、古代寺院に伴うとみられる遺構を検出した（第25次調査）。大阪府及び

第1表 基壇建物対応表

	第1次調査	第2次調査	第11次調査	第22次調査
寺域北方	講堂	—	講堂	—
北側基壇	金堂	講堂	金堂	講堂
南側基壇	塔	金堂	塔	金堂

文化庁に現地視察を依頼し、遺構は創建時の状態を残したものであるため当該地も史跡公園として整備していく方向性を確認した。その後、史跡に北接する土地(同町 438 番 1、一 2、440 番地、1,062.84 m²)は平成 28 年度に史跡指定を受け、平成 29 年度に東大阪市が土地を取得した。

さらに、史跡地に西接する土地は推定西回廊を含み河内寺廃寺跡の伽藍内に位置することから従前より地権者と追加指定に向けた交渉を行ってきた。地権者より追加指定に同意する旨の申し出を受け、西接する土地(同町 441 番 1、430.59 m²)の史跡追加指定申請を行った。平成 30 年度に史跡指定を受け、令和元年度に東大阪市が土地を取得した。史跡追加指定地は合計 1,493.43 m²である。当初の史跡指定地と併せると、3,586.25 m²におよぶ。現在までに史跡指定地の公有化はすべて完了している。

平成 28 年度、平成 30 年度の史跡追加指定による範囲拡大を受け、当初史跡指定を受けた土地を対象とした整備事業を第 1 期整備事業とし、これに関連して実施した発掘調査成果を本書で報告する。史跡追加指定を受けた土地を対象とした整備事業は第 2 期整備事業として位置づけ、今後、整備し活用を図る予定である。

2. 調査方法

史跡河内寺廃寺跡に係る発掘調査の実施体制は第 2 表のとおりである。

令和 2 年度の機構改革により、従来の東大阪市教育委員会社会教育部文化財課は東大阪市人権文化部文化室文化財課となった。

調査は史跡指定地であることから表土から人力掘削によって掘り下げた。調査終了後、遺構を保護するため真砂土で養生し、掘削した土は同じ調査区に埋戻しを行っている。

第 2 表 調査の実施体制

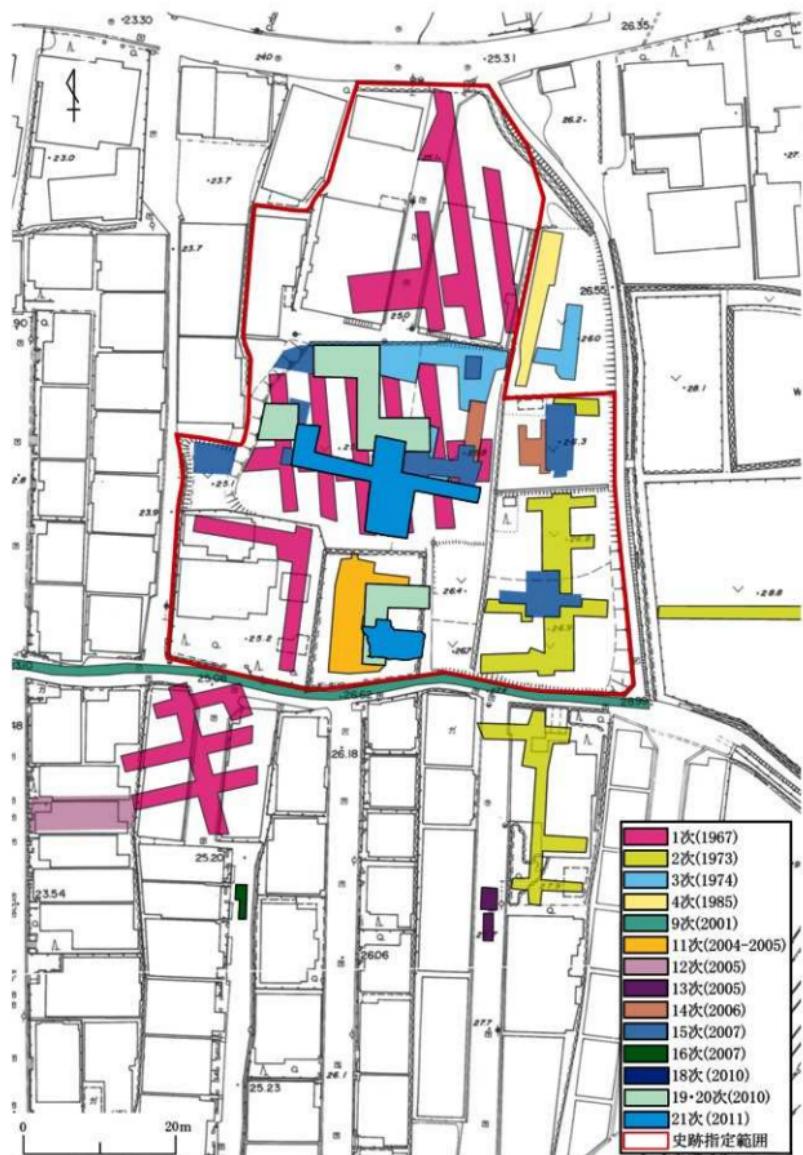
河内寺廃寺跡整備委員会		
委員長	大脇 潔	元近畿大学文芸学部教授（考古学）
委員	増瀬 徹	京都橘大学文学部教授（古代史）
委員	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（考古学）
委員	箱崎 和久	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部長（建築史）
オブザーバー		
文化庁文化財部記念物課		市原 富士夫
文化庁文化財部記念物課		中井 將胤
大阪府教育庁文化財保護課		中西 裕見子
大阪府教育庁文化財保護課		原田 昌浩
大阪府教育庁文化財保護課		小泉 翔太
事務局		
担当者		菅原 章太 仲林 篤史（平成23～令和元年度） 今井 真由美（令和2年度～）
		文化財課

第3表 発掘調査一覧表

次数	調査原因	実施期間	調査成果	備 考
1	国庫補助事業 (範囲確認)	昭和42年11月20日 ～12月26日	・金堂（現講堂）基壇南北を検出 ・伽藍外の遺構の有無を調査	・報告書では金堂として報告
2		昭和48年1月～3月	・東回廊を検出	・金堂を講堂に改める
3		昭和49年1月7日 ～2月28日	・講堂基壇・北辺を検出 ・講堂基壇南辺を再確認	
4	個人住宅建設	昭和60年11月1日	・講堂基壇の東側を調査	
5	共同住宅建設	昭和62年7月14日 ～8月20日	・寺域の南東を調査 ・中世の土石流状の堆積層を確認	
6	個人住宅建設	平成8年8月5日～ 平成8年9月26日 ～9月27日	・古墳時代の遺物包含層を検出 ・舟形埴輪を伴う古墳周溝を確認	・現在は皿池遺跡の範囲内 ・現在は皿池遺跡の範囲内 ・皿池古墳検出
7		平成9年6月2日～	・古墳時代後期の遺物包含層を検出	
8		平成13年5月11日 ～6月26日	・金堂基壇の南側で金堂所用の瓦を含む中世の整地層を検出 ・遺物多数出土	
9	公共下水道管渠 築造	平成13年10月30日 ～11月26日	・推定南大門付近を調査 ・中世の整地層を検出	
10		平成16年3月4日 ～5月21日	・塔（現金堂）の基礎と礎石を確認	・報告書では金堂を再び塔として報告。第22次調査の結果、金堂と判明/以下同じ
11	個人住宅建設およ び保存目的	平成17年2月15日 ～3月2日	・塔（現金堂）基壇南方で中世仏堂基壇を検出	・塔（現金堂）跡および周辺地を公有化/伽藍の主要部の現状保存を図る
12	個人住宅建設	平成17年6月9日・ 6月21日	・古墳時代中期の溝を検出	
13	個人排水管理設 工事	平成17年8月31日 ～10月20日	・南回廊の礎石を検出	
14	史跡指定に向け た内容確認	平成18年1月30日 ～3月30日	・金堂（現講堂）基壇の東側を調査	
15	個人排水管理設 工事	平成19年3月1日 ～3月28日	・金堂（現講堂）および東回廊の基壇を確認	
16		平成19年3月2日・ 3月14日	・南回廊の礎石を検出	
17		平成19年9月6日 ～10月7日		・史跡地外
18	個人住宅建設	平成21年1月22日 ～1月25日	・遺物包含層を検出	・史跡地外
19	史跡整備のため の史跡内容確認	平成22年3月11日 ～3月23日	・回廊と金堂（現講堂）の取付きを調査	
20	史跡整備のため の史跡内容確認	平成22年5月10日 ～6月18日	・仏堂（現金堂）に伴う礎石を検出	・塔（現金堂）が中世に変更を受け仏堂となる
21	史跡整備のため の史跡内容確認	平成24年3月12日 ～3月31日	・塔（現金堂）基壇の東南隅を確認 ・金堂（現講堂）の南方を確認	・調査時は塔と推定
22	史跡整備のため の史跡内容確認	平成26年7月10日 ～8月31日	・金堂基壇の東北隅を調査。この調査でこれまで塔と考えられてきた建物基壇は金堂と判明	・寺域北側の伽藍配置が確 定
23	分譲住宅建設	平成27年1月7日 ～1月9日	・中世の遺構を検出	・史跡地外
24	史跡整備のため の史跡内容確認	平成27年5月25日 ～6月12日	・金堂および講堂基壇の北辺を調査 ・東回廊・北回廊の調査	
25	史跡整備のため の史跡内容確認	平成27年11月18日 ～11月21日	・基壇建物の基底部を確認	・史跡地へと追加指定され る
26	史跡整備のため の史跡内容確認	平成27年11月19日	・遺構は未検出	・立会調査
27	個人住宅建設	平成28年11月29日 ～12月5日	・古墳時代後期から古代の遺物包含層を検出	・史跡地外
28	史跡整備のため の史跡内容確認	平成29年12月15日 ～平成30年3月31日	・史跡追加指定地の調査	
29	史跡整備のため の史跡内容確認	平成30年10月22日 ～平成31年3月31日	・史跡追加指定地の調査	
30	個人住宅建設	令和元年6月24日 ～6月27日		・史跡地外
31	史跡整備のため の史跡内容確認	令和2年3月17日 ～3月31日	・西回廊の礎石を確認	

※史跡指定のための内容確認調査および史跡整備に伴う内容確認調査は、調査原因欄に種別ごとに色分けにより示した。

※発掘調査は1次調査を大阪府が実施し、その他は東大阪市が実施した。



第4図 第1次から第22次調査におけるトレンチ配置図

第3章 発掘調査成果

本章では、史跡「河内寺廃寺跡」内で平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度にかけて実施した第 22・24・28・29 および 31 次調査で確認した遺構について報告する。

報告は、史跡地内の遺構（金堂跡、講堂跡、東西回廊跡および寺域北方）ごとに記載する。調査実施年度は、第 2 章の第 3 表のとおりである。

第1節 金堂跡の調査（第 22 次・24 次調査）

1. 調査に至る経過と成果の概要

（1）調査に至る経過

史跡公園整備に伴う発掘調査を第 22 次調査として平成 26 年度に実施した。調査目的は、それまで塔跡と考えてきた建物基壇の規模等を再確認し、史跡整備に向けたデータを取得するためであった。調査の結果、基壇上面でこれまで未確認の礎石を検出し、その配置から建物基壇は金堂跡であったことを確認した。

その後には、引き続き第 24 次調査として史跡公園整備工事に伴う調査を実施した。調査は、金堂基壇を覆う近現代の石垣を撤去し、併せて基壇北辺の遺構を確認した。

第 22 次調査は基壇上面と東辺と北辺の一部を、第 24 次調査は基壇北辺の上面から裾部にかけてトレーナーを設定した（第 5 図）。

（2）金堂跡の概要

今回の調査以前の成果は、東大阪市教育委員会 2007、同 2011 および同 2013 によるが、いずれの調査も金堂跡を塔跡と認識しているため、参照には注意が必要である。また、東大阪市教育委員会 2007 において報告された心礎と北の四天柱 2 石の抜取穴は存在しない遺構である。

第 13 図は既往の調査成果を合成した平面図である。本文中で言及する既往の調査で検出した遺構は、この図を参照されたい。

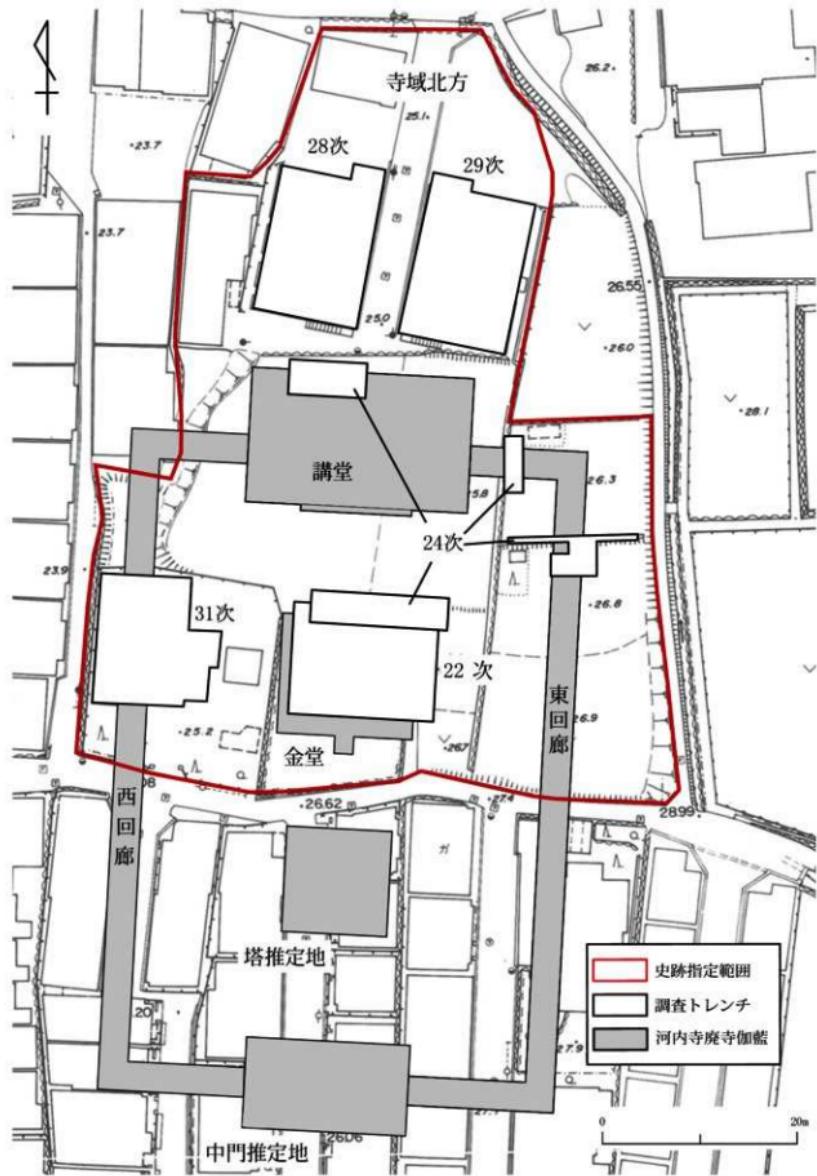
今回発掘調査で明らかになった金堂跡の概要は、以下のとおりである。詳細は、各調査箇所での成果および「5. 金堂跡調査まとめ（1）遺構の概要」で述べる。

建物 創建時建物は、桁行 5 間、梁間 4 間の四面廂建物（三間四面）で、柱間は 1.95 m（6.5 尺）の等間である。中世と近世に基壇を再利用した建物が建てられた。

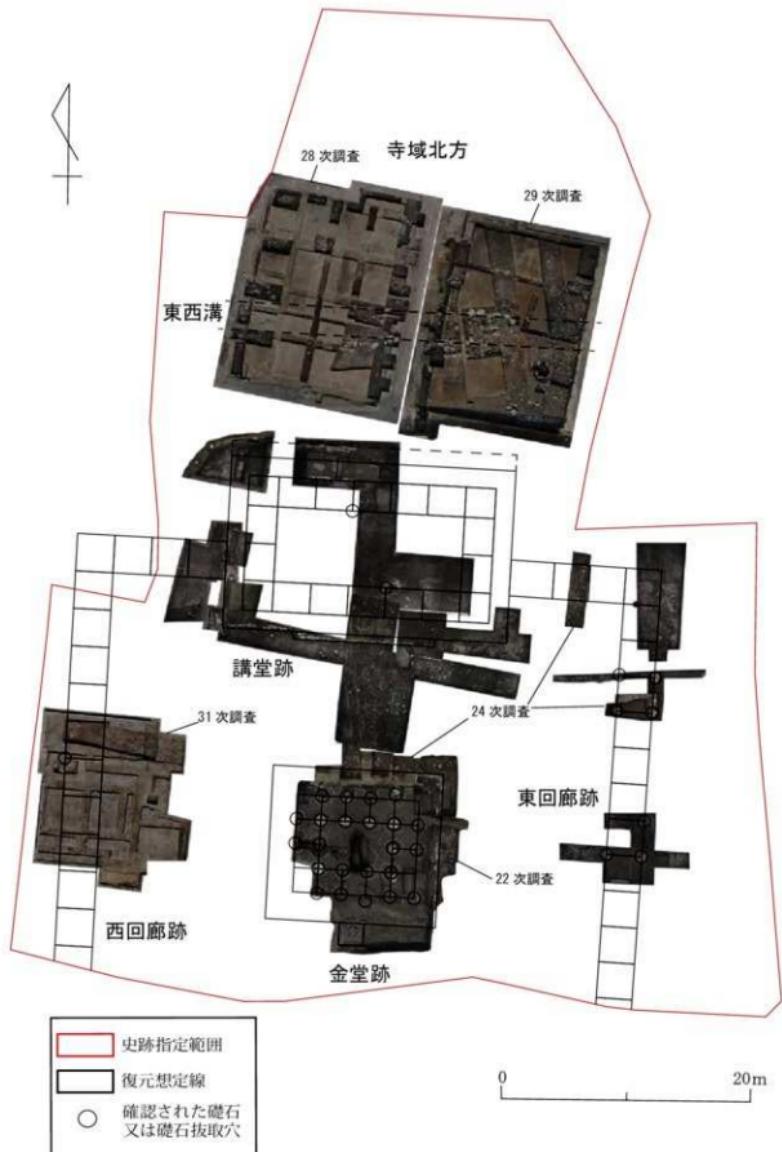
礎石 基壇上には、礎石が 8 石残る。南の側柱列は後後に 0.6 m（2 尺）移動した。塔の北と東の側柱列と考えてきた柱列は、それぞれ金堂の身舎の北・東側柱列であったことがわかった。

基壇 基壇北辺と東辺裾部で検出した犬走状の遺構（3. 基壇東辺および裾部の調査成果（第 22 次調査）参照）と中軸線までの距離を折り返した基壇規模は、東西 13.9 m（46.5 尺）、南北 12.3 m（41 尺）となる。第 21 次調査で検出した基壇前面の高さと基壇上面の比高差から、基壇高さは約 1.5 m（5 尺）となる。基壇は乱石積基壇で、基壇南側に柱間 1 間分の幅の階段が取付く。階段は 5 級で、階段の出は 1.5 m である。

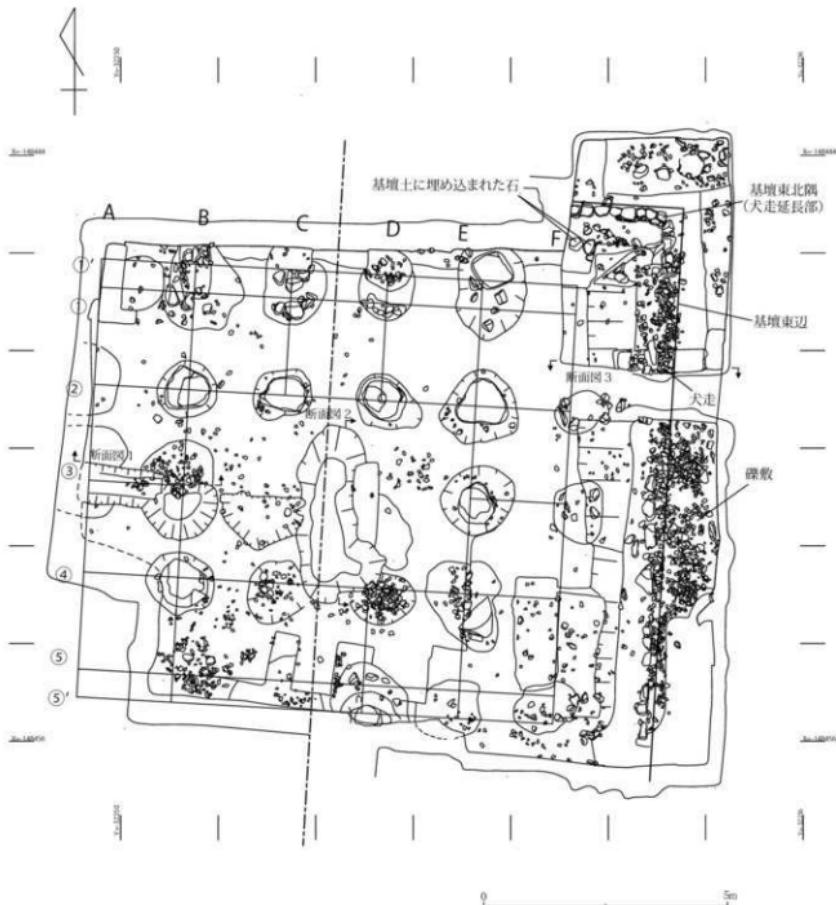
基壇の改変（括弧内は当該遺構を確認した調査次数。遺構+アルファベットは第 13 図に示す遺構）
基壇は、奈良時代、平安時代中期、中世そして江戸時代に改変や周辺の整地が行われた。奈良時代に



第5図 調査トレンチ配置図 (22・24・28・29・31次調査)



第6図 オルソ画像合成図（金堂・講堂・回廊）



第7図 金堂基壇上面・東辺裾部 平面図 22次調査

は基壇南辺が拡張された（第11次調査。遺構a）。平安時代中期には基壇南辺を土羽状に造成し（第21次調査。遺構b）、基壇東辺裾部が整地された（第22次調査。遺構c）。中世には創建時基壇を再利用した建物基壇が造成され（第11・19～21次調査。遺構d）、さらに江戸時代の基壇改修時には北側柱筋が約60cm動かされた（第22次調査）。この土地が行政文書に初めて見えるのは大正年間で、この頃には金堂基壇を覆う形で現代の石垣（以下「石垣」という）が造成され、基壇上面に約70cmの厚さの盛土を行い、この上に住宅が建築された（第2章参照）。

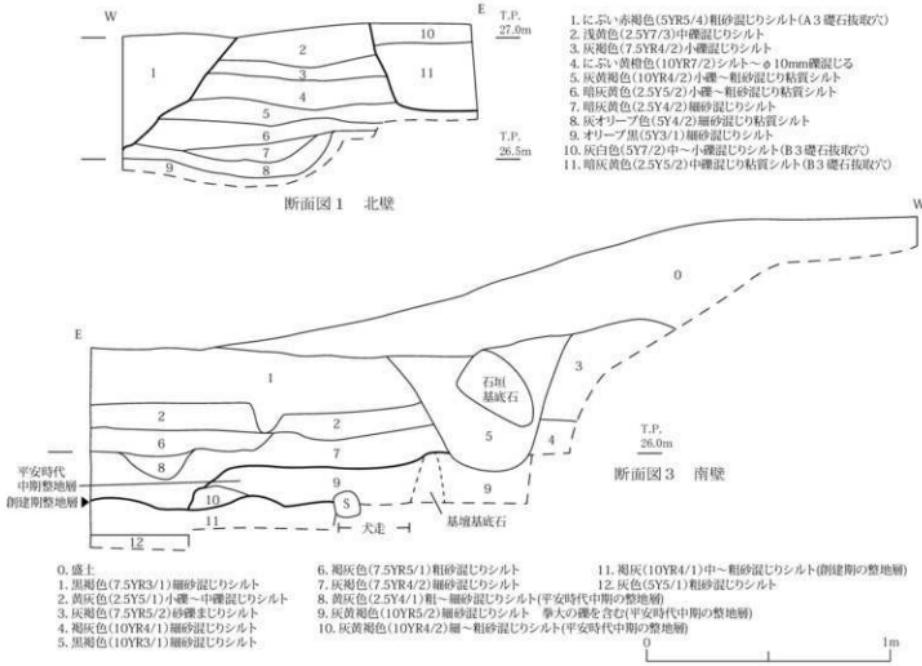
2. 基壇上面の調査成果（第22次調査）

（1）基壇上面の遺構（第7・13図参照）

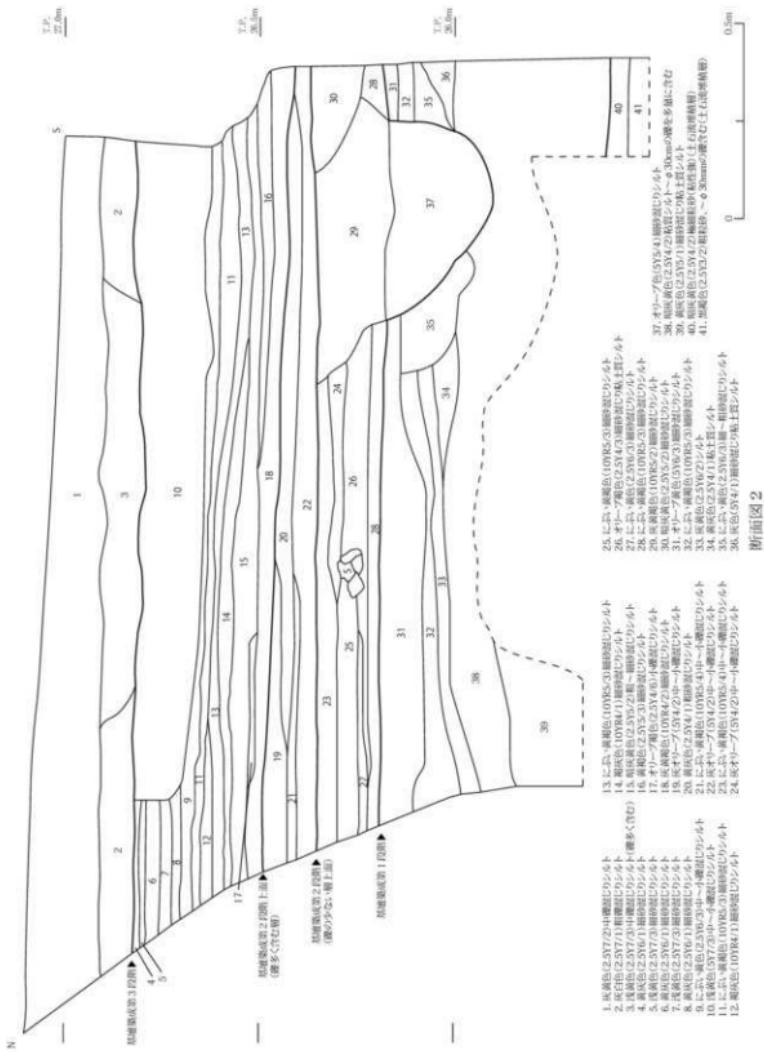
基壇上面では、創建建物の礎石、その根石や抜取穴、後後に移動した礎石やその抜取穴を検出した。礎石の据付穴は平面の観察で検出しているが、遺構保護のため掘削はしていない。

柱筋の名称は、南北方向の柱筋を西から順にA～F列、東西方向の柱筋を北から順に①～⑤列とした。①列と⑤列は後後に動かされており、動かされた列をそれぞれ①' と ⑤' 列とした。以下、礎石の位置をA①礎石、B②礎石…と表記する。

北側柱列は、①列と①'列である。礎石は、後後に①列から①'列へと約60cm(2尺)動かされていた。①列から①'列へと動かされた時期は、その下方にある基壇斜面土（第11図の2層）から出土した陶磁器片より、近世であることが分かった。B列では、当初位置の礎石（B①）の根石と移動した礎石（B①'）の根石を検出した（図版4上）。C列では、大ぶりの根石とみられる石を検出した（図5上）。



第8図 金堂基壇上面・東辺裾部 断面図 22次調査



第9図 金堂基壇上面 基壇中央トレンチ断面図 22次調査

D列では、原位置の礎石（D①）の根石と、移動した礎石（D①'）の抜取穴を検出した（図版5下）。E列では、E①'礎石を検出した。上面は南から北へと下がって傾いていた。F列では、①列から①'列への移動は確認できなかった。

南側柱列は、⑤列と⑤'列である。第21次調査で検出したD⑤'礎石は、⑤列から⑤'列へと約60cm動かされていた痕跡を確認した（図版6上）。礎石が動かされた時期は特定できなかった。F⑤では、⑤列から⑤'への移動は確認できなかった。

西側柱列はA列で、礎石はすべて抜き取られていた。平面での抜取穴の痕跡は明瞭ではなかったが、A③とB③に該当する位置（第11次調査時に設定したサブトレーナーを再発掘したもの）の断面観察で抜取りの痕跡を確認した（第8図（断面図1））。

東側柱列では、F②、F③で根石を、F⑤で抜取穴を検出した。

E列ではE④礎石が半分に割られた状態で検出した。これ以外の礎石では、第21次調査時に、石垣の盛土内から礎石が検出された。

第11次調査で塔の北東・北西の四天柱の抜取穴と考えられていたC③とD③の位置を再精査したが、いずれも礎石の据付けや抜取り、根石等明確な痕跡は確認できなかったため、ここに礎石はなかつたと結論付けた。

（2）基本層序

基壇上面の基本層序は以下のとおりである。なお、以下本章では、複数の層を含む遺構面を構成する層をローマ数字で「第〇層」と呼び、分層により区別した個別の層はアラビア数字で「〇層」と記載する。

第I層 住宅建築に伴う盛土（近現代）

第II層 石垣築造の盛土（近現代）

第III層 基壇上面の整地層（中世～近世）

第IV層 創建時の基壇土（古代）

第V層 自然堆積層

基壇上面での基本層序は、第I～Ⅲ層を確認している。第I層と第II層は石垣造成に伴う盛土である。周辺の土を利用したためか、瓦が大量に含まれる。基壇上面に残る礎石などの遺構は、この層に覆われた状態で現代まで保存してきた。第III層は、基壇上面を覆う中世から近世にかけての整地土である。中世以降に基壇を再利用した建物を建築した際に堆積した。第11・19～21次調査では、基壇南辺に造成された中世の石列（第13図遺構d）を検出している。石列の造成は15世紀以降であるが、基壇の再利用は近世まで続いている。第9図（断面図2）の1～3層は同時期の土坑埋土である。

これより下層の第IV層は、第11次調査時に心礎を確認するために掘削したトレーナー（以下「基壇中央トレーナー」）で確認した。基壇築造の詳細は、第5章第1節で報告する。基壇土の下層の第V層（第9図（断面図2）の40、41層）は、土石流堆積物で、寺院創建以前の堆積である。

（3）基壇の築成（第9図（断面図2））

基壇中央トレーナーでは、基壇築成で3段階の工程が確認できた。

基壇築成第1段階では、自然堆積層（第9図40・41層）の上面からT.P.26.2mにかけて、基壇土

を積み上げる（第9図31層～36・38・39層）。これらの層は堆積土の単位が大きい盛土で、後述する基壇東辺や北辺の裾部では、自然堆積層上面に堆積する同様の層を検出していないことから、基壇上であると考えられる。なお、基壇東南隅を発掘した第21次調査で確認した基壇前面東側の地表面の標高は、自然堆積層上面と同じくT.P.25.6mであることから、掘込地業は行われなかつた可能性がある。

第2段階では、その上面からT.P.26.45mの間に、細礫～拳大の礫が混じる土を積み上げた（第9図19～30・37層）。このうち、含まれる礫の多さから上層と下層に分けた。上層は、礫をより多く含む。下層上面を掘り込んだ堆積を確認している（第9図29・37層）。性格は不明であるが、第11次調査では、地鎮具とみられる玉がこのトレンチから出土していることから、地鎮に伴う遺構の可能性が考えられる。

第3段階では、T.P.26.45～26.9mの間で、砂質シルトや粘土質シルト層を2～5cm程度の厚さで交互に積み重ねた。これより上層は、中世以降の土坑埋土（第9図1～3層）が堆積するため、基壇築造の痕跡は確認できない。ただし、基壇上面では、残存する礫石の据付の痕跡を確認していることから、検出した基壇上面近くまで基壇土を積み上げた後、基壇土を掘り込んで礫石を据え付けたと考えられる。

基壇東北隅では、T.P.26.1～26.6mの間で基壇土の一部を掘削し、埋め込まれた人頭大の石を検出した（図版2上）。石はT.P.26.1m付近に埋められていたため、第1段階の築成に伴うと考えられる。基壇築成時に東北隅を示すためのものであろうか。上面のT.P.26.4～26.65mの間では、基壇中央トレンチと同じく砂質シルトや粘土質シルト層を交互に重ねた層を検出した。基壇東北隅の状況から、基壇の築造は全体に基壇土を積み上げていったことがわかる。

3. 基壇東辺および裾部の調査成果（第22次調査）

基壇東辺裾部では、近世以降の整地土の下層から、乱石積基壇の基底石とその外側に堆積する平安時代中期の礫敷を検出した。礫敷きの下層からは乱石積基壇の基底石に沿って南北方向に連なる犬走を検出した。犬走は基壇北東隅へと延び、基壇北辺となる。

（1）基本層序（括弧内は第8図（断面図3）の層番号）

基壇上面から基壇外の地表面（裾部）にかけての堆積は、基壇東辺での断面観察により確認した。

第VI層 近代の耕作土（1・2）と石垣造成土（3～5）。

第VII層 近世の整地土（6～8）

第VIII層 平安時代中期の礫敷層（9・10）

第IX層 寺院創建期の整地層（11・12）

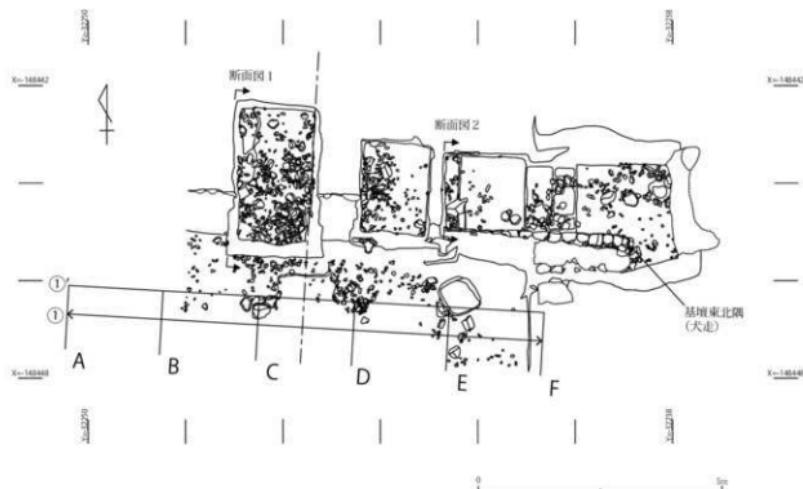
第VI・VII層は、旧耕作土など近世以降の堆積である。第VIII層は、基壇中央トレンチの第II層と対応する。

第VIII層は、第19・20次調査で検出した石列と礫敷層の延長である。礫と土師器片を大量に含む整地層である。10～11世紀の整地層である。

第IX層は、古代寺院創建期の整地層である。犬走上面と同レベル（T.P.25.8m）で堆積する。

（2）基壇東辺の遺構

第VII層までを除去したところ、乱石積基壇東辺の石列と、その外側に礫敷を検出した。礫敷からは、



第10図 金堂基壇北辺裾部 平面図 22次調査

退化した「て」の字状口縁をもつ土師器片が出土することから、創建時の整地層上面に堆積する平安時代中期以降の整地であることがわかった。

礫敷の一部を掘り下げたところ、5~20cmの石を幅約30cm、高さ約20cmに積んだ石組が、石列に沿って南北に延びる状況を確認した。(図版3上)。このことから、石列は創建時乱石積基壇の基底石で、石組は基底石に取り付く犬走であると考えた。基底石は自然石で、幅は20~30cmである。

(3) 基壇東北隅の遺構

基壇東辺を南北方向に延び、基壇東北隅で西へ曲がる石列を検出した(図版2上)。この石列は、犬走や基底石を覆う層(瓦を多く含む平安時代の整地層)の下層にあり、犬走上面と同レベルのT.P.25.8mで並ぶことから、犬走の延長である。コーナーとなる箇所では、直角ではなく丸みを帯びた並びをもつ。

4. 基壇北辺および裾部の調査成果(第24次調査)

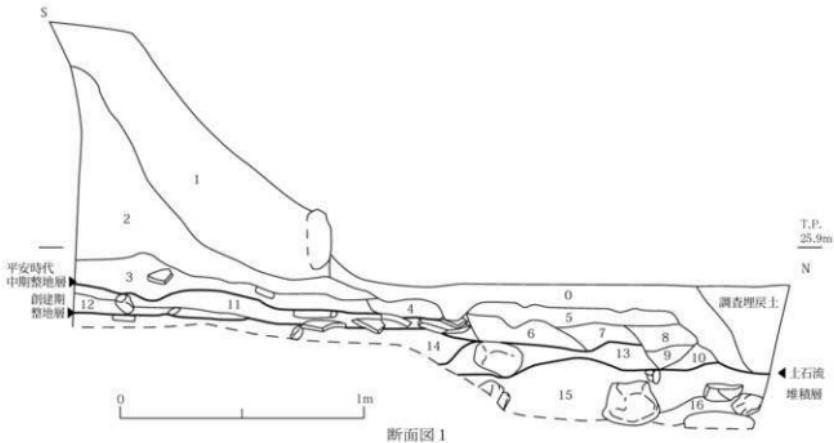
第24次調査では、現代の石垣やその裏込土の除去と発掘調査を同時に実施し、基壇北辺裾部の状況を確認した。

基壇北辺裾部では、第22次調査で検出した平安時代中期の礫敷層と対応する堆積を確認したが、礫敷ではなく瓦を多く含む層であった。この下層で、基壇北辺の犬走の延長を確認した。犬走は、土石流堆積物の直上に据えられていた。

(1) 基本層序(第VI~IX層は基壇東辺裾部の第VI~IX層にそれぞれ対応する。括弧内は第11図(断面図1)の層番号)

第VI層 石垣造成土(1)

第VII層 基壇拡張時の斜面上と近世の整地土(2)



断面図1

1. 暗灰黄色(2.5Y5/2)砂質シルト・1~10cm大の礫を多く含む
2. オリーブ褐色(2.5Y4/3)砂質シルト・1~5cm大の礫・瓦片含む
(近世の基壇拡張土)
3. 灰褐色(7.5YR 4/2)砂質シルト(近世の基壇拡張土)
4. 褐色(7.5YR 4/3)砂質シルト
5. 灰褐色(10YR 5/2)砂質シルト
6. 暗灰黄色(2.5Y4/2)1cm大の礫混じり砂質シルト
7. 黒褐色(2.5Y3/2)粘土質シルト
8. オリーブ褐色(2.5Y4/3)中粒砂混じり粘土質シルト
9. オリーブ褐色(2.5Y4/3)1~2cm大の礫混じり砂質シルト
10. オリーブ褐色(2.5Y4/4)1~2cm大の礫・中粒砂混じり砂質シルト
11. オリーブ褐色(2.5Y4/4)砂質シルト・1~10cm大の礫・瓦を含む
(平安時代中期の整地層)
12. オリーブ褐色(2.5Y4/4)砂質シルト・上層より含有物少ない
(平安時代中期の整地層)
13. 黄褐色(2.5Y5/4)粘土質シルト・1~20cm大の礫を多く含む
(創建期整地層)
14. 暗灰褐色(2.5Y4/2)粘土質シルト(創建期整地層)
15. 明オリーブ褐色(2.5Y3/3)中粒砂混じり粘土質シルト・1~10cm
大の礫を多く含む(上石流堆積層)
16. 黑褐色(2.5Y3/2)2~20cm大の礫・細~中粒砂混じり粘土質シルト
(上石流堆積層)

第11図 金堂基壇北辺裾部 断面図 24次調査

第VII層 平安時代中期の整地土（3）

第IX層 創建時～平安時代の整地土（4・6）

第X層 自然堆積層（15・16）

第VI層は、石垣の裏込土である。

第VII層は、近世に斜面を造成した際の堆積土である。E①'礎石がその上面に据えられている。

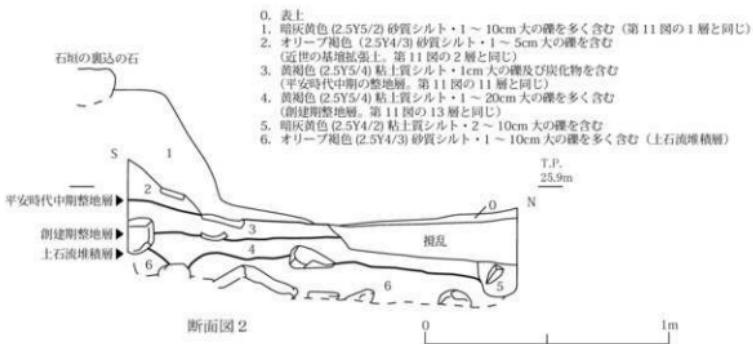
第VIII層は、基壇東辺の礫敷と同レベルで堆積する平安時代中期の整地上の延長である。瓦を大量に含む。

第IX層は、基壇東辺の犬走の延長となる基壇北辺の石列が切り込むことから、基壇造成時から平安時代までの地表面を構成する層である。瓦などの遺物が含まれる。

第X層は、基壇中央トレンチでも検出した自然堆積層（第V層）である。

（2）基壇北辺の遺構

現代の石垣とその裏込土を撤去し、基壇北辺を調査した。裏込土を除去したところ、近世の整地土が斜面上に堆積していたことを確認した（第II層）。E①'礎石の下層にあり、同礎石を北へ動かすための造成によるものであったことから、史跡の歴史的理縦に必要と考え、また遺構保護のため掘削せず現状保存した。このため、創建時基壇の北辺は確認できなかった。



第 12 図 金堂基壇北辺裾部 断面図 24 次調査

基壇裾部で検出した第Ⅶ層は、1～10cm 大の礫や土器・瓦片を多く含む整地層である。基壇北辺ラインである犬走を覆う層で、基壇東辺の平安時代中期の整地層と同レベルで堆積することから、同時期に整地されたものと考えられる。

第Ⅸ層は、基壇北辺の犬走が据えられた層であることから、平安時代以前の整地層である。基壇北辺の犬走は、東辺裾部で検出したような石組ではないことから、創建以降に補修ないし改変を受けたと想定できる。犬走は、基壇東北隅から E 列まで延長する。

E 列より西側には、礫を多く含む層が堆積する。この礫を含む層は第Ⅹ層に相当し、第 21 次調査で検出した金堂・講堂間に広がる上石流堆積物（第 6 図の講堂跡と金堂跡間参照）と同レベルで堆積する。

5. 金堂跡の調査まとめ

今回の発掘調査で得られた遺構の概要は以下の通り。

① 基壇

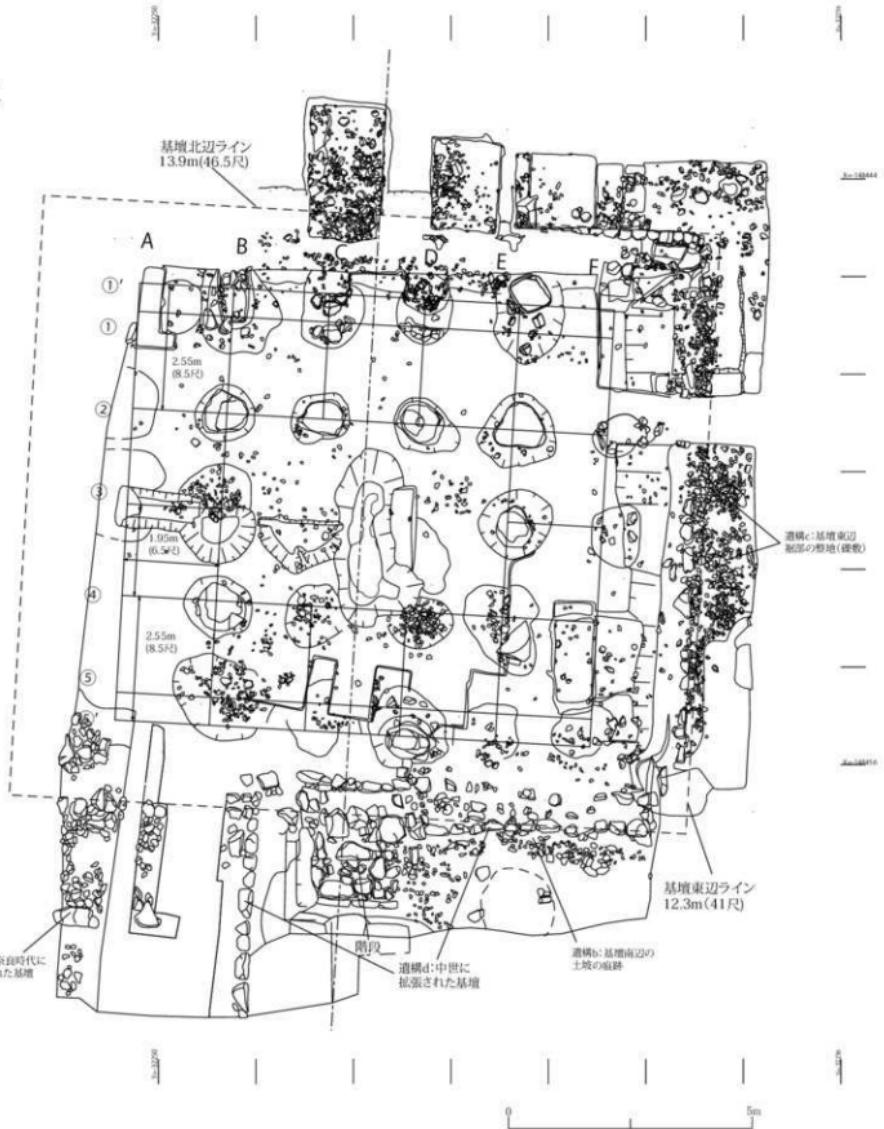
金堂基壇は、東西 13.9 m (46.5 尺)、南北 12.3 m (41 尺)、高さ 1.5 m (5 尺) の乱石積基壇である。基壇上面には礎石が 8 石残る。石や瓦などの材枠が敷かれた痕跡はなかった。基壇南辺には中央間 1 間分の幅の階段が取り付く。基壇築造では、版築や掘込地業を行わず、礫や砂・シルト層など周辺から採取できる扁状地堆積物を使用して築造された。

今回の調査で寺院創建期、平安時代中期と近世の 3 時期の遺構を確認した。

寺院創建期の遺構 基壇上面と下面で確認できた創建時に遡る遺構は、基壇東辺裾部で検出した犬走である。基壇東北隅では、基壇構築土に埋められた人頭大の石を検出している。

平安時代中期の遺構 基壇東辺の裾部では、犬走を覆う礫敷を確認した。礫敷に含まれる土師器片から、整地の時期を特定した。この時期には、南辺が土坡状に造成されるなど、基壇全体が改修を受けている。

近世の遺構 基壇北辺斜面上に含まれる陶磁器片から、江戸時代に基壇北側を拡張したことがわかった。この斜面上は、礎石①列の下層にあたることから、礎石を北へ 60cm 動かすために基壇北側を拡張した。



第13図 金堂基壇 既往調査トレンチ合成図

なお、第11次調査では、基壇上面に創建時基壇を南に拡張した石列が検出されていることから、創建時基壇を再利用した建物やその基壇の存在が想定できる。基壇上面第Ⅲ層に相当する。基壇東・北辺の裾部では、中世の遺構は検出していない。

②建物

創建時の建物 創建時の建物は、桁行5間・梁間4間で、桁行3間の身舎に庇が付く三間四面の金堂である。柱間は1.95m(6.5尺)の等間である。北側柱が①列、南側柱が⑤列、西側柱がA列、東側柱がF列となり、身舎の桁行はB～E列の3間、梁間は②～④列の2間の四面庇建物であった。礎石上面の平坦面から推測できる柱の直径は45cm～60cmである。5間4間の等間の柱配置から屋根の形状を寄棟造とした場合、棟通りが中央間1間分しか確保できない。よって屋根の形状は、入母屋造と考えられる。

平安時代中期の建物 平安時代中期には基壇や裾部の造成が行われた。建物の痕跡を示す遺構は検出していない。同時期に比定される軒瓦(KWM3・KWH4など)や丸瓦・平瓦が一定数出土しているため、少なくとも瓦の葺替えは行われていたであろうが、創建時の建物とは別の建物が建てられた想定はできない。

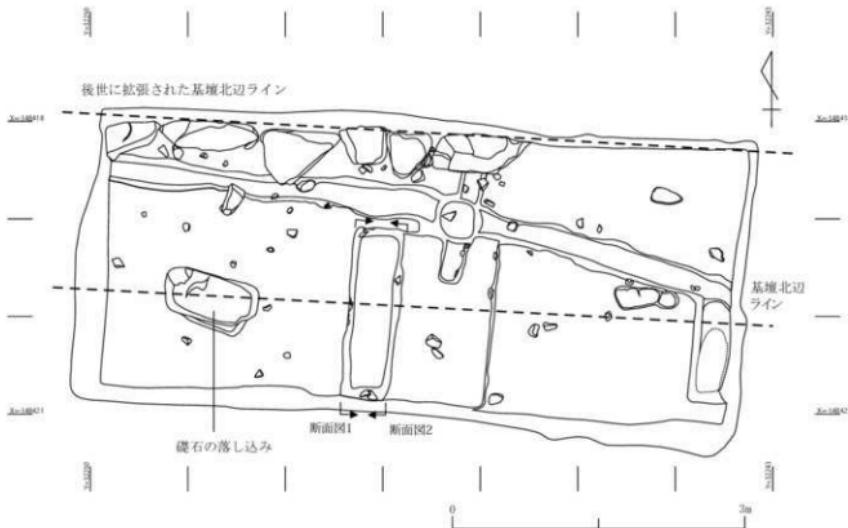
中世の建物 第11次調査では、基壇上面南側で創建時基壇とは別の石列が検出されており、創建時基壇を利用した建物(以下「中世仏堂」とする)の存在が指摘された。中世仏堂に伴う石列は、基壇上面の第Ⅲ層にあたり、15世紀代の土器が含まれる。14世紀代に発生し、河内寺廃寺跡の廃絶の原因となったとされる土石流以降も、基壇や建物は維持されていた。

中世仏堂に葺かれた瓦は、出土数が平安時代の瓦を超える量が出土している巴文軒丸瓦(KWM6・7)と均整唐草文軒平瓦(KWH12・13)が想定できる。KWH12・13の年代は、先行研究より13世紀末～14世紀代前半が想定されていることから、土石流後に建築されたと考えられる。今回の調査成果を踏まえ、この中世仏堂の規模について検討する。

現存する礎石はこれまでに、東西の側柱礎石と南の入側柱礎石2石が抜き取られた。加えて、南北の側柱礎石がそれぞれ基壇外側に向かって約60cm(2尺)動かされた。一方、北東と東南隅の柱跡(F①・F⑤礎石)では、①列から①'列、⑤列から⑤'列へ礎石が動かされた痕跡は確認できなかった。このことから、東西側柱(A・F列)礎石を撤去し建築した桁行3間・梁間4間の建物と、その後さらに北と南の側柱(①・⑤列)の礎石を移動させた建物とが建てられたことがわかる。後者は、基壇北辺の拡張とともに北側柱が動かされた時期である近世の建物である。また、南の側柱礎石を残しながら身舎の礎石を抜き取ったことは、建物内部の柱を取り除き、建物内の空間を広くする意図が考えられる。

以上より中世仏堂は、桁行3間(B～E列)、梁間4間(①～⑤列)で、柱間は創建時金堂を踏襲した6.5尺(1.95m)の等間であった。ただし、C④とD④礎石が抜き取られた時期が不明であるため、桁行3間、梁間2間に二面の庇が付く建物または桁行3間、梁間3間の内陣の後方に一面庇が付く構造のいずれかが考えられる。

近世の建物 前述のとおり、北側柱の礎石が動かされた時期は、江戸時代に下る。南側柱列の動かされた時期を示す根拠は未確認だが、F⑤'列への礎石が動かされた痕跡が確認できることから、北側柱の礎石と同時期に動かされたと考えるのが妥当である。従って、江戸時代には中世仏堂の南北柱列の礎石をさらに約60cm移動させ建築された建物が存在したことがわかる。現存する礎石と抜き取り状況より、桁行3間、梁間4間の建物が想定できる。



第14図 講堂トレンチ 平面図 24次調査

なお、近畿大学文芸学部による聞き取り調査によれば、地元の古老から金堂跡には鐘楼が建っていたとの伝承を確認しているが（近畿大学文芸学部 2015）、この建物との関係は不明である。

第2節 講堂跡の調査（第24次調査）

1. 調査に至る経過と成果の概要

(1) 調査に至る経過

第22次調査の結果、塔跡と考えられてきた基壇が金堂跡であったことが判明したため、金堂跡とされてきた北側の建物基壇は講堂跡となる。また回廊の取り付きを想定した講堂の規模は、それまで考えられてきた南北幅よりも短くなる。第3次調査では、講堂基壇北辺とされる石列を検出しており、この石列の性格や講堂基壇の北辺を特定する必要があった。

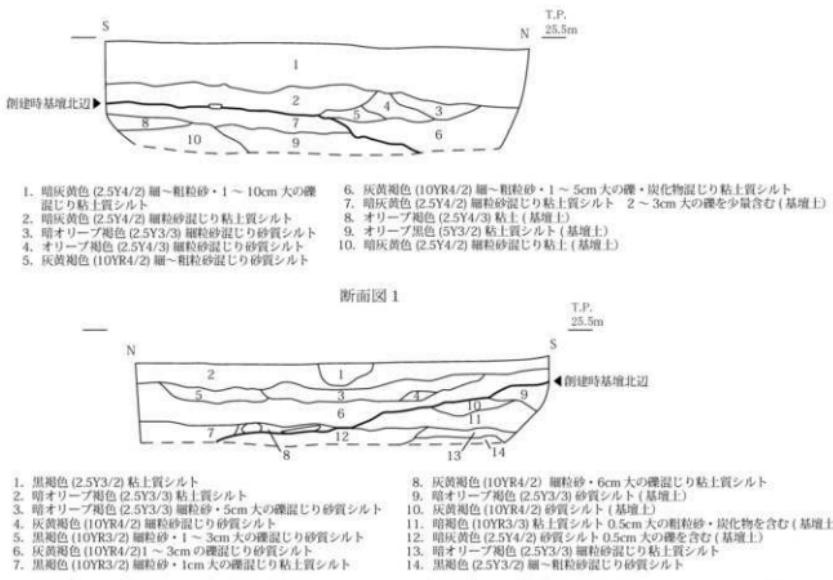
第24次調査では、史跡公園整備にあたり支障となる構造物（集水槽や排水管）の撤去に伴い、講堂基壇北辺を調査した。

(2) 講堂の概要

今回の調査により明らかになった講堂の概要は以下の通り。

建物 創建時の講堂は、桁行7間・梁間4間で桁行5間の身舎の4面に廟が取り付く五間四面の建物である。身舎は、桁行・梁間とも3m(10尺)、庇は桁行2.4m(8尺)、梁間は2.4mと3.0mとなる。

基壇 講堂基壇は、東西22.8m(76尺)、南北13.8m(46尺)の規模をもつ乱石積基壇である。基壇上面は後世の削平を受け、南側の1段目の石列を残すのみである。南辺には幅11.4mの階段が



第 15 図 講堂基壇 断面図 24 次調査

取り付く。階段の端は、正面3間分よりさらに柱間半分(1.5m(5尺))だけ外側に位置する。創建時の基壇高さは不明であるが、階段を3段と想定すると0.6～0.7mとなる。

2. 調査成果

(1) 基本層序 (括弧内は第15図(断面図1・2)の層番号)

第3次調査の埋戻土を除去し、構造物(集水槽や排水管)を撤去した。構造物設置に伴う埋戻土を除去し、断面観察を行った。なお、調査区は第3次調査トレーンチの範囲内にあたるため、表土からサブトレーンチ上面までの堆積は第3次調査の埋戻土である。

第I層 基壇削平後の堆積層(上層)(断面図1の1層。断面図2の1・2層)

第II層 基壇削平後の堆積層(下層)(断面図1の2～5層。断面図2の3～5層)

第III層 基壇外側堆積層(断面図1・2の6層)

第IV層 基壇土(断面図1の7～10層。断面図2の9～11層)

第V層 基壇外側堆積層(旧地表面)(断面図2の8層)

第VI層 基壇造成又はそれ以前の整地層(断面図2の12～14層)

第I層は中世以降の整地上である。瓦器碗の小破片を含む。

第I層に覆われた第II層は、講堂基壇上面が削平された後の堆積層である。

第III層は、基壇外に堆積した層である。

第IV層は、基壇土である。

第V層は、基壇構成外の旧地表面である。断面図2の8層は、平瓦の破片を含む。

第VI層は、講堂基壇下層の整地土である。寺院創建以前の須恵器高坏の脚部が出土したため、講堂基壇構築前の整地層の可能性がある。

(2) 基壇の状況

これまで基壇上面と考えられてきた第I層は、中世の土器片が混入することから、創建時の基壇土ではなく、中世以降に基壇上面を削平した際の整地土である。第II層に覆われた状態で堆積する第II層も同時期の堆積である。

既往の調査で礎石と考えられてきた幅1.0mの石を再確認したが、サブトレチの断面観察から第I層に混入するもので、落とし込まれたものである。

第III層の下層に北に向かって低く傾斜する層を検出した。これを第IV層とした。この北側には、水平に堆積する層があり、瓦の破片が含まれる。これらの状況から、第IV層の傾斜が創建時基壇の北辺ラインで断面図2の8層が基壇外の旧地表面（第V層）と考えた。8層を切り込む形で7層を確認したが、性格は不明である。

以上の状況から、講堂の基壇土は、第IV層（断面図1の7～10層。断面図2の9～11層）である。版築を行わず、粘土や粘土質・砂質シルトといった層を積み上げた状態を確認した。一部に2、3cm大の礎が混じる。掘込地業の痕跡は確認できなかった。

(3) 基壇北辺

第III層は基壇構築土の外側に堆積した層である。遺物による時期の特定はできなかった。同層上面の標高はT.P.25.2mであり、これまで基壇北辺とされたててきた石列の上面はT.P.25.5mとなる。

この状況から、基壇北辺は、創建時以降も北側に拡張されており、石列はその基壇北側拡張に伴い据えられたことがわかった。

(4) 建物の復元

基壇上面は後世に大きく削平を受け、礎石や礎石を据付けた痕跡もほとんど残っていない。一方で、第19・20次調査では、残存する基壇上面で礎の集積を確認し、根石の一部と考えた。

この根石の位置は、第24次調査で新たに検出した回廊礎石から回廊を3間分北側に延長し、講堂に向かって折り返した延長と一致する。よってこの根石を中央の柱間東側の入側柱の跡と考えた。この根石は寺院中軸線の東1.5m(5尺)に位置するため、中軸線で折り返して3m(10尺)の柱間が想定できる。

この入側柱の梁間を2.4m(8尺)とし、内側に桁行・梁間とも10尺の桁行5間、梁間2間の身舎を想定した。この場合、身舎の東西南辺から基壇の東西南端までの距離は全て3.9m(13尺)となることから、庇部分の柱間を2.4m(8尺)とし、軒の出を1.5m(5尺)と想定した。以上より講堂は、桁行7間、梁間4間で五間四面の身舎に庇が取り付く四面廂建物となる(第2・6図参照)。身舎は桁行・梁間とも3m(10尺)、廊は桁行・梁間とも2.4m(8尺)となる。

(5) 基壇の復元

建物の復元によって想定した創建時基壇は、東西22.8m(76尺)、南北13.8m(46尺)となる。

このときの基壇北辺のラインは、サブトレントで確認した傾斜ラインとも一致する。よって、創建時の基壇北辺の痕跡が確定し、創建時基壇の規模が明らかになった。

創建時の基壇高さは不明である。基壇南辺で検出した階段に伴う石列から、階段を3段と想定すると基壇高さは0.6～0.7mとなる。今回検出した基壇高さは0.2m程度である。

南に取り付く階段の幅は11.4m(38尺)で、基壇の東西辺の半分である。階段の端は、正面3間分よりさらに柱間1間の半分(1.5m(5尺))だけ外側に位置する。

3. 講堂の調査成果まとめ

今回の調査で、創建時の講堂基壇北辺を確認した。これまで講堂基壇の北辺と考えてきた石列は創建時のものではなく、後世に基壇を拡張した際の造成である。河内寺廢寺跡の旧地形は、北から南へ3%程度の勾配で下がっていることからも、講堂基壇北辺は崩れやすく、補修を繰り返していたと考えられる。

石列造成の目的が基壇の維持管理であれば、寺院存続期に行われたことになる。遺物による時期特定はならなかったが、石列を構成する石が創建時の乱石積基壇のそれよりも大ぶりな点が、後述する寺域北方(第28・29次調査区)の石列とも類似することから、講堂基壇の拡張が平安時代中期に行われた可能性も考えられる。

第3節 回廊跡の調査

これまでの調査で、東回廊の礎石は史跡指定地内外で17石(うち史跡指定地内で9石)が、南回廊礎石は史跡指定地外の工事立会で3石確認されていた。一方で、北と西回廊の遺構は未検出であった。史跡整備に伴う調査では、東回廊跡及と北回廊跡推定地で史跡整備に支障となる構造物の撤去に伴う発掘調査(第24次調査)を、西回廊跡推定地で、旧建物の基礎等構造物撤去工事に伴う発掘調査(第31次調査)をそれぞれ実施した。

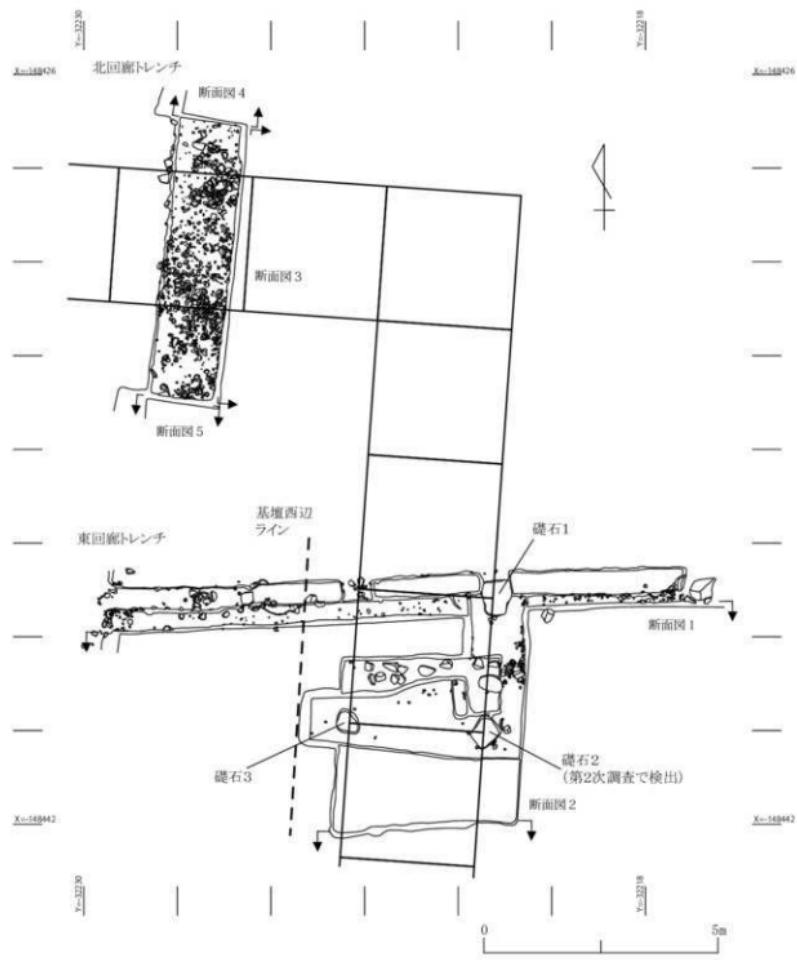
1. 東・北回廊(第24次調査)

史跡公園整備に支障となる3か所で現代の石垣の撤去が必要であった。石垣を撤去した際に遺構面が露出する可能性があったため、撤去と併せて発掘調査を実施した。

調査では、トレントを3か所設定した。このうち2つのトレント(第5・16図参照)で、東回廊と北回廊の遺構を検出した。

東回廊トレントでは、石垣の一部に原位置を保った回廊礎石(第16図の礎石1)が使用されていたため、石垣とその裏込土を撤去した。これにより、東の側柱礎石と、それに対応する西の側柱礎石の根石を検出した。また、断面観察から、回廊基壇西辺ラインを検出し、基壇の出が1.2m(4尺)であったことを確認した。また、近世以降の耕作土を除去したこところ、新たな礎石(礎石3)を検出した。

北回廊トレントでは、撤去する石垣の位置が講堂への取り付く北回廊の想定ライン上にあったことから、近世以降の耕作土を除去し、遺構の検出に努めた。礎石や根石など北面回廊を示す明確な遺構は確認できなかったが、断面観察から基壇土が残る状況を確認した。



第16図 東回廊・北回廊 平面図 24次調査

(1) 基本層序

① 東回廊トレンチの基本層序（括弧内は第17図（断面図1）の層番号）

- 第I層 旧耕作土（1）
- 第II層 床土（2・3）
- 第III層 基壇・礎石覆土（4）
- 第IV層 基壇外堆積土（5・6）
- 第V層 基壇土（7～12層）
- 第VI層 整地土（13層）
- 第VII層 自然堆積層（14・15層）

第Ⅰ・Ⅱ層は、耕作土層である。その下層の第Ⅲ層も、近世の遺物を伴う整地層である。耕作に伴う盛り土であろうか。

第Ⅳ層は、廃絶後に基壇上面に堆積した層である。基壇西辺の傾斜の外側に堆積する5層には、瓦が多く含まれる。

第Ⅴ層は、基壇を構成する層である。断面図1の7・8・12層など、水平に積み上げた痕跡も見られる。土石流とみられる自然堆積層の14層を切り込んで堆積する。

第Ⅵ層は、回廊基壇下層の整地上である。自然堆積層である15層を切り込むことから、基壇造成に伴う整地上と考えられる。

第Ⅶ層は、土石流による自然堆積層である。14層は基壇土に切り込まれる。15層は、基壇土下層に堆積し、東から西へと傾斜して下がる。

②北回廊トレントの基本層序（括弧内は第18図（断面図3～5）の層番号）

第Ⅰ層 旧耕作土（1層）

第Ⅱ層 床土（3層）

第Ⅲ層 整地層（上層）（5層）

第Ⅳ層 整地層（基壇土。下層）（6・7層）

第Ⅴ層 自然堆積層（10・11層）

第Ⅰ・Ⅱ層は耕作土層である。

第Ⅲ層は、近世の整地層である。東回廊トレントの第Ⅲ層に相当する。

第Ⅳ層は、土石流堆積層の直上にある基壇土である。東回廊トレントの第Ⅴ層に相当する。

第Ⅴ層は、土石流堆積層である。東回廊トレントの第Ⅶ層と同じレベルで堆積することから、寺院創建以前の堆積であることがわかる。

（2）調査成果まとめ

①東回廊基壇の状況

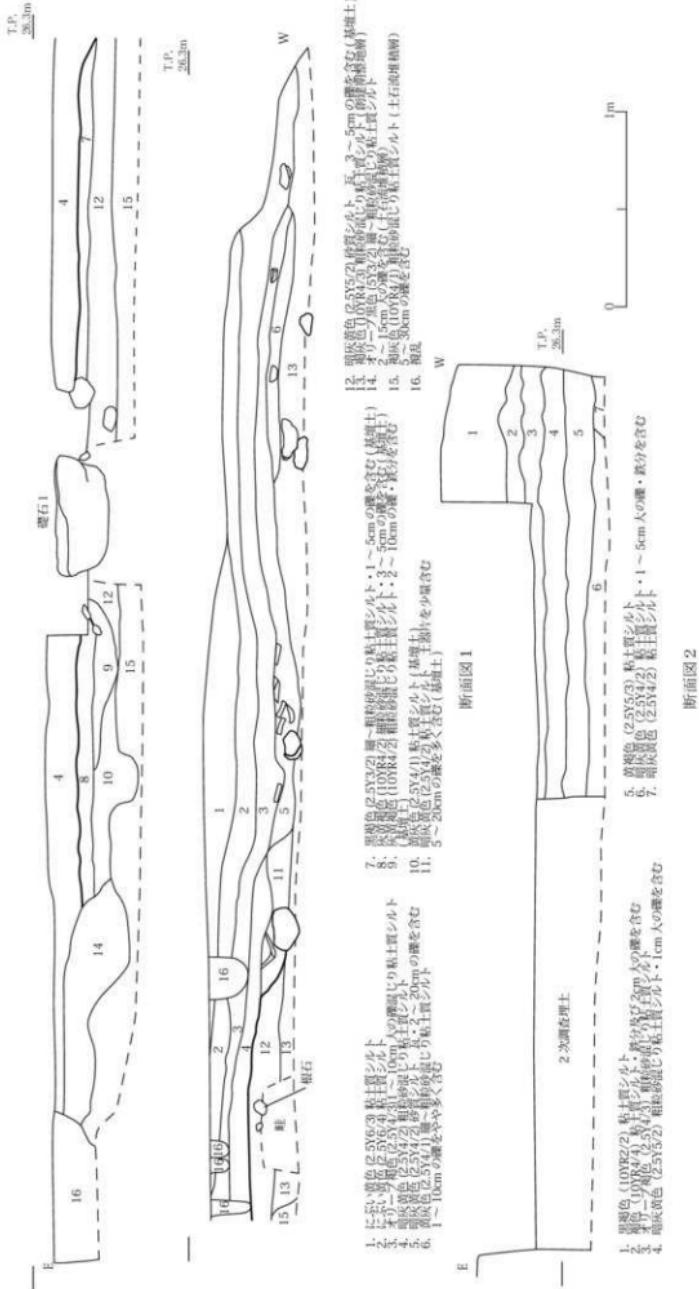
礎石 撤去した現代の石垣内から礎石とみられる石（第16図の礎石1）を検出した。その石の西3.0mの位置にも根石とみられる遺構を確認した。検出した礎石や根石が原位置を保っているかを確認するため、南側にある第2次調査で検出した礎石（第16図の礎石2）を再発掘した。確認したところ、礎石間の距離は3m（10尺）を測り、回廊礎石の柱間寸法と一致した。よって原位置を保った礎石である。

また、再発掘した礎石の西側で近世以降の整地層を除去したところ、これまで未検出だった礎石（第16図の礎石3）を検出した。

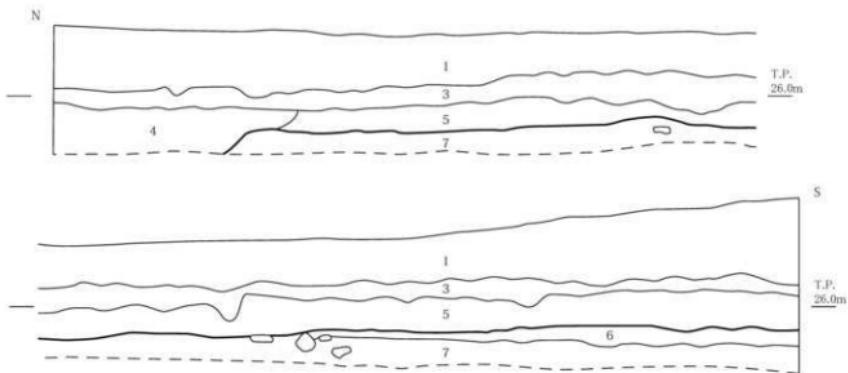
基壇 東回廊基壇の築成は、周辺の土石流堆積層上に基壇土を積み上げた。西辺では基壇土である断面図1の8層が緩やかに傾斜して下がっていく状況が確認できた。その西方には、幅25cmの石が据えられており、そのさらに西側には瓦や礫の堆積がみられた。よって、この石が基壇化粧石でその西側が基壇外である可能性が高い。

トレント下層で土石流堆積層を確認した。その直上を基壇土で整地している。金堂基壇と同様、寺院創建以前の土石流堆積物に基壇を築成したことがわかった。基壇東辺は、後世の攪乱により確認できなかった。

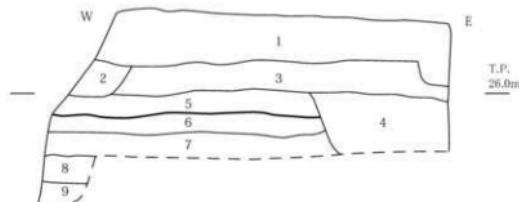
軒の出 既往の調査では、東面回廊東側で雨落溝を検出している。この雨落溝から遺構までの距離は



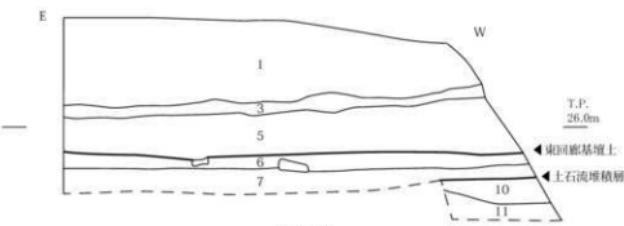
第17図 東回廊 断面図 24次調査



断面図3



断面図4

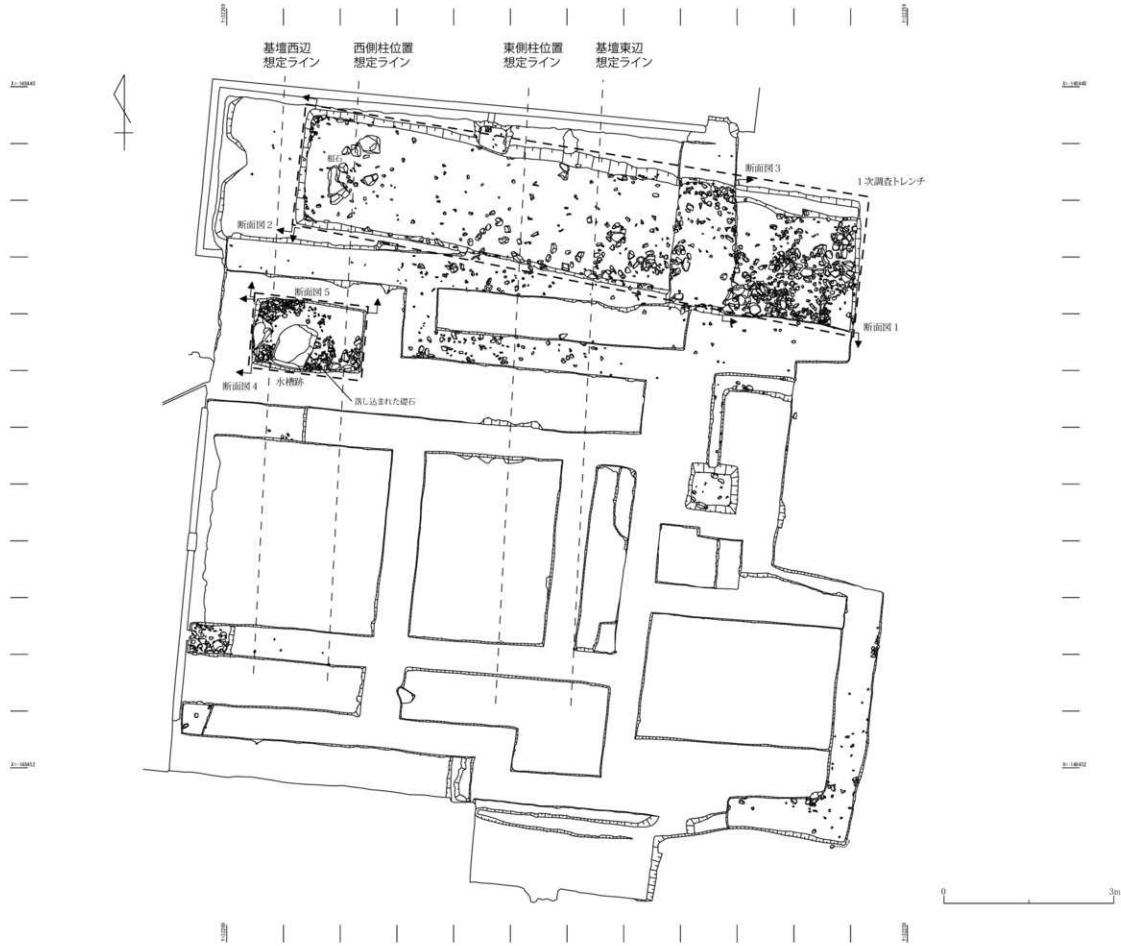


断面図5

1. 黒褐色 (10YR2/2) 粘土質シルト
2. 黄灰色 (2.5Y5/1) 細粒砂混じり粘土質シルト
3. 褐色 (7.5YR4/6) 粘土質シルト
4. 灰黃褐色 (10YR5/2) 粘土質シルト
5. 灰黃褐色 (10YR4/2) 砂質シルト・細～粗粒砂を多く含む
6. 暗灰褐色 (2.5Y4/2) 砂質シルト・上部に鉄分及びマンガン沈着 (基壇上)
7. オリーブ褐色 (2.5Y4/4) 粘土質シルト・1～2cm 大の礫を含む (基壇上)
8. オリーブ褐色 (2.5Y4/3) 粘土質シルト
9. 黑褐色 (2.5Y3/1) 細粒砂混じり粘土質シルト
10. 黑褐色 (2.5Y3/2) 粘土質シルト・3～5cm 大の礫をやや多く含む (上石流堆積層)
11. オリーブ黒色 (5Y3/1) 細粒砂混じり粘土質シルト (上石流堆積層)



第18図 北回廊 断面図 24次調査



第19図 西回廊 平面図 31次調査

1.7 m近くあり、桁行3 m（10尺）の回廊に対して軒の出が長すぎるという問題があった（東大阪市教育委員会2007）。前述のとおり、検出した根石の中心から、基壇西辺の化粧石の端までの距離が約1.2 m（4尺）であった。柱間10尺に対して軒の出が4尺と妥当な長さであることから、これを軒の出の長さと想定した。

②北回廊基壇の状況

講堂基壇の北辺の推定は、北回廊の存在を前提としたものであった。講堂跡の調査で創建時の北辺ラインを確認したことから、北回廊が存在した可能性が高まったが、礎石や抜取り等の明確な遺構は確認できなかった。寺院廃絶後に周辺を耕作地として再整地した際に、今回検出した礎石を含む石垣の北側一帯を削平したためであろう。

2トレンチで検出した東回廊基壇を覆う層に対応する第Ⅲ層の直下に整地層を検出しており、この下層にある土石流堆積層上面の標高は、TP.25.8 ~ 25.9 mである。2トレンチでは、土石流堆積層を基壇直下で検出したが、この上面も同じレベルで堆積しており、土色・土質は類似する。よって第Ⅳ層（6・7層）は、東回廊基壇上の延長で、北回廊の基壇土を残すことがわかった。

2. 西回廊（第31次調査）

西回廊推定地の史跡指定および公有化の後、現地に残る基礎等構造物の撤去に伴う発掘調査を実施した。敷地内には4棟の建物が存在したが、基礎撤去部分では河内寺廢寺に関連するような遺構を見出すことはできなかった。

一方、基礎撤去時に第1次調査のトレンチの跡を検出した。1次調査トレンチは東西13m、南北2mで、西端は確認できたが、東端は確認には至らなかった。トレンチの埋戻土を除去し、回廊基壇土と西側柱の根石とみられる約60cmの石や、土石流の痕跡を確認した。

また、かつての住人から、過去に水槽を設置しようと掘削した際、大きな石があったとの証言を得た。その部分（第19図の水槽跡）を再掘削したところ、礎石とみられる2石の巨石が多数の瓦とともに落とし込まれた状態で検出した。西側にある石は水槽跡の外に統いておりその大きさはわからないが東側の石は直径約80cmで上面は平坦であった。耕作に伴って落とし込まれた礎石と考えられる。

（1）基本層序（括弧内は第20図（断面図1）の層番号）

第I層 旧耕作土（1）

第II層 床土（2）

第III層 整地層上層（4）

第IV層 整地層下層（5）

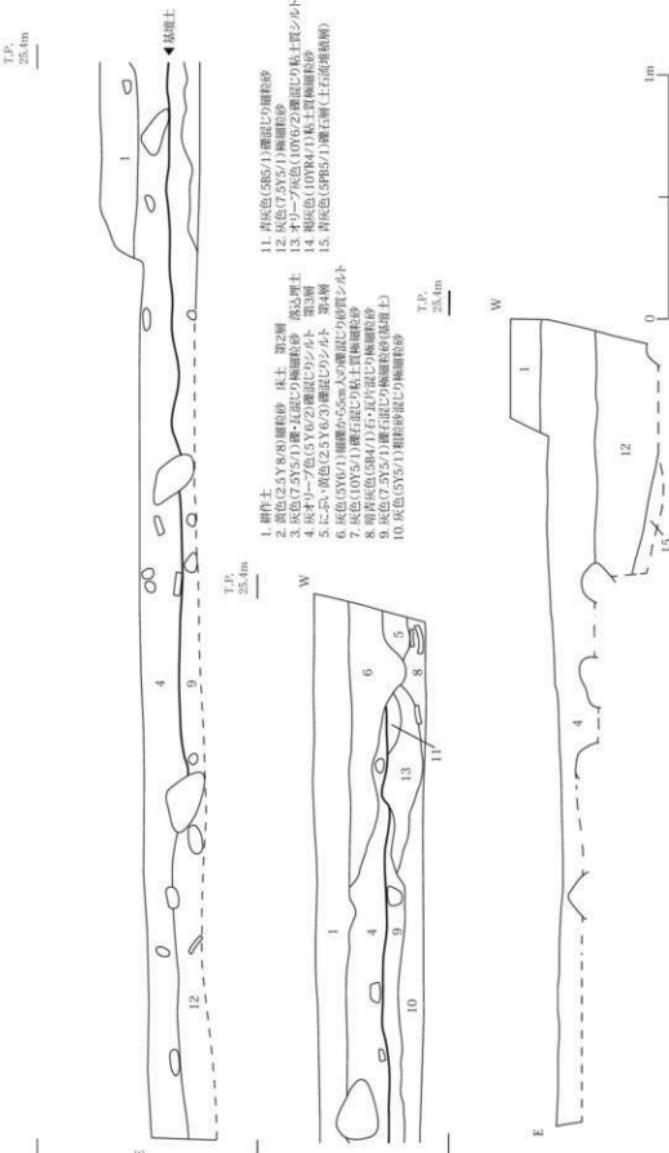
第V層 回廊基壇土（9～11・13）

第VI層 整地土（12・14）

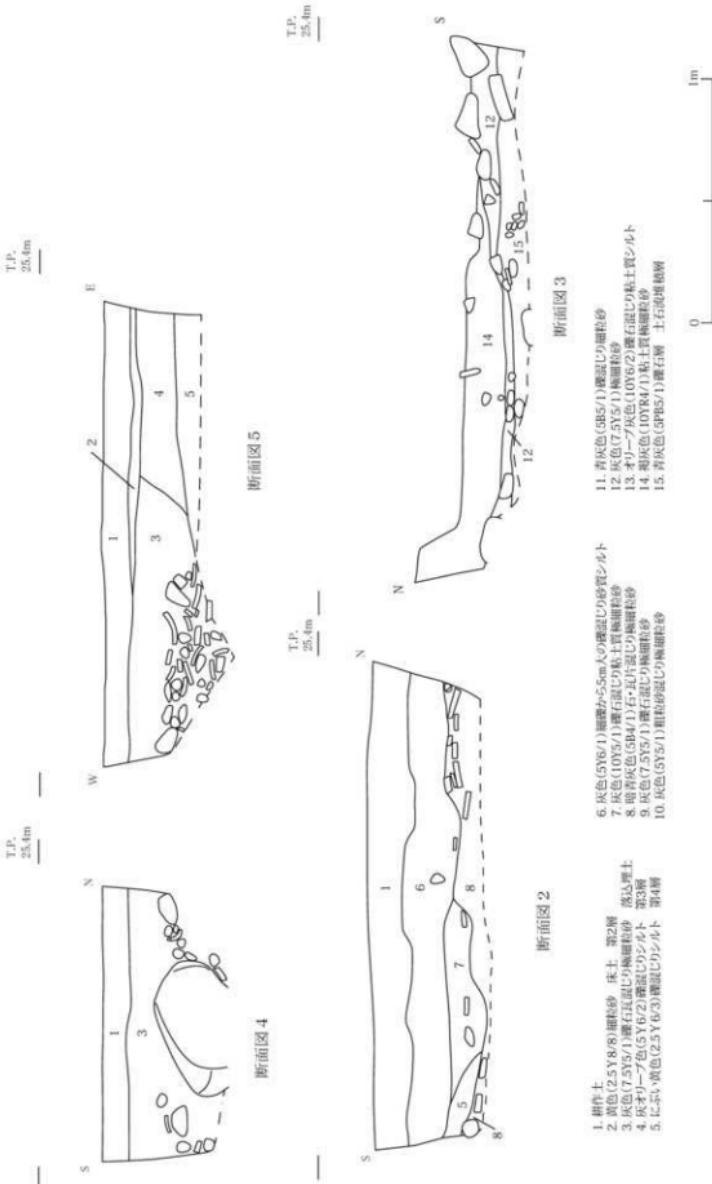
第VII層 土石流堆積層（15）

第III層と第IV層は中世遺物の包含層で耕作地化に伴う整地土と考えられる。建物基礎は第II層中あるいは第III層上面に留まっていた。

第V層は、後述する回廊の基壇土とみられる層である。基壇外には、整地層とみられる第VI層が堆積する。第VI層の直下には土石流堆積層があり、東回廊と同様の状況であった。



第20図 西回廊 断面図 31次調査



第21図 西回廊 断面図 31次調査

(2) 西回廊基壇の痕跡

水槽跡で見つかった礎石とみられる石の検出位置は西回廊の推定位置であった。このため1次調査トレンチ底部と南北壁面で、西回廊基壇の痕跡を見出せる可能性があった。

精査の結果、南北の断面で基壇土（第V層）を確認した。検出した基壇の幅は、約4.5mであった。基壇東端には基壇化粧と見られる立石があり、また西端にも根石とみられる立石状に埋まる直径60cm程度の石がある。

(4) まとめ

これまで未検出であった回廊跡を確認した。検出した遺構面の標高はT.P.24.6mであった。東西に傾斜する地形に立地するため、東回廊と西回廊で1m程度の高低差があることがわかった。回廊礎石の落としみや、基壇西辺とみられる落ちの検出など、今後回廊基壇の規模を確定する必要がある。

第4節 寺域北方の調査（第28・29次調査）

本節では、史跡追加指定地である寺域北方の発掘調査成果について報告する。調査は第28次調査と第29次調査に分けて実施した。後述するように調査トレンチの設定方法などが限局的であったため、第28次調査報告では、検出した遺構を想定し得る可能性の指摘に留め、最終的な寺域北方の成果は第29次調査報告にまとめるとした。

1. 第28次調査

(1) 調査に至る経過

平成27年度に実施した史跡公園整備工事では、史跡公園から排水する雨水管を北側隣接地の既設管に接続する必要があった。雨水排水管入れ替え工事時に発掘調査を実施したところ、古代寺院に伴うとみられる遺構を確認した（第25次調査）。

当該地は、大阪府教育委員会による昭和42（1967）年の第1次調査時に大型建物基壇とみられる石列を検出した地点で、これらの遺構が後の開発の影響を受けず残存していることを確認した。このため文化庁・大阪府と協議を行い、平成29年に当該地全体を史跡として追加指定し、土地の公有化を行った。

追加指定地には1970年代に建設された3棟の共同住宅があり、公有化と同時にこれらの建物や工作物を地権者が撤去した。この際、建物基礎や上間コンクリート等の地中構造物の撤去で遺構面が損傷するおそれがあったため、現地に残置させていた。公有化後、東大阪市が撤去工事やそれに伴って露出する遺構面の発掘調査を実施した。

基礎撤去と発掘調査は、3棟の建物のうち2棟を平成29（2017）年度に第28次調査として、残り1棟を平成30（2018）年度に第29次調査として実施した。

(2) 調査の概要

①期間 平成29年12月15日～平成30年3月31日

②調査方法

旧共同住宅の基礎、水道管や便槽跡を撤去し、これら構造物設置に伴う攪乱土を除去することで、遺構面を確認した。併せて第1次調査の埋戻土を除去した「1次調査トレンチ」で、同調査成果の

再確認を行った。

旧共同住宅は布基礎で、基礎の筋が東西方向と南北方向に設置されていた。南北方向の基礎ラインを西から東へと順に A 列、B 列…E 列と、東西方向の基礎ラインを北から南へと順に 1 列、2 列…5 列と設定し、基礎と搅乱土を撤去した。

また水洗化される以前に設置された便槽跡やその搅乱土を除去し、下層の堆積を確認した。便槽跡は調査区西端で南北方向に並んでいた。北から順に B S 1 ~ 4 トレンチと設定した。

(3) 基本層序

調査区全体の層序

第Ⅰ層 近世以降の耕作に伴う耕作土・床土層。

第Ⅱ層 床土直下にある近世以降の整地土。

第Ⅲ層 中世～近世の整地土。瓦の破片や礫を多く含む。

第Ⅳ'層 土石流後の整地層。

第Ⅳ層 土石流堆積層。

第V層 寺院創建以前～平安時代の堆積層。

(4) 調査区全体の成果

調査区全体では、土石流堆積物を広範囲で検出した。特に、調査区北半分で顕著であった。

1 次調査トレンチでは、同調査報告で言及された大型建物基壇の南辺や、階段とみられる南へ3.3m張り出した石列を再検出した（註1）。ところが、南へ張り出すとされる石列は平坦面が北面することから、基壇南辺や階段の石列とはなり得ない。石列は、講堂基壇東西辺と平行するが、南側の石列と北側の石列が対面することなどから、土石流以前に機能していた東西方向の溝（以下「東西溝」とする）を護岸する石組の一部と考えた。以下、トレンチごとの成果を述べる。

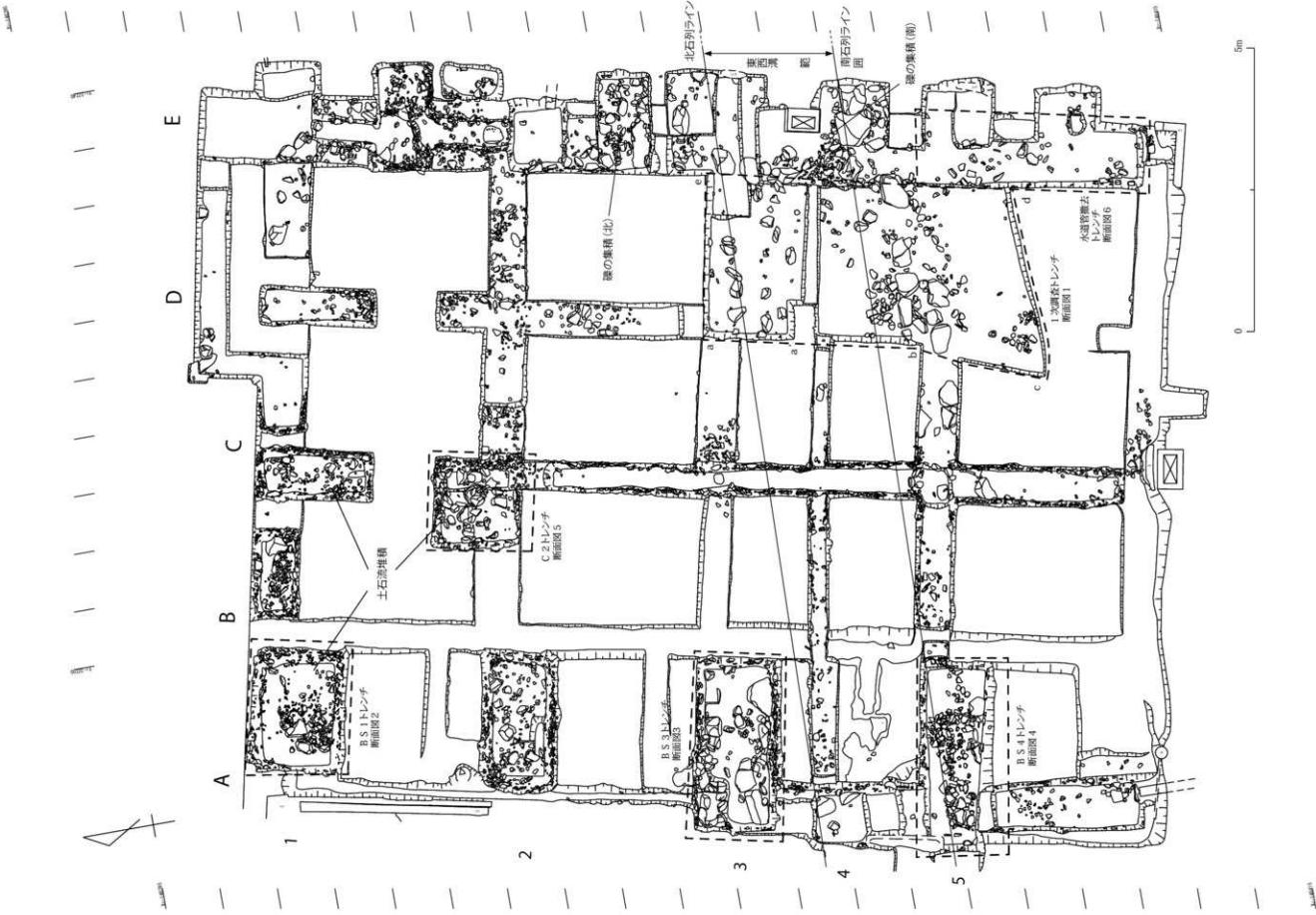
(5) トレンチごとの成果

① 1次調査再発掘トレンチ（第23図（断面図1）。図版13・14上）

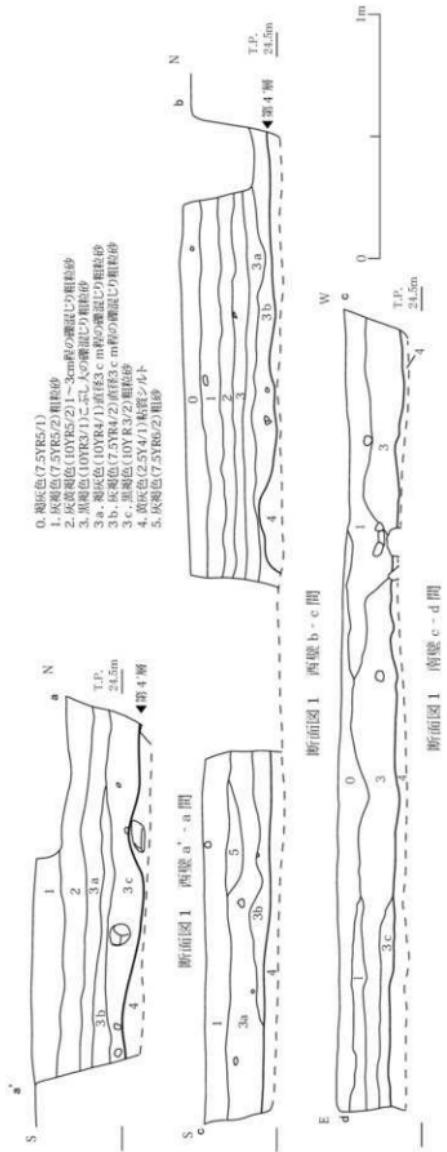
1次調査トレンチ埋戻土を再発掘したところ、東西方向の石列（以下「南石列」とする）を検出した。南石列の北約3mの位置に南石列よりも小ぶりの石が並んだ別の石列（以下「北石列」とする）を検出した（図版13上・14上）。前述のとおり同調査報告では、北石列は南に約3.3m張り出し、南石列を形成することから、2つの石列は乱石積基壇の南辺に取付く階段の一部であると報告されている。

しかしながら、南石列の石の並びはやや不規則で、平坦面は北面する。北石列は南石列よりも小ぶりで、据えられて並ぶ状況ではなかった。よって、これらの石列は、基壇や階段の遺構ではない。また、南石列を精査したところ、瓦器碗の小破片が出土したため、創建時まで遡る遺構でないことを確認した。

調査区東端の南石列の北側で、礫の集積を検出した（第22図の「礫集積（南）」）。断面観察から、南石列の北面側に礫を投棄したものであった。同じ状況は、北石列の北1.8mの位置にある礫の集積層でも確認した（第22図の「礫集積（北）」）。ここでは人為的かは不明であるが、30cm大の礫が集積し、南側に向かって重なる状況であった。現代の水道管理設や排水設備の設置で搅乱を受けるものの、これらの礫は土石流堆積層に覆われた形で堆積する。この礫層からは、10世紀代の土師器杯（報告番号112）がほぼ完形で出土した。



第22図 寺域北方 平面図 28次調査



第23図 1次調査トレーニング断面図 28次調査

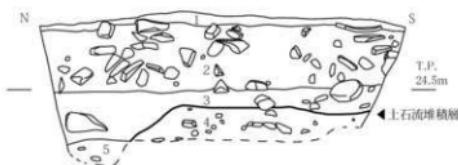
②B S 1 トレーニング (第24図(断面図2))。
図版11上)

調査区北西端に位置する。地中のコンクリート構造物やその設置に伴う搅乱土を除去したところ、その下層より土石流堆積層とそれを南北と東西に切り込みコーナーを形成する遺構を確認した。落込みからは13世紀代後半の瓦器碗の破片が出土した。また、遺構の一部を掘り下げたところ、下層より平安時代中期の土師器片を検出した。土石流以前の整地層が下層に残るとみられる。

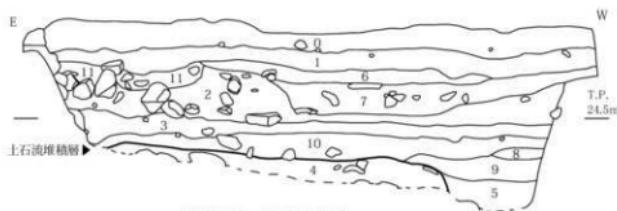
③B S 3 トレーニング (第24図(断面図3))。
図版12上)

床土直下層(第II層)のさらに下層に瓦礫を大量に含む盛土層を確認した。基本層序第III層にあたる中世～近世以降の整地層(9層)である。他のB S トレーニングでも検出されており、東から西へと傾斜して下がる地形を平坦に整地するための盛土とみられる。

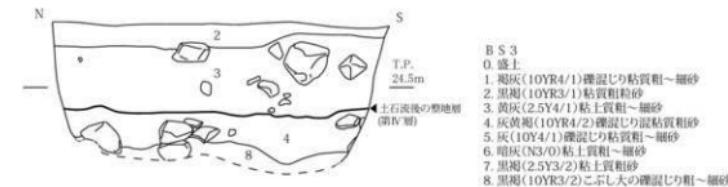
その礫層のさらに下、トレーニング北壁寄りに東西方向の礫の集積を検出した。径20cm～40cm程度の大きさの石が重なった状態であった。トレーニング南壁には、幅0.6m前後の石が3石残る。南壁3石はそれぞれ平坦面をもつが、据え付けられたような痕跡ではなく、投棄され埋められたものである。いずれの石も検出状況からは、人為的な石組みと判断はできない。上層と同じく、東西に傾斜する土地の整地に伴い、周辺にあった石を投げ込んだものであろうか。5層からは14世紀代の瓦質土器羽釜(報告書番号142)や13世紀後半の瓦器碗の小破片が含まれる。この時期に整地が行われたことを示す。整地層上面はT.P.24.35mで、B S 1 トレーニングの第IV'層と同レベルである。



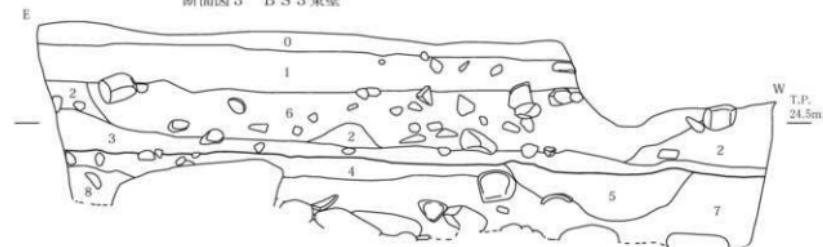
断面図2 BS 1 東壁



断面図2 BS 1 南壁



断面図3 BS 3 東壁



断面図3 BS 3 南壁



断面図4 BS 4 東壁

第24図 BS トレンチ断面図 28次調査

ことから、土石流後の整地である。

④B S 4 トレンチ（第24図（断面図4）。図版12下）

南石列を寺院の東西軸線に沿って西へ延長した位置で、20～30cm大の南面する3石の石列と瓦片・礫を大量に含む層を検出した。瓦片は南から北へと重なるように廃棄されていた状況であった。この瓦片を含む層からは瓦器や瓦質土器の破片が出土するものの、時期の特定には至っていない。投棄された瓦は、講堂に近いことから、講堂所用瓦の破碎・投棄したと考えられる。トレンチ内では、土石流状の堆積層は確認できなかった。

3石の石列と1次調査トレンチの南石列を結んだ線上には、C列と5列の交わる地点のやや南で30cm大の石を確認している。断片的ではあるが、1次調査トレンチ南石列は調査区西端まで延長する可能性が考えられる。寺院の東西軸上に位置することから、創建又は存続期に造成されたと考えられる。

⑤C 2 トレンチ（第25図（断面図5）。図版14下）

C列と2列の交わる地点では、他のトレンチよりも厚い土石流状の堆積層（断面図の3・4層）が確認できた。土石流堆積層の厚さは確認できた範囲でTP.24.1m～24.5mまでの40cmを測り、調査区内で検出した中では最も厚かった。

土石流堆積層の直上には、瓦と礫を多く含む第Ⅲ層（断面図5の1層）が堆積する。これは、周辺の土石流堆積層や瓦片を運び、盛土したものである。地表面であった痕跡がないことから、上層の耕作に伴う整地層と同時期に堆積したと考えられる。

⑥水道管撤去トレンチ（第26図（断面図6））

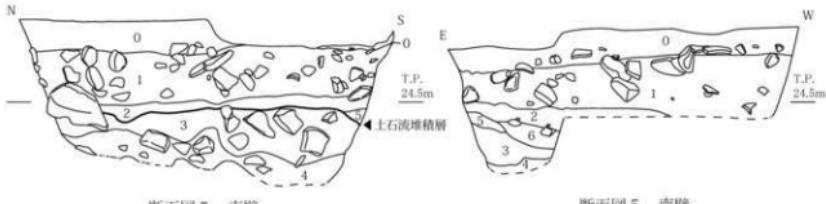
1次調査トレンチ東端は、同調査後に埋設された水道管により攪乱を受けていた。水道管とその埋戻土を撤去し確認した断面では、4層から創建期の瓦が出土した。この位置は南石列の下層にあたることから、南石列の築造は寺院創建以後で、4層はそれ以前の地表面であることがわかった。地表面は、自然傾斜に沿って北から南へと下がっていく。

（6）第28次調査のまとめ

石列の性格 南北の石列は、乱石積基壇ではないことがわかった。ただし第1次調査報告では、石列は講堂基壇と平行に並ぶと報告されている。断片的ではあるが、1次調査トレンチで検出した南石列やB S 4 トレンチでの大ぶりな石は、講堂基壇、すなわち寺院東西軸線と平行に並ぶ可能性を想定した。両トレンチとも、石列の外側（北側）に投棄されたような状況で、礫や瓦の堆積を確認した。

調査範囲の関係で、北石列の寺院東西軸線上の延長での遺構は確認できなかった。北石列の北方では、北から南に向けて礫が堆積し、土石流がこの上面に堆積する。

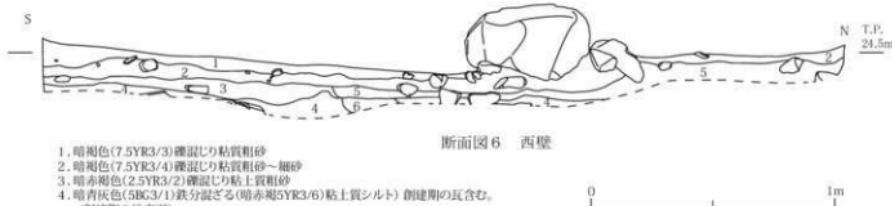
以上より、南石列は寺院の北側を区画する溝状の護岸施設の南辺であると想定した。確認した礫や瓦の集積は、この遺構の内側にあるため、埋め立てに伴った堆積である。一方、北辺の遺構は、未確認である。北石列の北方で確認した礫の集積は、平安時代中期の土器が含まれることから、同時代にこの位置にあった前身となる流路の北辺を縮小させるために埋められたとも考えられるが、詳細は不明である。その後発生した土石流により、1次調査トレンチ東側が埋まった。西側のB S 4 トレンチでは、溝としての機能が失われたことによる埋め立てが行われたと想定できる。



0. にふい黄褐色 (10YR5/3) 粘混じり粗～細砂
1. 黒褐色 (2.5Y2/1) 粘混じり細粒砂 瓦が多く含む
2. 黑褐色 (7.5YR3/1) 粘混じり細砂
3. 黑褐色 (7.5YR3/2) 粘混じり粘土質粗砂 (上石流堆積層)
4. 黑色 (2.5Y2/1) 粘混じり粘土質粗砂 (上石流堆積層)
5. 灰色 (5Y4/1) 粘土質粗砂
6. 灰色 (5Y4/1) 粘土質粗砂

第25図 C2トレンチ断面図 28次調査

南石列の石



1. 喀褐色 (7.5YR3/3) 粘混じり粘土質粗砂
2. 喀褐色 (7.5YR3/4) 粘混じり粘土質粗砂～細砂
3. 喀赤褐色 (2.5YR3/2) 粘混じり粘土質粗砂
4. 喀青灰色 (5BC3/1) 鉄分混ざる (明赤褐色5YR3/6) 粘土質シルト 倒壊期の瓦含む。
(倒壊期の地表面)
5. 灰色 (5Y4/1) 粘土質シルト
6. 黑褐色 (2.5Y3/1) 粘土質粗砂

第26図 水道管撤去トレンチ断面図 28次調査

なお、石列の造成の時期については、第29次調査報告にて述べる。

土石流の発生と寺院の廃絶 東西溝埋没と関連付けられる土石流の発生時期について検討する。

史跡公園内での発掘調査でも、土石流状の堆積が確認されており、河内寺廃寺の廃絶のきっかけとなっている。

土石流堆積層は、寺域北方の北石列のさらに北側まで及ぶ。上面の標高はT.P.24.3～24.6m付近で、南北石列上面とほぼ同レベルで堆積する。このことから、土石流は石列造成後に発生したことがわかる。C2トレンチやB S1トレンチでの検出状況から、調査区の旧地形に沿って南東から北西へと流れると推定できる。なお、土石流堆積層から遺物は出土していない。

今回の調査では、土石流堆積層を覆う層や土石流堆積層を切り込む遺構を検出した。土石流堆積層を覆う層は、基本層序の第IV'層である。B S1トレンチで検出した土石流堆積層を切り込む遺構や、B S4トレンチで検出した大量の瓦を含む層が該当する。南石列や第IV'層の堆積状況から、東西溝を護岸する石列の築造→土石流の発生→機能しなくなった東西溝の埋め立てや整地、という経過を想定した。

土石流堆積層直上の層や遺構から出土した瓦器碗や瓦質土器の年代観から、これらの整地や造成は13世紀代後半～14世紀初めに行われた。よって同時期には既に土石流が発生していたこととなり、土石流の発生も同時期かそれ以前に求められる。

これまで土石流により河内寺廃寺が廃絶したと考えてきたが、土石流の発生以降も、B S3トレン

チで検出したように、地形による高低差解消のための整地を行うなど、寺域北方の整地が行われたことがわかった。また、本章第1節「金堂跡の調査」で述べたとおり、KWH 12・13の時期が13世紀第4四半期～14世紀前半と位置付けられることからも、土石流の発生と寺院の廃絶を関連付けるには、慎重になる必要がある。むしろ、土石流発生後の復興期に、これらの瓦を用いた建物が再建されたと考える方が妥当である。この点については、第6章で述べる。

2. 第29次調査

(1) 調査に至る経過

第28次調査に続き、史跡公園北側に隣接する追加指定地に残る旧共同住宅の基礎等構造物撤去に伴う発掘調査を実施した。

調査期間は平成29年10月22日から平成30年3月31日までの間（基礎撤去および処分含む）実施した。

(2) 調査の概要

調査は第28次調査と同じく、基礎等の地中構造物と第1次調査の埋戻土を除去するとともに、露出した遺構面や断面の観察を行った。

(3) 基本層序

第I・II層 近世以降の耕作に伴う整地層

第III層 15世紀～近世の整地層

第IV'層 土石流発生後の整地層

第IV層 土石流堆積層

第V層 平安時代中期の整地層

第VI層 寺院創建以前～奈良時代の整地層

第28次調査区と隣接するため、同様の堆積状況が確認できた。ただし、トレント東半分は、近世以降の擾乱が大きいため、明確な層序を確認できていない。

第IV層までは第28次調査で検出した層序と同じである。第V層は南石列造成時の整地層、第VI層は寺院創建～平安時代の地表面である。

(4) 調査成果

①調査区全体の成果（図版15）

調査区内では、基礎等構造物の撤去に伴うトレントと1次調査で発掘した3つのトレントを再発掘した。本報告では、第27図のとおり1次調査Eトレント、CトレントおよびWトレントとした。1次調査Wトレントの張り出し部分が、第28次調査で再発掘した1次調査トレントにあたる。

調査区東部では、近世の搅乱や調査方法の制約もあり寺院に伴う遺構の確認はできていないが、中世の井戸が検出された（図版16上）。井戸は近世になって埋められたため、埋土のみを除去した。

1次調査トレントでは、南北の石列を再確認した。第28次調査区で検出した土石流堆積層は、調査区の南北分でより多く検出された。

調査区西辺には南北に水道管が埋設されており、水道管の埋設時の真砂土を除去し、調査区全体を南北に縦断する断面を確認した。この結果、南北の石列の造成時期とその石列を覆う土石流の堆積状

況を確認した。

また、第28次調査で検出した南石列を再発掘したところ、第29次調査区と同様、3石の石列で構成されていたことがわかった（図版19下）。

②水道管理戻土除去による南北断面（第28・29図（断面図1～3）。図版17上・18）

調査区全体の堆積状況は、水道管理戻土を除去し確認した南北断面（第28・29図（断面図1～3））で確認した。断面図2は、集水樹設置に伴う擾乱土を除去した部分の東壁断面である。

南北石列と東西溝 南北に向かい合う幅約3.0mの石列を検出し、その断面を確認した。南側の石列は、第28次調査で確認した南石列の延長にあたる。北側の石列の延長部も、第28次調査で確認した北石列の延長にあたる。どちらも寺院東西軸線の線上にある。

両石列は、土石流堆積層に覆われた状態（図版16下・17下）かつ、石列間を土石流が流れた痕跡（断面図3の3層）が確認できた。

南石列は、3列の石を並べて北から南へ段状に上がる。各列の幅と高さは20cm程度である。北側2列の石の上面レベルは、TP24.5～24.6mで、一番南の石列の上面はTP24.7mである。土石流状堆積物の影響で、原位置から動いた石もある。

北石列は土石流による擾乱で、築造時の姿は明らかではないが、1列ないし2列の石列と考えられる。

以上より南北石列は、第28次調査で想定した東西溝の護岸施設である可能性が高まった。

石列の時期 南北断面で南石列の裏込土を確認した（図版18上）。断面図2の2層である。退化した「て」の字状口縁をもつ土器が出土したことから、南石列は10世紀末から11世紀、平安時代中期に造成されたことがわかった。よって南石列の背面（南側）も、同時期の整地層である。

南石列と講堂間の整地 石列の築造に伴い、南石列と講堂間が整地された（図版17上）。断面図2の4～8層は、石列の造成に伴う整地土である。9・10層を切り込む。9層は3～5cm大の礫が混じる細砂層で、土石流堆積層である。これより南の断面図3では、1～3、5～7、8、14層にあたる。このうち3層と7層も土石流堆積層を含む層である。石列造成前にも土石流の堆積があったことがわかった。

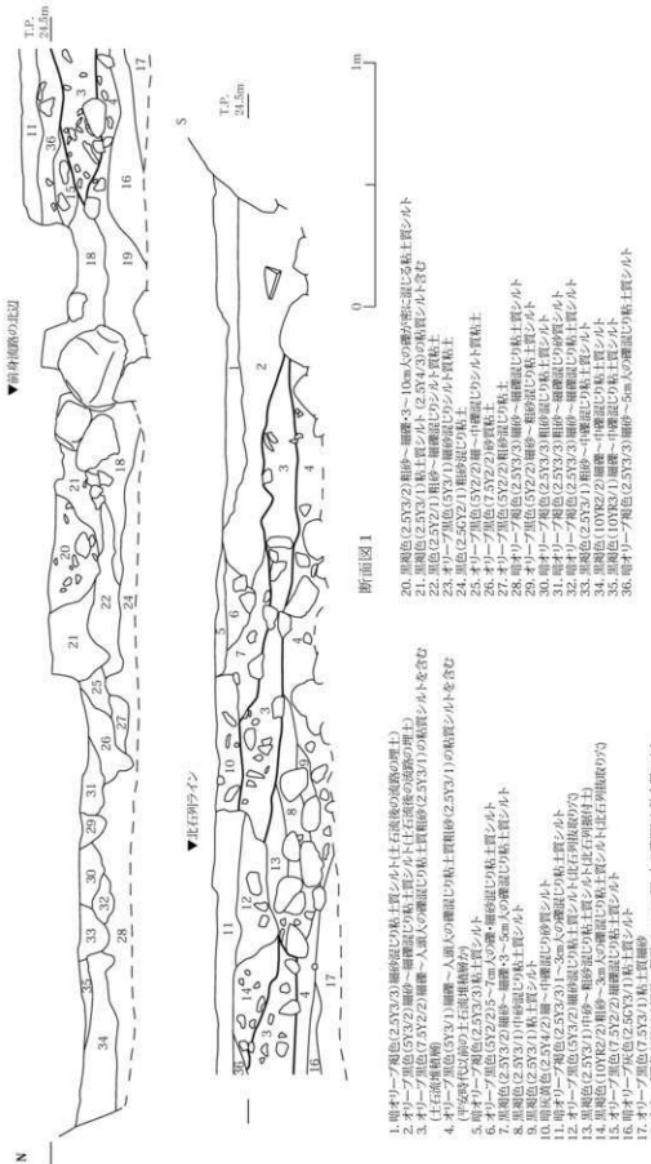
前身の流路 南石列と講堂間の整地層の下層には、断面図3の18・19層の暗青灰色～暗緑灰色の砂層が堆積する。第28次調査では、これに相当する層（水道管撤去トレンチ（第26図（断面図6）の4層）から創建期の瓦が出土している。講堂北方には東西溝の前身となる流路が存在していたことがわかった。

北石列の約2.3m北側の南北断面で礫の集積を確認した。地表面に近い上層から掘り込まれた3石（18・19層に含まれる）は後世のものであるが、それより下層の石は断面図1の24層を切り込む。層序から、北石列が造成された平安時代中期以前のものである。東西溝の前身となる流路北辺の石組の可能性が考えられる。石組のすぐ南は流路内の堆積で、その中から奈良時代の円面鏡が出土している（報告番号101。図版19上）。この石組みの西方には、第28次調査の1次調査トレンチで検出した礫の集積（北）が位置し、平安時代の土師器杯が出土している。流路内の堆積から徐々に南へと範囲が狭まっていた状況が、両調査で確認できた。

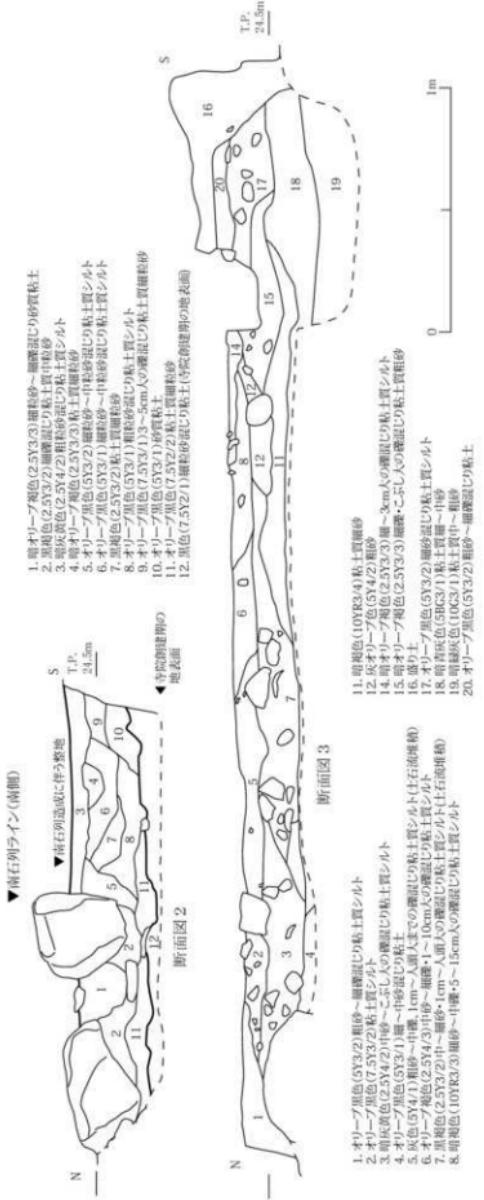
土石流後の東西溝 南北石列間の断面で、南北石列を覆う土石流堆積層を切り込む層を確認した。断面図1の2・6・7層である。北石列の約80cm南には、土石流堆積層を切り込み設置された小規



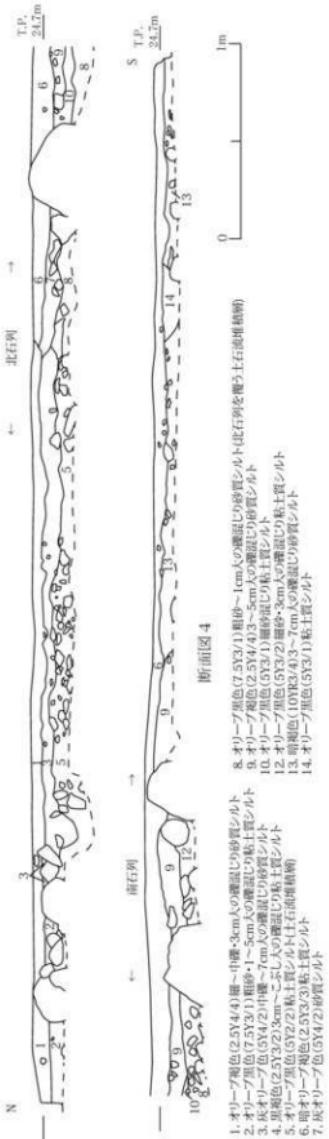
第27図 寺域北方 平面図 29次調査



第28図 南北断面図 29次調査



第29図 南北断面図 29次調査



第30図 1次調査Wトレンチ断面図 29次調査

模な石列（北石列2）が確認できることから、流路内の堆積と考えられる。土石流後にも、北石列2を用いた小規模な流路が残っていたことがわかった。

(5) 第28・29次調査のまとめと課題

①まとめ

寺城北方では、寺院創建時には東西方向の流路が存在した。流路南辺では護岸施設の痕跡は確認できていないが、北辺では護岸施設の石組とみられる遺構を確認した。

平安時代中期には、この流路の新たな護岸施設として南石列と北石列が築造され、南石列と講堂間の空間が整地された。北石列の位置は、前身の流路より約2.1m南方にある。同時期以前に発生した土石流の堆積を確認したことから、一連の造成の契機となった可能性がある。流路が創建期から機能していたことから、伽藍中心部に水が流れ込まないことを目的とした基幹水路とも考えられる。

その後、東西溝や南北石列は、13世紀後半から14世紀代に発生した土石流によって覆われた。土石流は、金堂と講堂の間を流れ、東西溝の東側（第29次調査区）を覆い、そのまま第28次調査区北西へと流れた。第28次調査区内の南北石列間では土石流堆積は確認していないが、東西溝の機能が失われたため、第28次調査B S 4トレンチで確認したような埋立てや整地が行われた。東西溝の一部は、規模を縮小した流路としてそれ以降も残ったが、耕作に伴う近世以降の整地で埋められた。

②課題

東西溝を挟んだ南北の整地層上にどのような施設が存在したかを確認する必要がある。

東西溝北方 調査区北方では土石流堆積層がほとんどみられず、安定した整地層を確認した。第28図（断面図1）の25～35層である。僧房や食堂などの施設は、これよりさらに北側に存在していた可能性がある。北石列のさらに北側に堆積する土石流層は、調査区北方の整地層に及ばない。調査区北方は、土壤状に盛り上がっていた可能性が考えられる。

調査区南方 南石列と創建時講堂北辺想定位置との距離は、約9mを測る。講堂基壇北辺の拡張された石列との距離で、約7.5mとなる。講堂基壇の想定上面の標高は、T.P.26.0m、南石列上面との比高差は約1.3mである。東西溝と講堂間に築地等の施設が存在したか、今後の検討が必要である。

註1 「第N地区（注：今回の調査地）第Ⅲ地区（注：講堂周辺）の田圃の北側一段下ったところの田圃である。その比高は約80cmであり、遺構の検出は殆んど期待していなかったが、予想に反して基壇南側突出部と考えられるもの的一部分（東側）を検出し得た。床土下極く浅い青褐色砂黄土面にあり、第Ⅲ地区的基壇の場合と同様突き固められた状態ではなくかつ石敷の内外共に特に土の変化が見られなかつたことが注意される。ここもまた大巾に削平されて基壇の基底部のみかろうじて残つたものであろうか。石は、第Ⅲ地区的基壇の石に比べてかなり大きく、必ずしも密接して据えられていない。突出部は、南に3.30m突出し、西に延びている様子であるが、遺存状態悪く途中で切れて、Nトレント拡張部西端にて再び現出している。その方向も、第Ⅲ地区基壇同様W15°Eである。石及び突出部の大きさからみて、ここに建てていた建物はかなり大きなものであったことが想像される。」（大阪府教育委員会 1968 より抜粋（原文ママ））

引用・参考文献

- 大阪府教育委員会 1968『河内寺跡調査概報－東大阪市河内町一』
- 東大阪市教育委員会 2007『河内寺廃寺跡発掘調査報告書』
- 東大阪市教育委員会 2011『東大阪市埋蔵文化財発掘調査概報：平成22年度』
- 東大阪市教育委員会 2013『東大阪市埋蔵文化財発掘調査概報：平成24年度』
- 東大阪市教育委員会 2015『国史跡河内寺廃寺跡第22次発掘調査概要』
- 東大阪市教育委員会 2016『河内寺廃寺跡第25次発掘調査概要』
- 近畿大学文芸学部 2015『平成26年度東大阪市地域研究助成金報告書 東大阪市内にある歴史文化遺産の調査及びその活用についての提言』

第4章 出土遺物

報告対象となる調査（第22、24、28、29、31次調査）では、整理用コンテナにして438箱におよぶ遺物が出土した。内訳は第22次調査90箱、第24次調査126箱、第28次調査163箱、第29次調査49箱、第31次調査10箱である。

本書において報告する発掘調査は史跡整備や史跡地にある地中構造物の撤去を目的として実施した。このため、基本的に古代の遺構よりも上位層の掘削、または断面観察に留めている。また、史跡地内は後世に耕作などによる削平の影響を受けた土地であることから、出土遺物は二次的な堆積層より検出されたものが大半を占めるため、遺構が形成された年代を示すものではない。よって本報告では遺物の種別毎に報告する。出土位置は第4・6表に記した。

第1節 瓦類

河内寺廐寺跡からは多量の瓦類が出土した。瓦の種類は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬼瓦、ヘラ書き瓦がある。軒瓦の型式分類は『河内寺廐寺跡発掘調査報告書』に従い、型式順に記す。瓦編年の第1期は飛鳥時代後期、第2期は白鳳時代～奈良時代前期、第3期は奈良時代中期～平安時代、第4期は中世に相当する。特に断らない場合、胎土は生駒西麓産で、第5章第2節にて松田氏が提案するネオジム磁石を用いた耐磁率の測定方法を試みたところ、資料により程度の差はあるが磁気反応を示した（第5章第2節、図版29参照）。この点について本章ではその事実を報告するに留め、今後詳細な比較検討が必要である。

1. 軒丸瓦

軒丸瓦は10型式を確認しており、KWM1～10に分類した。型式名は遺跡名称に由来するKWに軒丸瓦を示すMを付し1から順に数字を割り当てた。

KWM1（図版24-1） 素弁八葉蓮華文。無間弁。中房に瓦筋の変形が認められ、当初は中心蓮子が1つであったが、範を彫り足し蓮子配置1+6となった。外区外縁は素文縁。外区外縁の外側に平坦面をもつ。飛鳥時代後期。

1は中房の様子は不明。丸瓦を高い位置で接合しており、接合のために補充する粘土は少ない。瓦当裏面は摩滅している。瓦当側縁に沿ってヘラケズリ調整する。

KWM2（図版24-2～7） 細弁十三葉蓮華文。従前の報告では「単弁」としていたが、本報告より細弁とする。蓮子配置1+6。花弁が弁間にによって区切られる。外区には34個の珠文が巡る。範傷の進行、製作技術の変遷により3期（5段階）に分けられ、第5章第5節にて詳述する。各段階はこれに基づく。白鳳時代。

2、3は前期に当たる。いずれも瓦当文様の稜線は明瞭である。2は瓦当裏面には縦方向の指ナデ調整の痕跡が明瞭に残る。側縁はヘラケズリ調整する。丸瓦の接続位置はやや下がり、丸瓦の凸面側と凹面側に粘土を補充して調整している。瓦当と接続する丸瓦の凸面部に縦方向のナデ調整を施す。繩を巻いた叩き板で叩き絞めた（以下、「繩叩き」と略す）後、ナデ調整により繩目を擦り消すが、薄く残る。凹面の布目は1cm幅に縦糸9～10本を数える。3は瓦当裏面下半部に布目が残り、布

目押圧技法による。布で押された後、指で不定方向のナデ調整を施し、布目を擦り消す。瓦当裏面下半部と側面は、縁に沿ってヘラケズリ調整する。丸瓦の接続位置は高く、瓦当裏面には丸瓦を接続するための溝を施す。

4、5は中期に当たる。いずれも瓦当文様の稜線が明瞭ではない。4は瓦当裏面に一部ナデ調整がみられるが、磨滅により不明瞭である。5は瓦当裏面を不定方向にナデ調整する。外縁に竹管紋を連続して押捺する。

6、7は後期に当たる。いずれも瓦当文様の稜線が明瞭ではない。6は、大脇潔氏がSR (Side Round tile) 技法(註1)と呼称する丸瓦の先端が外縁をなす技法を用いたように見えるが、0.5cmほど薄く瓦当面を形成しており丸瓦先端は瓦当に達していない。瓦当裏面には丸瓦と接合する際に、補填粘土をナデつけた痕跡が残る。7は瓦当裏面全体にナデ調整を施す。丸瓦の接合方法は不明。

KWM 3 (図版 24-8) 単弁十二葉蓮華文。蓮子配置は1+5。花弁が完結せず、隣接する花弁と重なる箇所が見られる。花弁内部に子葉をもつ。外区は珠文と線鋸歯文が飾る。傾斜縁。中房に瓦范の改変が認められ、蓮子配置1+8から範を深く彫り直し1+5となる。平安時代中期。本市若江遺跡、本市西ノ辻遺跡出土瓦と同范である。

8は瓦当文様の稜線は磨滅により明瞭でない。瓦当裏面は指ナデ調整を施す。

KWM 4 (図版 25-9) 複弁蓮華文。内区の複弁上に珠点をもつ。外区には圈線を飾る。直立縁。平安時代後期。法勝寺(京都府京都市)出土瓦と同范である。

9は瓦当文様が明瞭である。瓦当裏面は剥離しており不明。色調は黒褐色を呈し、胎土は白粒砂を少量含むが精緻である。非生駒西麓産、他所からの搬入品か。

KWM 5 (図版 25-10) 複弁八葉蓮華文。蓮子配置は1+6。外区に珠文と圈線が巡る。周縁は高縁。平安時代。

10は瓦当文様が明瞭である。瓦当裏面は右斜め下方向にナデ調整を施す。側縁に沿ってナデ調整する。

KWM 6 (図版 25-11~13) 巴文。左廻り。珠文帯と圈線を施す。外区に珠文と圈線が巡る。外縁高は高い。鎌倉時代後期~南北朝時代。

11~13は瓦当文様の稜線が明瞭ではない。11は瓦当裏面を不定方向のナデ調整を施す。12は瓦当裏面に不定方向のナデ調整後、補充粘土を加え外縁に沿って指ナデ調整する。13は瓦当裏面全体にナデ調整を施す。

KWM 7 (図版 25-14、15) 巴文。右廻り。外区には密な珠文と圈線が巡る。外縁高は高い。鎌倉時代後期~南北朝時代。

14、15は施文の稜線は残存部分が少ないため不明だが、珠文の潰れは少ない。14は側面をナデ調整する。15は外側界線に範傷が認められる。側縁に沿ってナデ調整する。

KWM 8 (図版 25-16) 複弁蓮華文。独立した間弁をもつ。小片のため全容は不明。第9次調査でも破片資料が出土したがKWM 2と報告されていたため、本報告で新たに型式を設ける。

16は瓦当文様が明瞭に残る。瓦当裏面を欠損する。

KWM 9 (図版 25-17) 単弁十四葉蓮華文。蓮子配置は1+5。外区に珠文と圈線が巡る。傾斜縁。丸瓦は行基式か。第28次調査で出土し、本報告書にて新たに型式を設ける。奈良時代。

17は瓦当文様の突出が浅い。瓦当裏面はナデ調整し、周縁をケズリ調整する。丸瓦を接続する際、補充粘土をナデつけ調整する。瓦当と接する丸瓦の凸面部を縦方向のナデ調整を施す。丸瓦の凹面に残る布目は1cm幅に縦糸6~7本を数える。

第4表 出土位置一覧表(瓦類)

遺物番号	調査次数	遺構名	出土層位	遺物番号	調査次数	遺構名	出土層位
1	22	金堂基壇	第I層	46	24	金堂基壇北辺	第VII層
2	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層	47	24	金堂基壇北辺裾部	第IX層
3	24	金堂基壇北辺裾部	第VIII層	48	28	BS4	第IV'層
4	24	金堂周辺	—	49	24/25	回廊周辺	現代の石垣裏込土
5	22	金堂周辺	—	50	22	金堂基壇上面	第I層
6	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	51	24	金堂基壇上面	第I層
7	24	金堂基壇	第VI層	52	24	金堂基壇上面	第I層
8	24	金堂周辺	—	53	28	2-C・D間	第III層
9	26	—	—	54	28	2-C・D間	第III層
10	26	—	—	55	22	金堂基壇上面	第III層
11	22	金堂基壇上面	第III層	56	22	金堂基壇上面	第III層
12	22	金堂基壇上面	第II層	57	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
13	24	金堂基壇上面	第I層	58	—	—	—
14	29	東西溝	第IV'層	59	28	水道管撤去トレーンチ	第V層
15	22	—	—	60	22	金堂基壇上面	—
16	22	金堂基壇上面	第III層	61	24	北回廊トレーンチ	第III層
17	28	BS4	第IV'層	62	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
18	24	金堂基壇北辺裾部	第VI層	63	22	金堂基壇東辺裾部	第VIII層
19	22	金堂基壇上面	第III層	64	28	5-B・C間	第II層
20	28	1-2・C	第III層	65	22	金堂基壇上面	第III層
21	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層	66	22	金堂基壇上面	第III層
22	22	金堂基壇東辺裾部	第VIII層	67	22	金堂基壇上面	第III層
23	22	金堂基壇上面	第III層	68	22	金堂基壇上面	第III層
24	22	金堂周辺	—	69	22	金堂基壇上面	第III層
25	21	—	—	70	22	金堂基壇上面	第II・III層
26	22	金堂周辺	—	71	22	金堂基壇上面	第III層
27	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	72	22	金堂基壇北辺裾部	第VII層
28	24	回廊周辺	—	73	25	—	—
29	28	BS2	第IV'層	74	22	金堂基壇上面	第III層
30	24	金堂基壇北辺裾部	第VIII層	75	24/25	北回廊トレーンチ	第III層
31	28	BS1	第IV'層	76	24	—	—
32	24	金堂周辺	—	77	24	回廊周辺	現代の石垣裏込土
33	20	—	—	78	24	北回廊トレーンチ	第VI層
34	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	79	24	東回廊	第13層
35	22	金堂周辺	—	80	22	金堂基壇上面	第II層
36	29	—	第1次調査埋戻土	81	22	金堂基壇上面	第III層
37	22	金堂基壇上面	第III層	82	22	金堂基壇上面	第III層
38	22	金堂基壇上面	第III層	83	22	金堂基壇上面	第III層
39	22	金堂基壇東辺裾部	第III層	84	24	—	—
40	22	金堂周辺	—	85	22	金堂基壇上面	第III層
41	28	1-B・C間	第I・II層	86	22	金堂基壇北辺裾部	第III層
42	22	金堂基壇上面	第III層	87	22	金堂基壇上面	第III層
43	24	金堂基壇北辺	第II層	88	22	金堂基壇上面	第II層
44	24	金堂基壇	第I層	89	29	擾乱除去	第III層
45	24	—	—	90	24	—	—

※「—」は、地表面や既往の調査の残土などから出土したものと指す。

KWM 10 重閣文。第 15 次調査出土。『河内寺廃寺跡発掘調査報告書』では型式不明として報告しているが、本報告書にて新たに型式を設ける。

2. 軒平瓦

軒平瓦は 17 型式を確認しており、KWH 1 ~ 17 に分類した。型式名は遺跡名称に由来する KW に軒平瓦を示す H を付し 1 から順に数字を割り当てた。

KWH 1 (図版 26 - 18, 19) 三重弧文。挽型は 2 種類認められ、断面形は緩い波状と角張った山形状がある。曲線顎。顎部に正格子叩き (ア類・正格子叩き - 1) を施すものが多いが、稀にハケメ調整するものもある。凹面は布目が残る。桶巻作り。飛鳥時代後期。

18, 19 は緩い波状の断面形である。挽型は回転を利用して、左から右方向に施す。

KWH 2 (図版 26 - 20 ~ 24) 波状重弧文。弧線は上から第 1、第 2 と呼ぶ。瓦當に七重弧文を押し挽きした後、第 2、第 3 弧線上に × 文を押捺、第 5 弧線上に ○ 文を押捺する。下端の波状文は指捻りにより形成する。顎部には瓦当文様に類似した文様を施すが、瓦当ほど施文に規則性は認められない。○文、×文および挽型はそれぞれ 3 種ほど認められる。藤原京 (奈良県橿原市)、平城京 (奈良県奈良市、大和郡山市) 出土瓦 6561A 型式と同文。平瓦は桶巻作りで、瓦当および顎部へ施文を行った後、粘土円筒を分割する。顎は貼り付けの曲線顎。白鳳時代。

20 は ○× の施文を右から左方向へ施す。顎部は九重弧文に瓦当側から ×○× の順で施文する。凹面に布目と桶の側板痕が残る。広端面側に横方向のナデ調整を施す。21 は顎部に三重弧文と ○× を施文する。弧線の幅は 2.0cm を測る。三重弧文で幅広の弧線は、現時点で他の資料には見られない。凹面に布目と桶の側板痕が残る。広端面側に横方向のナデ調整を施す。顎部と側面の破面に白色物質が付着する。22 は瓦当左端が残る。顎部は九重弧文で、瓦当側から ×○× の順で施文する。凹面は布目が残り、広端面側に横方向のナデ調整を施す。白色物質が瓦当部、顎部と側縁部に、赤色物質が顎部に付着する。側縁は鋭利な道具で面取りする。23 は瓦当左端が残る。凸面は横方向のナデ調整のみで、顎部の施文はない。凹面には布目とナデ調整の痕跡が残る。凸面に白色物質がわずかに付着する。24 は瓦当右端が残る。顎部は九重弧文で、瓦当側から ×○× の順で施文する。凸面は繩叩き調整後、横方向のナデ調整を施す。凹面に布目と桶の側板痕が残る。布目には桶に巻いた紐の痕跡とみられる横方向の沈線が残る。広端面側に横方向のナデ調整を施す。側縁は鋭利な道具で面取りする。

KWH 3 (図版 27 - 25 ~ 27) 偏行唐草文。内区はデフォルメした左偏行の唐草文を施す。外区と脇区に線鋸歯文が巡る。下外区の右から数えて第 2、第 3 鋸歯文の左上に范傷が認められる。桶巻作り。白鳳時代。

25 ~ 27 は瓦当文様の稜線が明瞭ではない。25 は曲線顎。26 は凸面瓦当沿いに幅の狭い顎面を持つ曲線顎である。平瓦凹面は欠損。平瓦凸面は瓦当側端部を横方向にヘラケズリ調整し、後方はナデ調整を施す。27 は下外区の線鋸歯文の一つが面鋸歯文になる。曲線顎。平瓦凹面に桶の側板痕および布目が認められる。凹面の瓦当側端部に横方向のヘラケズリ調整を施す。平瓦凸面は不定方向のナデ調整を施す。平瓦凸面に白色および赤色の物質が付着する。

KWH 4 (図版 27 - 28) 山形文。外区、脇区とも素文。顎は曲線顎。一枚作り。平安時代中期。

28 の凸面は粗い繩目の叩きを施した後、ナデ調整する。凹面は布目が残る。極めて瓦当面が厚い。顎貼り付け式の直線顎。

KWH 5 型押し忍冬唐草文。文様は陰刻し、施文は太い。顎は曲線顎。一枚作り。平安時代中期。

KWH 6 唐草文。外区、脇区との境に二重界線が施される。顎は曲線顎。一枚作り。KWH 4、5

と同じく瓦当面が厚く、粗い縫叩き痕が残る。平安時代中期。

KWH 7 唐草文である。外区、脇区とは界線で区画する。顎折り曲げ。一枚作り。平安時代後期。

KWH 8 (図版 27-29) 均整忍冬唐草文。いわゆる法隆寺式軒平瓦。顎は曲線顎。桶巻作り。白鳳時代～奈良時代。太田庵寺(大阪府茨木市)から同范瓦が出土する。

29は瓦当文様の稜線が明瞭ではない。四面に布目が認められる。曲線顎。平瓦の平面形状は不正形をなし、隅軒平瓦と推測する。

KWH 9 均整唐草文。外区、脇区に珠文をもつ。顎は段顎に近い曲線顎。平安時代後期。

KWH 10 KWH 8と同范であることが判明したため、欠番とする。

KWH 11 (図版 27-30) S字偏行唐草文と考えられる。顎は曲線顎。小片のため全容は不明。平安時代後期。

30は顎部を縱方向のナデ調整し、瓦当裏面は横方向のナデ調整を施す。顎当貼り付けの曲線顎。四面は大部分を欠損しており、残存部分も磨滅しているため調整は不明。凸面は横方向のナデ調整を施す。非生駒西麓産である。

KWH 12 (図版 28-31, 32) 均整唐草文。中心飾りは下向き支葉。外区、脇区には密な珠文が巡る。外区、脇区は大きく突出する。顎は瓦当貼り付けの段顎。一枚作り。鎌倉時代後期～南北朝時代。生駒西麓産と非生駒西麓産のものが混在する。興福寺(奈良県奈良市)、西大寺(同県同市)、当麻寺(奈良県葛城市)などに類例がある(註2)。

31、32は瓦当文様の稜線が明瞭ではない。31は左脇区の珠文に範傷が残る。周縁上面と顎下面・後縁をそれぞれ面取りする。凹面には布目が残る。凸面はナデ調整する。非生駒西麓産である。32は瓦当に離れ砂を用いる。顎後縁を面取りする。非生駒西麓産である。

KWH 13 (図版 28-33, 34) 均整唐草文。外区、脇区の珠文はやや疎らである。外区、脇区は大きく突出する。顎は瓦当貼り付けの段顎。一枚作り。鎌倉時代後期～南北朝時代。生駒西麓産と非生駒西麓産のものが混在する。

33、34は瓦当文様が明瞭に残る。33は左右脇区の上から3つ目の珠文に範傷がみられる。周縁上面と顎下面・後縁を面取りする。凹面には布目が残る。非生駒西麓産である。34は瓦当に離れ砂を用いる。周縁上面と顎下面・後縁を面取りする。凹面には布目が残る。非生駒西麓産である。

KWH 14 (図版 28-35, 36) 無文瓦。顎は曲線顎と段顎がある。形状や調整法はKWH 1と同じであるが瓦当に文様を施さない。飛鳥時代後期。

35は顎を正格子叩き(ア類-正格子叩き-1)後、広端縁に横方向のナデ調整を施す。凹面に布目が認められる。凸面は顎部との境界からナデ調整を施すが、磨滅しており不明瞭である。顎貼り付け。36は顎部に斜格子叩き(イ類-斜格子叩き-1)を施す。道具瓦の一種とも想定しうるが、顎部に段差を有する以外に施文や製作技法に差がないため、本型式で報告する。一部鉄分が付着する。

KWH 15 均整唐草文。外区との境に界線が施される。顎は曲線顎。一枚作り。奈良時代後半～平安時代。

KWH 16 均整唐草文か。第20次調査で出土したが小片のため全容は不明。本報告書にて新たに型式を設ける

KWH 17 (図版 28-37) 均整唐草文。下外区には珠文が残る。小片のため全容は不明。顎は曲線顎。本報告書にて新たに型式を設ける。

37は瓦当中央を欠損する。凹面は横方向のヘラケズリ調整し布目が認められない。凸面は顎面を作り出し、後方は縱方向のヘラケズリ調整を施す。

3. 丸瓦

出土した丸瓦の大半は小片であるため、概ね全体の半分以上が残存する個体を分類の対象とした。粘土組成形、粘土板成形といった第1次成形技法のいずれかを判別できない資料が多い。そのため、まずは無段式（行基葺式、以下行基葺式とする）で頭円錐状の模骨による丸瓦と、狭端部を確認できる資料においては有段式（玉縁式、以下玉縁式とする）で薬瓶状の模骨による丸瓦の2種に大別した。次に、第2次成形技法では主に凸面の調整方法に着目し分類基準とした。成形技法、側端面や凹面の調整などは適宜記述する。

凸面調整には行基葺式丸瓦の場合、ハケメ調整するもの、線刻した叩き板による叩き目を残すもの、繩叩き目が残るもの、ナデ調整を施したため成形の際に生じる痕跡が残らないものに分かれ、IからIV類に分類した。玉縁式丸瓦は現時点では資料の制約があるため一括してV類とした。今後、資料の増補に寄せて再考を期す必要がある。

I類

粘土の合わせ目が横方向に確認できることから、粘土組巻上技法があることを確認した。凸面調整からハケメ調整（1）、線刻した叩き板による叩き目を残すもの（2）、2類に大別した。凹面の布目は密で、1cm幅に縦糸11～12本を数える。I-1、I-2ともに胎土、焼成が共通する。厚みは不均一な傾向にある。

I-1（図版32-38、39）凸面全体に縦方向のハケメ調整を施す。叩きの痕跡が認められない。1cm幅に6～7本、7～8本の条線があり、若干の粗密がある。ハケの原体は複数あると想定できるが、凸面の残存状況から特定に至っていない。飛鳥時代後期。

38の凸面は広く摩滅するが縦方向のハケメ調整を施す。凹面に布縫じ合わせ目が残る。凸面の狭端縁を0.5cm、凹面側の側端縁を面取りする。39は凹面の一部を0.5cm幅で縦方向のヘラ磨き調整を施す。凹面側の広端縁および側端縁を面取りする。いずれも5～10cm幅の粘土紐を使った粘土組巻上技法である。

I-2（図版32-40～42）凸面には線刻した叩き板による叩き目を残す。叩き目は、ア類-正格子叩き、イ類-斜格子叩き、ウ類-平行叩きの3種がある。この中で、ア類-正格子叩き-Iおよびイ類-斜格子叩き-Iの出上が多数を占める。この2種の叩き板は丸瓦、平瓦、軒平瓦で共通するもので時期は飛鳥時代後期にあたる。イ類-斜格子叩き-4やウ類-平行叩き-Iなどの例も確認しているが、これらは調整方法などから奈良時代の例である。奈良時代以降にも叩き目を残す瓦が出土しているため、主なものを第5表で記す。

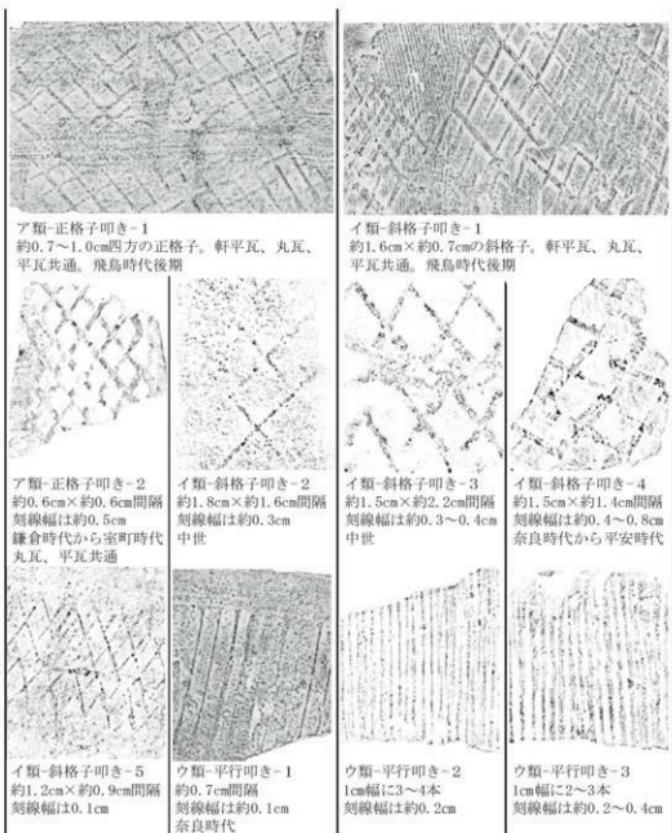
40は叩き板で凸面を叩いた後、部分的に縦方向のハケメ調整を施す。凹面には布縫じ合わせ目が残る。凹面側広端縁と凹面側の側端縁を面取りする。41は狭端部である。凹面には布縫じ合わせ目が残る。側端縁を面取りする。42は広端部である。凸面を叩いた後、部分的に縦方向のハケメ調整を施す。凹面は布目が残るが広端までおよばない。側端面は凹・凸面とともに面取りを行い、特に凹面側を深く面取りする。報告する3点はア類-正格子叩き-Iの叩き板を用いる。また、凹面側の側端縁には粘土円筒を分割するための分割突帯の痕跡が認められる。

II類

KWM2に組み合う丸瓦をII類とした。軒丸瓦に接合する丸瓦から凸面調整および製作技法を観察して検討し、下記の3類に大別した。KWM2における范傷の進行を踏まえ、II-1から3の順で製作されたと想定する（第5章第5節参照）。

II-1（図版34-43、44）KWM2の前期段階と組み合う。製作技法は粘土の合わせ目が横方向

第5表 叩き板一覧表



※特に断りがない場合、平瓦の叩き板を記す

S=1/2

に残る例と凹面に糸切り痕が残る例があり、粘土紐巻上技法、粘土板巻付技法があることを確認した。凸面調整は縦方向の繩叩き後、ナデ調整または縦方向のケズリ調整し叩き目を消す。凹面は調整しない。凹面の布目はやや密で1cm幅に縦糸7～9本を数える。凹面側広端縁のみ浅く面取りする。側端面には粘土円筒を分割した際の分割破面が残る。広端部径は14.5cm前後に収まり、体部の厚みは1.0～1.5cmある。飛鳥時代後期。

43、44は凹面には布綴じ合わせ目、糸切り痕が残る。

II・2 (図版34・36～45～47) KWM2の中期段階と組み合う。製作技法は粘土の合わせ目が横方向に残る例と凹面に糸切り痕が残る例があり、粘土紐巻上技法、粘土板巻付技法があることを確認した。凸面調整は繩叩き後、横方向または縦方向のナデ調整により繩目を擦り消す。凹面調整および面取りを行わない例が多い。凹面の布目はやや粗く1cm幅に縦糸7～8本を数える。体部の厚みはII-1より増し、1.5～2.0cmある。

45、46は凸面に横方向のナデ調整を施す。45は右側端縁の一部のみ面取りする。凹面に布綴じ合わせ目が残る。粘土の合わせ目が横方向に確認できることから粘土紐巻上技法により成形した蓋然性が高い。46は狭端縁に沿って指ナデ調整を施す。凹面に布綴じ合わせ目を残す。凹面両側端縁を一部ヘラケズリ調整する。47は凹面に布綴じ合わせ目が残る。広端縁および両側端縁を面取りする。II・3 (図版36～48) KWM2の後期段階と組み合う。凸面調整は縦方向の繩叩きの後、ナデ調整により繩目を擦り消す。凹面側の側端縁から広端縁へと連続性をもった面取りを施す。凹面の布目は1cm幅に縦糸6～8本、9～10本と粗密がある。粘土の合わせ目が横方向に確認できることから、粘土紐巻上技法にて製作した例を確認している。体部は1.5～2.5cmほどの厚みをもつ。

48は凹面に布綴じ合わせ目が残る。凹面側の広端縁および側端面を面取りする。

III類

凹面には粘土の合わせ目が認められる例と、糸切り痕が認められる例があり、粘土紐巻上技法、粘土板巻付技法があることを確認している。凸面調整は縦方向の繩叩きの後、ナデ調整を施し繩目を擦り消す。凹面に残る布目は粗い。これらの特徴を有する奈良時代～平安時代の丸瓦をIII類とし、凹面調整の方法から2種に大別する。

III-1 (図版38・40～49～52) 凹面の狭端縁、広端縁、側端縁を面取りする。特に広端縁は4～6cmほど深く抉るように面取りする。凹面には布目が残り、1cm幅に縦糸8～9本を数える。凹面には約4cm間隔で粘土帯の合わせ目や糸切り痕が認められ、粘土紐巻上技法と粘土板巻付技法による例を確認した。

49は凹面に糸切り痕が残る。凹面側の側端縁は両側とも面取りする。50は凹面に布綴じ合わせ目が残る。凹面側の広端縁および両側端縁を面取りする。51の凹面には布綴じ合わせ目が残る。IV・凸面の狭端縁および広端縁、凹面側の側端縁を面取りする。

III-2 (図版40～53、54) 凹面調整を行わない点がIII-1と異なり、基本的に凹面側の側端縁への面取りを行わない。凹面に残る布目は粗く1cm幅に縦糸5～6本を数える。

53の凸面調整は繩叩き後、ナデ調整する。凹面は糸切り痕が残る。側端縁は凹面側のみ面取りする。54は凹面に糸切り痕が残る。凹面調整は行わない。

IV類 (図版42～55～57)

凸面は縦方向の繩叩き後、ナデ調整または縦方向のケズリ調整を施すことで、繩目を丁寧に擦り消す。凹面側広端縁を浅く面取りする。凹面に残る布目は粗く、1cm幅に縦糸が4～6本収まる。吊り紐痕が残る資料が認められ、1～2条の燃り紐は緩い弧状を描く。断面形は広端部から狭端部にかけ

けて緩やかな弧を描き、狭端部付近で強く湾曲する。広端部幅は15～16cmを超え、河内寺廃寺跡より出土する瓦当径に組み合うものはない。体部は総じて2～3cmの厚みがある。平安時代後期～鎌倉時代。

55は凸面を縄叩き後、ナデ調整により縄叩きの痕跡を擦り消す。凹面は布綴じ合わせ目、糸切り痕が残る。狭端側に吊り紐の跡が2条残る。狭端縁および広端縁を浅く面取りする。凹面側の側端縁は全体に面取りするが、凸面側の側端縁は狭端部付近のみを面取りする。56は凸面に縦方向のケズリ調整後、横方向のナデ調整を施す。凹面は広端縁を8cmほど深く面取りし、1条の吊り紐痕と糸切り痕が残る。凹・凸面側の側端縁を面取りする。57は凸面を縄叩き後、ナデ調整により縄目を擦り消す。凸面広端部付近は縦方向のケズリ調整後、横方向のナデ調整を施す。凹面は糸切り痕と吊り紐痕が一条残る。凹面の狭端縁を幅1～2cm、広端縁は3～4cm面取りする。凹面側の側端縁を面取り、凸面側の側端縁は狭端部付近を浅く面取りする。

V類

狭端部を確認できる資料のうち、玉縁式丸瓦を一括してV類とした。行基式の丸瓦総量に比して出土点数が少なく、分類が可能な3点について報告する。白鳳時代～中世にかけて出土する。形状・調整技法から2類に大別したが、今後分類を進める。

V-1（図版44～58）凸面調整は縄叩き後、横方向のナデ調整を行う。凹面側の側端縁および広端縁を面取りする。凹面に残る布目は1cm幅に縦糸6～7本を数える。白鳳時代～平安時代。丸瓦II・III類と共に伴する。

58は側端縁および広端縁を面取りする。

V-2（図版44～59、60）凸面に横方向のナデ調整を行う。凹面側の側端縁の面取りや、凹面調整を行わない点が1類と異なる。狭端部径と広端部径がほぼ等しく、約11.5cmと小さい。KWM6・7に組み合う丸瓦と想定する。中世。

59、60は凸面を縦方向の縄叩き後、ナデ調整により擦り消す。一部に布目が残り一枚作りによるものである。凹面は布綴じ合わせ目が残る。狭端縁を浅く面取りする。側端面は一部分割破面が残る。59は玉縁の端縁に平行する凸線をもつ。

4. 平瓦

出土した丸瓦の大半は小片であるため、概ね全体の半分以上が残存する個体を分類の対象とした。桶巻作り、一枚作りといった第1次成形技法と凸面調整に着目し、分類基準とした。凸面調整はハケメ調整するもの、叩き板による叩き目を残すもの、縄目叩きが残るもの、ナデ調整を施したため成形の際に生じる痕跡が残らないものに大別でき、I類からIV類に分類した。成形技法、側端面や凹面の調整などは適宜記述する。

I類

桶の側板痕は明瞭に認められないが、凹面には布綴じ合わせ目の痕跡が残る資料を確認しており桶巻作りと想定する。凹面に残る布目は密で、1cm幅に縦糸11～12本を数える。凸面調整はハケメ調整（1）、線刻した叩き板による叩き目を残すもの（2）、2類に大別した。

I-1（図版46～61）凸面全体に縦方向のハケメ調整を施す。1cm幅に6～7本、7～8本の条線を有し、若干の粗密があることからハケメの原体は複数認められる。凸面の残存状況から特定に至っていないが、丸瓦I-1と同じ原体と想定する。飛鳥時代後期。

61は凸面にハケメ調整を行う。

I - 2 (図版 46 - 62 ~ 64) 凸面には線刻した叩き板による叩き目を残す。主な叩き板の種類は第5表に記した。飛鳥時代後期の叩き板はア類・正格子叩き・1、イ類・斜格子叩き・1を確認しており軒平瓦、丸瓦、平瓦と共に通する。ウ類・平行叩きは奈良時代以降に出現する。

62、63は凸面を斜格子叩き(イ類・斜格子叩き・1)後、ナデ板によって部分的にナデ調整する。凹面側の側端縁を浅く面取りする。62には凹面に糸切り痕と布縫じ合わせ目が残る。側端面は凹面側から分割裁線を入れて分割後、破面を部分的に調整する。63には凹面に布縫じ合わせ目が残る。側端面は分割裁線と破面は認められず、平滑にケズリ調整する。体部はいずれも2cmほどの厚みを有する。64は凸面を平行叩き後(ウ類・平行叩き・1)、ナデ消す。凸面の狭端縁を幅2cmほど面取りする。凹面は側端縁のみ面取りする。体部は3cmほどの厚みを有する。奈良時代。

II類

桶巻作りの平瓦である。凸面には繩叩きの後にナデ調整を施す。調整方法より大きく2類に分けた。凸面に繩目の痕跡を明瞭に残し、断面形状は山形を呈し、凹面調整が認められない例を1類とした。凸面に残る繩目の頂部が面を持ち平坦であり、凸面側の側端縁に縦方向の段差を有し、また凹面調整が認められない特徴を有する例を2類とした。II - 1類は粘土円筒を分割した後、成形台を用いて調整したとは考えられない。一方、II - 2類の特徴を勘案すると、粘土円筒分割後に成形台を用いて凹面調整した蓋然性が高い。I - 2類ともに凸面調整の方法から以下のとおり細分した。凹面に残る布目は密で、1cm幅に縦糸8~10本を数える。

II - 1 - 1 凸面に縦方向の繩叩き調整を行う。

II - 1 - 2 (図版 48・50 - 65 ~ 70) 凸面調整は縦方向の繩叩きを行った後、回転を利用して板状工具によって横方向のナデ調整によって繩目を擦り消す。ナデ調整を施す部位によって下位区分として、(a) 凸面狭端側半分をナデ調整するもの、(b) 凸面全面をナデ調整するものとする。恭仁宮跡(京都府木津川市)、正倉院(奈良県奈良市)に類例がある(註2)。

II - 2 - 1 (図版 52 - 71 ~ 73) 凸面調整は縦方向の繩叩きを行う。下位区分として、(a) 広端部の両角を斜めに切削するもの、(b) 切削しないものとする。

71は凸面を縦方向の繩叩きを施した後、四型成形台に乗せ、凹面に残る桶の側板痕の突出部をナデつける。側端面は平滑に仕上げられ、広端部の両角を斜めに切削した後、凹面側を面取りする。72は凸面を縦方向の繩叩きを施した後、四型成形台に乗せ、凹面の桶の側板痕である突出部をナデ調整する。凹面側から見て左側端縁は凸面側のみ面取りし、右側端縁は凹面側のみ面取りする。広端部の両角を斜めに切削する。いずれも(a)に該当する。

II - 2 - 2 (図版 54・56 - 74 ~ 77) 凸面調整は縦方向の繩叩き調整を行った後、回転を利用して板状工具によって横方向のナデ調整を施し繩目を擦り消す。ナデ調整を施す部位によって下位区分として、(a) 凸面狭端部および広端部をナデ調整するもの、(b) 凸面全体をナデ調整するものとする。

74は凸面に縦方向の繩叩きを施した後、凸面の狭端面側、広端面側それぞれ10cmほど横方向にケズリ調整する。側端縁に四型成形台痕が残る。凹面は桶の側板痕が認められ、突出部をナデつける。側端縁を面取りする。75は凸面に粗い縦方向の繩叩きを施した後、広端面および狭端面をそれぞれ10cmほどケズリとった後、ナデ調整する。狭端面を上にしたときの左側端縁から3cmほどのところに、四型台痕に伴うと考えられる縦方向の圧痕が残る。凹面には桶の側板痕が認められ、突出部をナデつける。側端縁を面取りする。また、分割突帯の痕跡も認められる。76の凹面は桶の側板痕が認められ、突出部をナデつけることで平滑に仕上げる。凹面広端縁は5cmほど横方向にケズリ調整

する。側端縁は凹面側のみ面取りする。77は広端縁を一部面取りする。広端付近の側端縁に分割突帯の痕が残る。狭端部に複数の指頭圧痕が残る。凹面は桶の側板痕が残る。広端部を幅4.5cmほど横方向にヘラケズリ調整する。

II・2・3(図版56-78、79) 凸面に縦方向の繩叩きを施した後、回転を利用して板状工具によって横方向に凸面全体をナデつけ、狭端側を上にしたときの左斜め方向に連続して一定間隔で繩叩きを施し、その後それらを繋げる様にして右斜め方向に繩叩きをする。繩叩きの交差部からはみ出した部分をナデ消すことでジケザグ状の文様を表出する。広渡廃寺(兵庫県小野市)、繁昌廃寺(兵庫県加西市)、東条尾平廃寺(大阪府柏原市)などに類例がある(註2)。

78は凹面の桶の側板痕である突出部や布縫い合わせ目をナデ調整した後、狭端縁付近をナデ調整し、凹面側の側端縁のみ面取りをおこなう。79は凹面の桶の側板痕である突出部をナデ調整した後、広端縁から4cmほどを横方向のナデ調整し、凹面側の側端縁のみ面取りをおこなう。

III類

一枚作りである。凸面調整は縦方向の繩叩き調整を行う。凹面に残る布目は締じて粗い。奈良時代中期～平安時代。形状・調整技法から本報告では4類に大別したが、今後資料の増補を待って分類を進めめる必要がある。

III・1(図版58-80) 凹面側の側端縁を面取りする。側端面および広端縁を平滑にケズリ調整する。凹面に残る布目は粗く、1cm幅に縦糸4～6本を数える。奈良時代後期。

80は凹面側の側端縁を面取りする。広端縁を平滑にケズリ調整する。

III・2(図版58-81) 凹面側の側端縁を面取りする。広端縁を平滑にケズリ調整する。布目は粗く、1cm幅に縦糸4～6本を数える。平安時代。

81は凸面の狭端縁と両側端面に布目が残り一枚作りであることが分かる。

III・3(図版58・60-82～85) 凸面の狭端縁を平滑にケズリ調整する。凹面に薄く残る布目は粗く、1cm幅に縦糸4～5本を数える。成形時に離れ砂を使用する。平安時代。

82は凹・凸面に糸切り痕が残る。凹面には薄い布目が残る。

III・4(図版62-86、87) III・1～3に当たるまらない例を4類とした。縦方向の繩叩き後、さらに不定方向の叩きを行う例などがあり、調整痕は多岐にわたる。平安時代。

86は凸面の狭端部側、広端部側に横方向の凹みが1条あり、成形台の痕跡と考えられる。両側端面を平滑にケズリ調整する。87は凸面に繩叩き調整後に手で押さえつけたような痕跡が残る。側端面は平滑にケズリ調整する。

IV類(図版62-88)

一枚作りである。KWH 12・13と組み合う。繩叩き後、凹凸面および凹面全体を横方向のナデ調整を施す。全体にナデ調整を施すことで成形時の痕跡を残さない例も含む。凸面の狭端縁、側端縁などの角に成形台の痕跡が残る。成形時に離れ砂を使用するものがある。KWH 12・13に接続する平瓦と同じ特徴を示す。

88は凸面の狭端縁、側端縁に成形台の痕跡が残る。離れ砂の使用が確認できる。

5. 鬼瓦、その他

鬼瓦とヘラ書き瓦が出土した(図版28-89、90)。

89は鬼瓦である。地板の弧状部を残す。周縁の竹管と鬼面部の境にはヘラ書きの沈線を施す。鎌倉時代。

90はヘラ書き瓦である。丸瓦の凸面に「井」字形を2つ記す。焼成前に先端の尖ったヘラ状工具で書きついている。

第2節 土器

河内寺廃寺跡から出土する土器はいずれも小片が多く、図化しうるものは極めて少ないが、寺院との関りを示す良好な資料が出土している。寺院創建以前、寺院創建以降に分けて報告する。

1. 寺院創建以前の遺物

弥生土器、須恵器が出土した（図版64－91～98）。

弥生土器

91は弥生土器である。平底を呈する壺の底部である。底部径は5.0cm。弥生時代後期。

須恵器

92～94は甕である。92は頸部から口縁部にかけて緩やかに外反し、口縁端部は面をなす。6世紀後半。93、94は頸部から口縁部にかけて緩やかに外反し口縁部は上方に拡張する。口縁端部は面をなす。いずれも7世紀前半。

95は高杯の脚部。直線的な基部から裾部は緩やかに外反し、裾端部は面を持つ。4方向に長方形の二段透かしを持つ。6世紀後半。

96は杯である。体部が浅く受部は水平方向に伸びる。7世紀。

97、98は杯蓋である。天井部がやや平坦で、口縁部がハの字形に伸びる。いずれも6世紀末～7世紀前半。

2. 寺院創建以降の遺物

須恵器、土師器、瓦器、磁器、陶器が出土した（図版64・65－99～146）。

須恵器

99は椀である。口縁部が内湾気味に立ち上がり端部は丸くおさめる。12世紀末～13世紀初頭。

100はこね鉢である。体部から口縁部が内湾気味に立ち上がり、口縁端部は上方に拡張する。13世紀中葉～13世紀後半。

101、102は円面鏡である。101は脚部下半を欠損するが半円形の透かし穴の一部が残る。復元透孔数は8。研面から脚部外面に自然軸が付着する。圓足円面鏡。102の脚頭はやや密接しており、復元脚数は不明。内面に自然軸が付着する。蹄脚円面鏡。いずれも8世紀。

土師器

103、104は甕である。口縁部から頸部。頸部から口縁部にかけて緩やかに外反し、口縁端部は面をなす。いずれも9世紀後半～10世紀の所産か。

105は椀である。丸底の底部から体部が内湾気味に立ち上がり口縁部は直立する。内面にハケメ調整による一方向の暗文を施す。外面はケズリ調整を施す。7世紀後半。

106～116は杯である。体部が外上方或いは内湾気味に伸び口縁部に至る。口縁端部は丸くおさめる。106～112は体部外面を指押さえにより調整する。112には断面三角形の口台がつく。106～116は9世紀後半～10世紀前半。

117～136は皿である。117、118は口縁部が緩く内湾し口縁端部が内側へ肥厚する。117は器

第6表 出土位置一覧表（土器・石製品）

遺物番号	調査次数	遺構名	出土層位	遺物番号	調査次数	遺構名	出土層位
91	29	マンホール撤去	第VI層	120	29	南北断面	第V層
92	31	基礎撤去	第Ⅳ層	121	29	1次調査Wトレンチ	北石列の裏込土
93	31	基礎撤去	第Ⅲ層	122	29	南北断面	—
94	31	基礎撤去	第1次調査埋戻土	123	29	複乱除去	第VI層
95	29	BS 8	第Ⅲ・Ⅳ層	124	28	1・2-D間	第IV'層
96	22	金堂基壇	第IV層(基壇土)	125	28	1-B・C間	第IV'層
97	22	金堂基壇	第IV層(基壇土)	126	28	C2	第Ⅳ層
98	24	講堂基壇	—	127	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
99	31	基礎撤去	第1次調査埋戻土	128	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
100	29	1次調査Eトレンチ	第Ⅳ層	129	22	金堂基壇上面	第Ⅳ層
101	29	南北断面	図16層	130	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
102	28	1・E	第V層	131	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層
103	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層	132	28	1-B・C間	第IV'層
104	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層	133	28	1-CD間	第Ⅳ層
105	28	1-D・E間	第Ⅳ層	134	28	1-B・C間	第IV'層
106	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	135	28	1-B・C間	第IV'層
107	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	136	28	1-C・D間	第Ⅳ層
108	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	137	24	講堂基壇	第I層
109	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	138	22	金堂基壇	第IV層(基壇土)
110	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	139	28	BS4とA列間	第IV'層
111	22	金堂基壇東辺裾部	第VII層	140	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層
112	28	水道管撤去トレンチ	第V層	141	28	1-C・D間	第Ⅳ層
113	24	東回廊トレンチ	第VI層	142	28	BS 3	第IV'層
114	22	金堂基壇北辺裾部	第VII層	143	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層
115	22	金堂基壇北辺裾部	第VII層	144	22	金堂基壇上面	第II層
116	24	金堂基壇北辺裾部	第VII層	145	22	金堂基壇上面	第Ⅳ層
117	24	基壇上面	C1礫抜取穴	146	29	1次調査Cトレンチ	第IV'層
118	24	講堂基壇	第I・II層	147	29	南北断面	第I～Ⅳ層
119	29	南北断面	第Ⅳ層				

※「-」は、地表面や既往の調査の残土などから出土したものと指す。

高2.1cm、復元口径19.5cm。118は器高1.5cm、復元口径19.0cm。

119はいわゆるへそ皿である。体部に段を有し、口縁部は外上方へ大きく開く。器高1.6cm、復元口径8.0cm。120～123は体部が内湾気味に立ち上がり口縁部は強く外反する。口縁端部は内側へ肥厚する。11世紀～12世紀初頭。

120～123はての字状口縁皿。底部から屈曲後、強く外反する。口縁部は水平に延び、口縁端部は上方に肥厚する。120は器高1.5cm、復元口径7.8cm。121は器高0.9cm、復元口径9.0cm。122は器高1.5cm、復元口径11.0cm。123は器高1.2cm、復元口径11.2cm。いずれも10世紀末～11世紀初頭。

124～131は平らな底部から内湾気味に短く立ち上がり、口縁端部は丸くおさめる。132～136は平らな底部から口縁部が外反気味に立ち上がり端部は丸くおさめる。136の体部外面は稜をなす。12世紀～13世紀。

137は杯である。断面台形の高い高台が付き、高台先端は外側へ張り出す。8世紀。

138は取手である。外上方へ伸び端部は面をなす。

瓦器・瓦質土器

139、140は椀である。体部が内湾気味に立ち上がり、口縁部はわずかに外反する。139は口縁内端部に沈線が廻り、端部は丸くおさめる。内面に暗文を施す。大和型。139は12世紀。140は12世紀末～13世紀前半。

141は椀か。体部から口縁部にかけて外上方に開き、口縁端部は丸くおさめる。見込みには簡略化された暗文を施す。13世紀後半～14世紀初頭。142は羽釜である。張りの少ない体部より口縁部は内傾し、口縁端部はやや面をもつ。鰐は水平方向に短く伸びる。14世紀前半。

磁器

143は青磁椀である。底部に高い高台が付く。14世紀～15世紀。

陶器

144、145は椀である。144は高い高台が付き、高台先端は外に向かって張り出す。145は底部から外上方へ向かって伸びる。退化した高台が付く。

146は皿である。口縁部が直線的に外反し、口縁端部が内側へ肥厚する。鎌倉時代の所産か。

第3節 石製品

石製品は1点出土した（図版65～147）。147は石帶の丸鞘である。半円形を呈し、1対2箇所の穴を有する。表面および側面はよく研磨されている。内外面ともに縁黒色を呈する。横幅3.8cm、縦幅2.4cm、厚み0.6cmを測る。平安時代。

註釈および参考引用文献

註1 大脇 潔 2007 「一瓦一会」瓦当側面接合技法—SR技法—の軒丸瓦について』『三宅雄一氏・東鳥取小学校・東鳥取公民館寄贈瓦報告書』阪南市教育委員会

註2 近藤康司氏よりご教示いただいた。

※各遺跡報告書の典拠は紙面の都合から割愛する。

佐原 真 1972 「平瓦桶巻作り」『考古学雑誌』第58卷第2号

- 田辺昭三 1981『須恵器大成』角川書店
- 森岡秀人・森井真夫 1989『河内地域』『弥生土器の様式と編年』近畿編 I 木耳社
- 大脇 漢 1991『研究ノート丸瓦の製作技術』『研究論集IX奈良国立文化財研究所学報第49冊』奈良国立文化財研究所
- 所
- 中世土器研究会 1995『概説 中世の土器・陶磁器』真陽社
- 古代の土器研究会編 1997『古代の土器5—1 7世紀の土器(近畿東部・東海編)』
- 鶴柄俊夫 1997『中世食器の地域性6畿内周辺』『国立歴史民俗博物館研究報告』第71集
- 山崎信二 2000『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第59冊
- 小森俊寛 2005『京から出土する土器の編年の研究』京都編集工房
- 大阪府立近つ飛鳥博物館 2006『年代のものさし—陶邑の須恵器—』
- 東大阪市教育委員会 2011『河内寺廃寺跡発掘調査報告書』
- 山崎信二 2012『瓦が語る日本史 中世寺院から近世城郭まで』吉川弘文館
- 茨木市史編さん委員会 2012『新修 茨木市史第一巻通史I』
- 八尾市史編纂委員会 2017『新版 八尾市史考古編I』

第7表 軒丸瓦出土点数一覧表

		1~16次 調査総数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	表採 計
KWM 1		12	0	0	0	4	2	1	0	3	1	3	0	2	1	0	0	29
KWM 2		34	0	0	0	7	5	3	0	18	2	5	0	3	0	0	9	86
KWM 3		6	0	0	0	0	3	1	0	2	0	3	0	3	2	0	0	24
KWM 4		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
KWM 5		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
KWM 6		20	0	0	0	1	3	8	0	9	1	7	0	2	1	0	0	52
KWM 7		5	0	0	0	1	3	3	0	1	0	0	0	5	3	0	0	21
KWM 8		1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
KWM 9		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
KWM10		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

第8表 軒平瓦出土点数一覧表

		1~16次 調査総数	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	表探	計
KWH 1		8	0	0	0	2	0	2	0	2	2	3	0	5	1	0	0	3	28
KWH 2		19	0	0	0	13	5	8	0	1	1	2	0	2	0	0	0	3	54
KWH 3		21	0	0	0	3	6	4	0	5	2	13	0	1	0	0	0	4	59
KWH 4		5	0	0	0	1	3	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	3	16
KWH 5		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
KWH 6		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
KWH 7		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
KWH 8/10		2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
KWH 9		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
KWH 11		1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
KWH 12		5	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	4	18
KWH 13		8	0	0	0	6	9	2	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	30
KWH 14		4	0	0	0	1	2	1	0	4	1	0	0	2	1	0	0	1	17
KWH 15		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
KWH 16		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
KWH 17		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

第9表 瓦類の組み合わせ一覧表

	I類	II類			III類	IV類
主な軒丸瓦	KWM 1 	KWM 2 (前期) 	KWM 2 (中期) 	KWM 2 (後期) 	KWM 3 ほか 	KWM 6
主な軒平瓦	KWH 1 	KWH 2 	KWH 3 	KWH 8 	KWH 4 ほか 	KWH 12 + 13
丸瓦	〔I〕 行基式 凸面調整から2種に大別する 〔I-1〕 ハケメ調整 〔I-2〕 叩き板による調整 〔II-1〕 KWM 2 (前期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 蹴方向の凹面調整 凹面広端側に側縁 を面取りする 側縁に側取底 〔II-2〕 KWM 2 (中期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 横または縱方向のナ デ調整する 全面に面取りを行 わない 〔II-3〕 KWM 2 (後期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 ナデ調整する 側縁と連続した面 取りを施す 〔V-1〕玉縁式	〔II〕 行基式 KWM 2 と組み合う丸瓦でKWM 2 の範疇進行に合わせて3種に大別する 〔II-1〕 KWM 2 (前期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 蹴方向の凹面調整 凹面広端側に側縁 を面取りする 側縁に側取底 〔II-2〕 KWM 2 (中期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 横または縱方向のナ デ調整する 全面に面取りを行 わない 〔II-3〕 KWM 2 (後期) 段階と組み合う 凸面は調叩き後、 ナデ調整する 側縁と連続した面 取りを施す 〔V-1〕 玉縁式	〔III〕 行基式 内面調整から2種に大別する 〔III-1〕 凸面は調叩きする 凹面側広端縁を深く面取り 〔III-2〕 凸面は調叩きする 面取りを行わない例が多い 〔IV〕 行基式 特徴的な断面形 凸面は調叩き後、蹴方向の ケズリ調整またはナデ調整 広端部径が大きく瓦当と組み 合わせて軒瓦ではない想定 〔V-1〕玉縁式	〔V〕 玉縁式 内面調整から2種に 大別する 〔V-1〕 凹面側側縁を面取りする 時期は丸瓦 II, III, IV類と併行する 〔V-2〕 広端部径と狭端部径 がほぼ等しい 径が小さく、KWM 6. 7と組み合		
平瓦	〔I〕 積巻作り 内面調整から2種に 大別する 〔I-1〕 ハケメ調整 〔I-2〕 叩き板による調整 〔II-1〕 調叩き 〔II-2〕 〔II-2-1〕 a 全面に調叩き痕が残る 広端側を側切(a) 側切しない(b) 〔II-2-2〕 b 〔II-2-3〕 ナデ 調叩き後、ナデ消 し広端側にジグザ グ状模様を出す 〔II-2-4〕 a 〔II-2-5〕 ナデ 調叩き後、 広端側、狭端側をナデ調整(a) 全面をナデ調整(b)	〔II〕 積巻作り 成形技法から2種に大別し、さらに凸面調整を基準に細分する II-1:凸面に調叩きの痕跡が明瞭に残る II-2:凸面の痕跡から、成形台の使用を想定 〔II-1-1〕 〔II-2-1〕 a 〔II-2-2〕 b 〔II-2-3〕 ナデ 〔II-2-4〕 a 〔II-2-5〕 ナデ 調叩き後、ナデ消 し広端側にジグザ グ状模様を出す 〔II-2-6〕 a 〔II-2-7〕 ナデ 調叩き後、 広端側、狭端側をナデ調整(a) 全面をナデ調整(b)	〔III〕 一枚作り 凸面調整は調叩き 調整技法などから4種に大別 する 〔III-1〕 凹面側側縁を面取りする 側面及び広端部側面をケズ リ調整する 奈良時代 〔III-2〕 凹面側側縁を面取りする 広端部側面をケズリ調整する 奈良時代 〔III-3〕 凹面側側縁を面取りする 全面に優しくナデが残る 羅れ砂を使用 平安時代 〔IV〕 一枚作り 開・凸面、側面全体を 丁寧にナデ調整する 離れ砂を使用			
時期	飛鳥時代	白鳳時代～奈良時代前期	奈良時代中期 ～平安時代	中世		

第5章 調査成果に関する検討

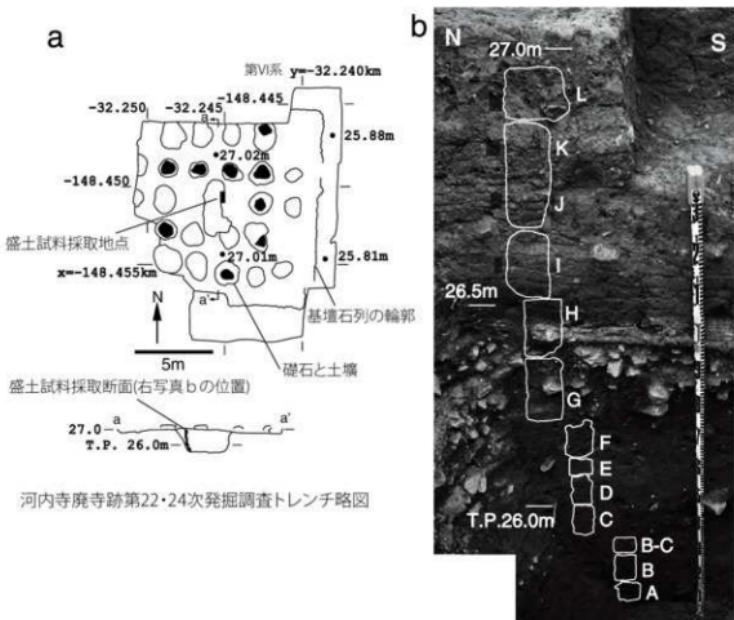
第1節 金堂基壇構築上からみた基壇造成過程に関する検討

松田 順一郎

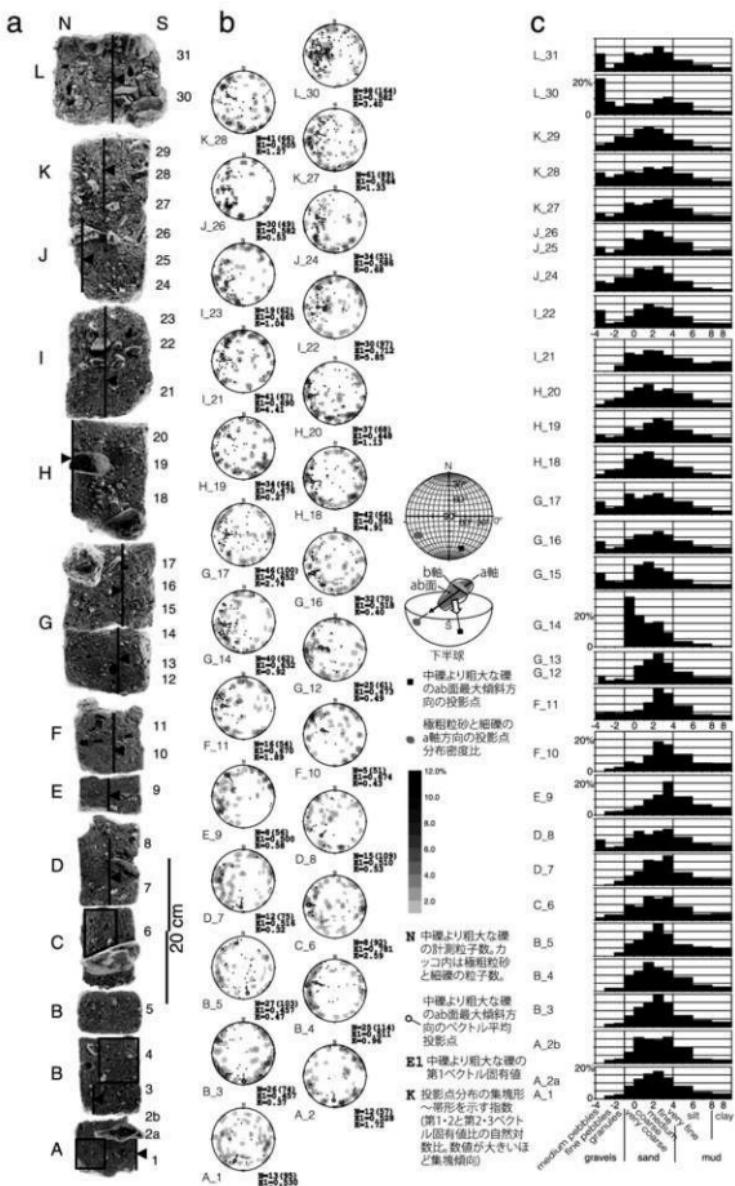
1. はじめに

2014年8月に第26次発掘調査が行われた河内寺廃寺跡の金堂基壇中央部では、過去に設けられた試掘調査トレンチが再掘削されていたため、基壇を構成する盛土の断面が観察できた（第1図）。基壇構築には版築技法が用いられたであろうと予期し、また、同トレンチも長辺にあたる東壁南北断面では、ほぼ水平な平行層理が認められたので、この土材料の特徴と技法の痕跡を詳しく調べるために、断面北端部の約150cm垂直範囲で試料を採取し、室内に持ち帰って観察を始めた。しかし、現地でも断面から突き出した多くの中礫・大礫の長軸が西に傾いていることに注意を引かれ、ほとんどの試料にも、現地断面と直交する東西方向の断面に西に傾く層理・葉理が認められた。そのため、土材料の水平薄層を突き固めながら積層する版築技法による盛土ではないことを念頭に、試料にみられる特徴の記載・検討を目的として作業をすすめた。以下にその方法と結果を述べる。

盛土の層理・葉理が西に傾斜している原因のひとつとして、大気下に長期間さらされた発掘トレンチの直立した断面の表層物質が、おもに降雨による膨潤と重力でクリープし、堆積物の配向がトレン



第1図 河内寺廃寺跡金堂基壇の盛土試料採取位置とその断面



第2図 金堂基壇盛土の堆積物試料、盛土厚生粒子の配向投影図、粒径頻度分布図

チ内側に下がったということが危惧されたが、調査担当者からご提供を受けたトレンチ内部の写真記録とディジタル3Dモデルで中礫・大礫の配向を確かめた結果、東壁以外の壁面でもそれらに西下がりの配向が認められた。

2. 試料と観察・分析方法

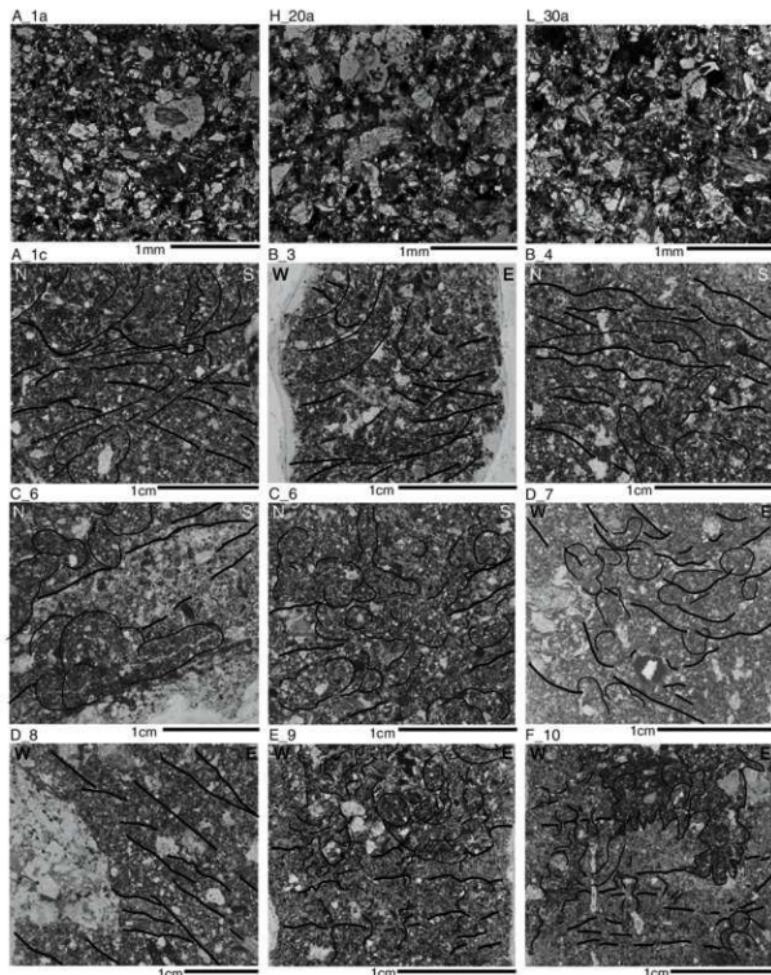
試料は第1図bに示した各層準（T.P. 約25.5～27.0m）からブロック状に盛土を切り出し、第2図aに示すように下位より試料A～Lとし、さらに詳細な層準を下位より1～31まで付番した。これらの各層準で、堆積時の盛土材料の運動方向の指標となる堆積物粒子の配向（粗粒砂・極粗粒砂は最大長軸の方位と傾き。礫は最大長軸と、これに直交する第2長軸がなす面の最大傾斜角とその方位）を、スマートフォンアプリケーションのクリノメータで計測し、結果を下半球シュミットネット投影図を作成した（第2図b）。その後、盛土材料の粒度組成を知るため、試料の一部を使い、中粒の中礫以細の砂礫を篩別法、シルト・粘土をビペット法で粒度分析をおこない粒径頻度分布図を作成した（第2図c）。ただし粗粒の中礫より大きい礫の量比については、おそらく数kgの試料が必要なため、ここでは現地の写真記録によって評価したにとどまる。残余の不規則部分から、堆積構造（および土壤微細形態）を観察するために薄片を作成した。薄片は、おもに実体顕微鏡の解像度で観察し、適宜写真撮影した。それぞれの薄片全体写真は示していないが、第2図aに示した位置で13点作成し、その部分写真を第4・5図に示す。

3. 粒度分析と配向計測の結果

盛土材料を構成する中粒の中礫以細の堆積物では、全般に砂と粗粒のシルト（粗粒・中粒シルト）が卓越する。AからF10までは、粗大な礫は少数点在するが、細粒砂・中粒砂にモードをなし、粗粒な砂・礫が少ない堆積物が累重する。この垂直範囲の最下部では、際立った定向性を示す砂礫の配向はないが、緩やかに西に傾く部分が挟まる。F11からH20までは、砂がやや粗粒化し、第1図bの写真にも見られるように、多数の中礫・大礫が含まれ、H18までの礫は著しく西に傾く。G14の試料破面には厚さ5～10mmの泥をほとんど含まない砂の葉層が挟まる（第3図、G14）。H19・20では層理の傾きは弱まり、I21まで淘汰は悪いが相対的に細粒の砂が成層するが、同層準の上部では粗大な礫は強い西傾きの配向を示す。このH・Iの境界層準で西傾きの成層構造が中断している印象を受ける。これより上位I22～L31では、粒度分析で対象とした粒径範囲で、礫の量比が比較的顕著に増し、断面最上部L30・31では中粒の中礫がかなり多い。いっぽうより粗大な礫の量比は、上述のG15～H18に比べてはるかに低い。堆積物粒子の西傾き配向はおよそ高角度・定方位傾向がある。

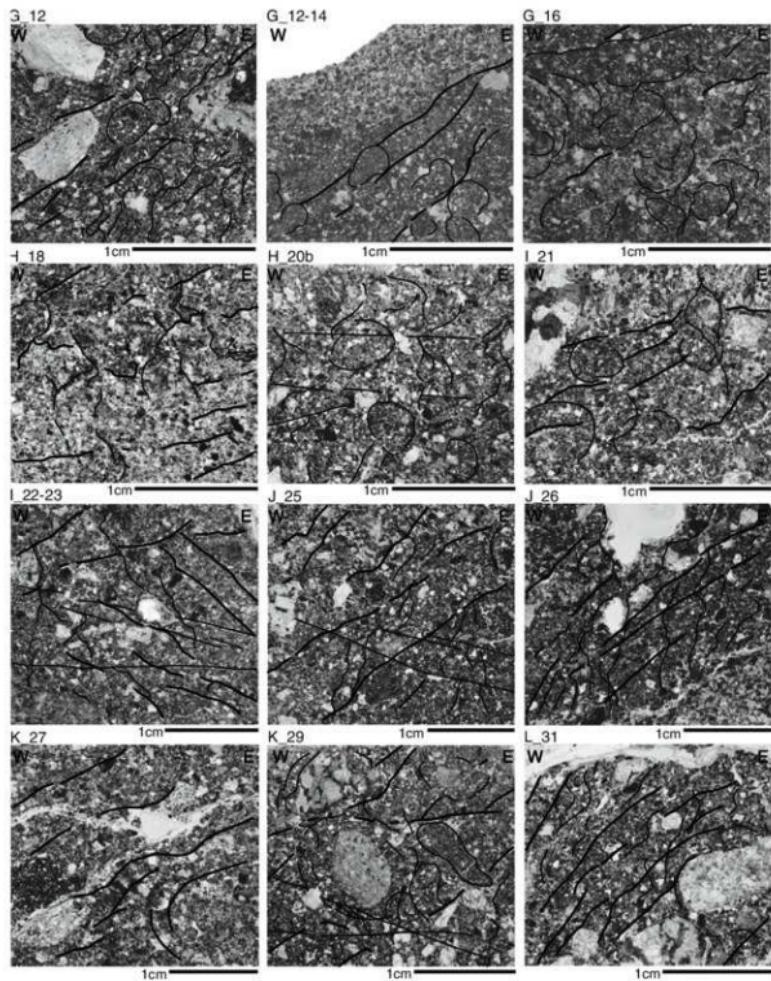
以上のような、分析結果と現地断面の観察にもとづくと、盛土の累重には、F10・11間とH・I間の層準を境界として、盛土材料の構成とその積層様式が異なる3つの盛土ユニットがあり、それぞれは技術的意図をもった地盤作業のステージと解釈される。東壁北部・北壁では特に中礫・大礫の量比が高く、その分布密度は所によって不均質だが、トレンチの近傍ではほぼ同じ高度範囲でこれらの盛土ユニットが分布するようである。試料採取断面上端の上位には、基壇上面の仕上げにふさわしい材質・技法を示す盛土ユニットが載っていたはずだが、後世の土地改変によって失われたのであろう。

なお、最下試料Aは盛土の下底に達しておらず、この下端よりさらに下方へ約10cmほど同じ層相の堆積物がつづいて盛土が途切れ、人為的な擾乱が認められない砂質礫からなる掃流堆積物に達した。この上面高度T.P. 約25.4mは、T.P. 約25.8mの基壇外縁近傍の地面より低いが、この高度差は



各画像左上に付したアルファベットは試料記号、数字は層準番号で、図 2a 参照。上段の 3 画像は、本文中に述べた盛土ユニットに見られる砂・泥成分の代表的な粒子分布を示す。A_1c～F_10d の画像に加筆した太線は薄層、葉層の境界。細線は生物擾乱を示し、屈曲線、樹枝状の輪郭は堆積物で充填された根筋。円、椭円、円弧状の線はミミズの棲営を示す。

第3図 金堂基壇盛土の薄片部分写真（試料 A～F , H , L）



各画像左上に付したアルファベットは試料記号、数字は層準番号で、図2参照。画像に加筆した太線は薄層、葉層の境界。細線は生物擾乱を示し、屈曲線、樹枝状の輪郭は堆積物で充填された根鉗。円、横円、円弧状の線はミミズの棲管を示す。ごく低角度に画面を横断する細線は幾小せん筋帶。

第4図 金堂基壇盛土の薄片試料部分写真（試料G～L）

寺院造成前の地表の起伏によるとも考えられ、基壇構築に際して掘り込み地業があったかどうかを判断するのはむずかしい。

4. 薄片の観察結果

薄片の観察から、盛土に含まれる礫や粗粒な砂（岩片）は、生駒山地の最高部一帯に分布する角閃石はんれい岩と角閃石ガブローライト岩体に由来することがわかる。試料の肉眼観察では、角閃石は黒色だが、薄片では淡緑色あるいは淡褐色となり、あまり目立たない。これに対して副成分鉱物となる磁鉄鉱が比較的多く認められた。第3・4図に示す薄片部分写真で見られる黒色粒子には、炭片、暗褐色の酸化鉄に染色された鉱物粒子や植物片、腐朽・分解中の植物片などとともに、磁鉄鉱粒子が含まれる。暗灰色～灰色部分は、シルト・粘土からなる細粒成分で、酸化鉄と腐植を主とする有機物の量で画像の濃淡が異なる。とくに、盛土積層後に生じたミズの棲菅や、より有機物に富む地表に近くからの堆積物で充填された根成孔隙（ルートキャスト）は相対的に暗色を呈する。これらの生物擾乱は盛土のほとんどどの部分に分布し、盛土の堆積構造をかなり破壊しているが、おもに西に傾く層理・葉理と砂礫粒子の配向が確かめられる。ただし、粗大な礫が介在して葉理の傾きが逆になった部分もある。

粒度分析の対象とした砂・粗粒なシルト・細粒なシルト、粘土（画像では粗粒なシルトまでの粒子が識別される）の空間的な分布状態の典型を盛土ユニットごとに、第3図上段の3画像で示す。いずれも砂粒子が卓越しているが、完全な粒子支持部分はかなり少なく、細粒成分と均質に混合されていることがわかる。また、画像では判別できないが、孔隙率は目測で約10%以下で、比較的高密度のパッキングを示し、盛土調整の技術的意図が感じられる。

粘土成分はいくらくか有機質で、長径約0.1mm以下の腐植と結合したシルト・粘土の凝集体あるいはその破片と考えられる部分が多い。これらの凝集体は本来、地表直下で土壤構造をなしたより粗大な凝集体（团粒）の構成要素であり、盛土には土壤化していない河川砂礫とともに、寺院造成前の地表土壤が利用されたと考えられる。また、土器細片や炭片など、人間の地表活動に伴う物質も少量混在する。粗大な凝集体が認められなかったため、その土壤生成に関する推測はできなかった。しかし、不整形なパッキング孔隙を隙間なく充填した粘土（淡黄色透明）が多くの部分で見られ、畠地や裸地の初生土壤中の孔隙に形成された粘土被膜の破片が再充填されているのではないかと疑われる。

西向きの粒子の配向や層理面の傾きが明確な部分では、層理・葉理面は比較的なめらかで、礫表面に密着した細粒成分の構造にも変形はなく、それとわかる意図的な填圧（あるいはその道具）の痕跡が認められない。填圧面は、踏みつけの痕跡と同様、その作用面直下に、薄く何枚か重なる葉理状の構造を生じる。細かく碎き攪拌した半乾燥土材料を大気下で堆積斜面に投下・散布した際に生じる堆積物粒子や土塊の偏析ではなく、盛土材料中の孔隙もほとんどない。これらのことから、盛土材料のマトリクスは、いくらくか粘塑性特性を示す砂泥漿で、F11以上の盛土ユニットではそれに粗粒な礫を混入し、斜面を流下させて積層したのではないかと思われる。このような盛土技法はいまだ知られていないので、さらに検討を要する。また、盛土最下部や盛土ユニット境界のE9・F10付近とH・I境界付近では傾きの小さい構造が見られ、この層準になんらかの填圧痕跡を期待しているが、実験的な填圧痕跡との対照をふまえてさらに検鏡をすすめたい。

なお、いくつかの薄片画像では、盛土の積層構造・生物擾乱構造を切って、低角度で直線的に伸びる幅5mm以下の微小なせん断面が認められる。その上下での変位はまれに数mm以下あるいはほとんど認められないが、地震動によって生じたものと推測される。

1. はじめに

古瓦には、成形時の型離れを良くし、焼成にともなう収縮を抑制するため、粘土と粗粒なシルト・砂・細礫粒子が一種の骨材として混合される。土器胎土と同様に、この混合材料の鉱物組成は、瓦生産地近傍に分布する天然材料に由来する可能性は非常に高い。河内寺廬寺跡で出土した瓦のうち河内寺近傍で生産されたと考えられる瓦には、生駒山地に分布する角閃石はんれい岩体から供給される角閃石を主とする黒色鉱物が多量に含まれ、搬入瓦と区別できるようである。そこで資料記載の一助とすべく、破片から顕微鏡薄片を作成して鉱物粒子を観察したところ、比較的高い頻度で磁鉄鉱粒子あるいはこれを含む岩片が見いだされたので、本稿ではその観察結果を示し、遺物観察における磁鉄鉱含有量の指標となる磁化率（あるいは帶磁率）について検討する。

2. 瓦胎土の薄片に見られる磁鉄鉱粒子

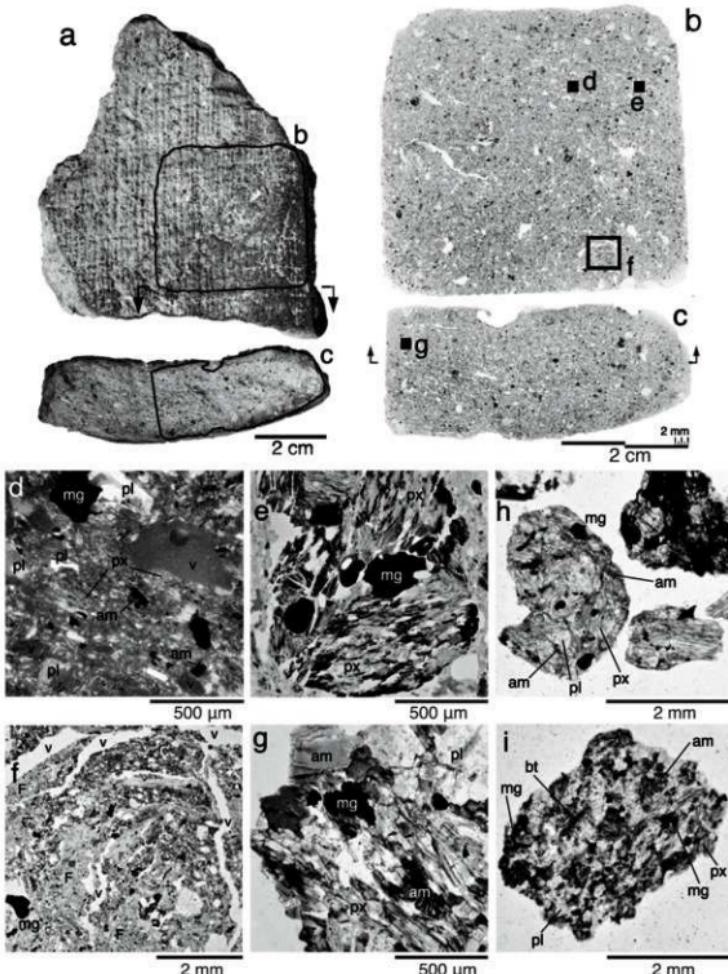
第1図a・bに、薄片作成に供した瓦片と薄片の写真を示す。瓦表面の肉眼観察にくらべ、薄片では黒色の鉱物粒子が少ない印象を受けるのは、角閃石や鉄で染色された鉱物が透明度を増したことによる。磁鉄鉱は厚さ30μm程度に研磨しても黒色・不透明なので、薄片に散布する黒色粒子のほとんどは磁鉄鉱とみなせる。薄片上で磁鉄鉱と角閃石の約63μm以上の砂粒子を数えると、およそ2:3の比で分布し、薄片全体の砂粒子数を24000粒と仮定すると同数程度の百分比になる。体積比では差が大きくなると予想される。角閃石は比較的均等に分布するが、磁鉄鉱の分布は疎密の差が著しいので、狭い範囲を探ると、出現頻度が部分的に逆転する。第1図d-fに異なるスケールで磁鉄鉱の分布を示す。

生駒山地領家帯研究グループ(1986)によれば、河内寺周辺に砂礫を供給する客坊谷(第4図aの10)流域の山地基盤岩体はおもに角閃石はんれい岩とかんらん石輝角閃石ガブロノーライトからなる。第1図e-gに示した薄片中の極粗粒砂サイズの岩片はガブロノーライトに由来すると考えられる。これら2つの岩石種は客坊谷の砂礫で確かめられる(第1図h・i)。

3. 現地産と搬入瓦の磁化率の差

磁鉄鉱は生駒山西麓地域をこえて広い範囲に産出するので、現地産を示す決定的な特徴ではないが、無視できないと考えられる。しかし、瓦表面での肉眼やルーペの観察では、黒色の角閃石に紛れた磁鉄鉱粒子は識別しにくいので、その強い磁性を利用して、いくつかの出土資料の磁化率を計測し、含有状態を調べた。その際、遺跡調査者によって、搬入瓦として区別されていた資料とも比較した。磁化率の計測には、携帯帶磁率計を用いた。帶磁率計は、発生させた一定の印加磁場と、これによって誘導される対象物の体積磁化の比(体積磁化率)を計測する(Gale and Hoare, 1991)。計測値は無次元のSI単位で示される。各資料について4~8回の計測をおこなった。その結果を第2図に示す。図の上・中部の現地産とみなされる資料に磁化率は、下部の搬入瓦に比べて、全般に高い磁化率を示すが、ばらつきが大きい。また個々の資料中でも、計測位置によって大きく異なることがある。搬入品のうち1点は高い磁化率を示す。

搬入土器との比較は不十分だが、生駒山はんれい岩体とそれに近接した領域を流域とする河川砂礫が混合剤として土器胎土に含まれる、いわゆる「生駒西麓産土器」とみなされる資料についても、東大阪市立郷土博物館のご協力を得て、磁化率を計測した(第3図)。磁化率のばらつきの状況は瓦資料と似ており、他地域産土器と同等に低い磁化率を示すものも多い。今後、角閃石・輝石との量比と組み合わせた検討が必要と思われる。



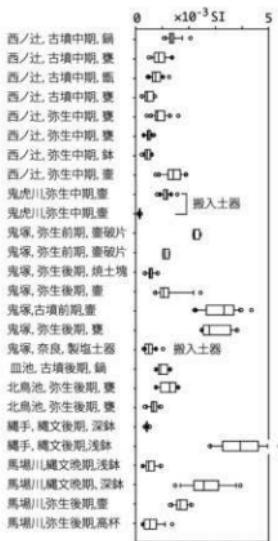
a: 薄片鏡薄片を作成した平瓦。凹面は毎日、凸面は補丁。縁辺部はへら削りを残す。白窯-奈良時代の遺物と思われる。b-c: 薄片の全体写真。通常の透過光で撮影。d-g: 互換片の断面鏡写真。pl: 斜長石、px: ピローライト、am: 角閃石、mg: 磁鉄鉱。bt: 雷鳴、v: 丸隕石、F: 粗粒部分。C: 粗粒部分。d: 地土の典型的な 中程シルト～粗粒砂（粗粒成分）と粘土（非晶質粘粒鉱成分）の代表的な混合状態を示す。XPL で撮影し、画像明度を高めている。粗粒シルトサイズより小さい磁鉄鉱は黒いのが少ないので、白色でシルト～粗粒砂粒サイズの斜状粒子のほとんどは輝石・雷鳴色（灰緑色）粒子は角閃石。粗粒砂・中程粒砂の斜長石が目立つ。粗粒成分をなす粒子の量は塑性変形の応力方向に配向し流動をなす。e: 地土中に見られるかんらん石・輝石・角閃石・斜長石・ガブローライトの混在。PL: F: 数 mm～1 cm 程で離散的に少數分布する粗粒成分との混合不十分な箇所。f: 明灰色で、焼成時の収縮で生じた亀裂をともなう。よく混合された雷鳴（C、暗灰色）が地土のほとんどを占める。g: 地土中に見られる角閃石・斜長石をともなったガブローライト岩片。h-i: 寺坊谷河床で採集した砂礫に見られるガブローライトと角閃石は珍しい岩の断面鏡写真。磁鉄鉱の量は前者の方が大きく、後者では角閃石の量が圧倒的に大きい。h: 右上の粒子は磁鉄鉱に接した輝石が酸化鉄で染色されていて、瓦表面の内側観察では、黒色の軸物と誤認する可能性がある。

第1図 河内寺廢寺跡出土平瓦と寺坊谷岩片の薄片顕微鏡写真



各試料で4~8計測値数で、10%センタイル以下、90%センタイル以上の離れ値は省略。図・番号は本報告書掲載資料を指す。帶磁率計については第4回説明に記す。

第2図 河内寺廃寺跡出土瓦の磁化率



資料の添付位置は第4図aに示す。

4. 磁鉄鉱の供給源となる山地河川砂礫の磁鉄鉱含有量

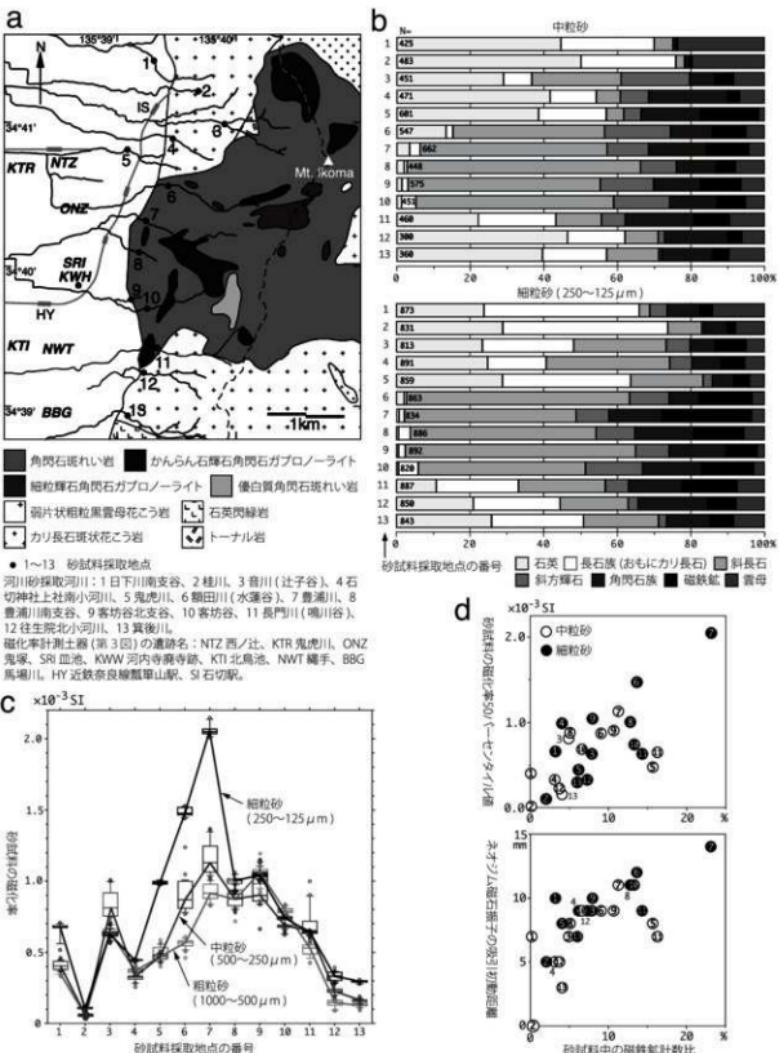
供給源となる岩体から遺跡近傍への斜面・渓流での運搬様式、土器材料獲得活動と瓦・土器の胎土調整・成形・焼成技法など、磁鉄鉱含有量のばらつきを生じさせる要因はさらに検討を要するが、その潜在的な出現頻度を評価する意味で、はんれい岩とそれにともなうガプロノーライト岩体を流域とする河川（第4図a）の砂礫の鉱物組成を調べた。その結果を第4図b・cに示す。はんれい岩体が谷口まで分布する河川砂礫では磁鉄鉱の計数値は大きく、その南北両側に隣接する花こう岩体をおもな流域とする河川砂礫では小さい。図cの磁化率もこれにおよそ対応するが、異なる母数を持つと考えられる変数間の対比なので、緩やかにしか相関しない（図d上）。図bの中粒砂で磁鉄鉱の計数値が全般に小さいのは、岩体から砂礫化する際の粒径が磁鉄鉱は比較的細粒なためと思われる。図cの粗粒砂で中粒砂より磁化率が低いのは同じ要因によると考えられる。細粒砂の計数値と磁化率は概ねよく対応するが、ただし、花こう岩砂礫を主とする河川1・2では小さい計数値に対して磁化率が高いのは、計数に用いた砂礫の不均質によるエラーかもしれない。

帶磁率計は非常に高価なので、遺物の胎土記載における磁性鉱物の顕著な含有を検知する簡単な方法として、ネオジム磁石を使うはどうかと考えた。直径 13mm、厚さ 2mm、残留磁束強度 280mT のネオジム磁石を吊るした 50cm の静止振子に上述の砂試料を徐々に近づけ、振子が微動を始めたときの磁石と試料の距離を吸引初動距離とした。磁鉄鉱計数比とこの距離とのスピアマン順位相関係数は細粒砂で $\rho = 0.821$ 、中粒砂で $\rho = 0.903$ で高い相間を示す（図 d 下）。ただし、強い磁性物質では、吸引初動距離が伸び、磁石の磁束強度が減少するので測定精度は落ちる。たとえば磁化率約 $100 \times 10^{-3} \text{ SI}$ の蛇紋岩では約 40mm で、同じ程度の磁化率を示す鉄片との差は測定できないが、土器資料ではあまり問題はないようである。

謝辞 鉱物同定については、(公財)大阪市文化財研究所の趙哲済氏にご助言を賜り感謝いたします。

卷之四

- 生駒山地領家帶研究グループ(1986) 生駒山はんれい岩体について、地球
科学、40巻2号、102-114。



a: 山地基盤岩類の分布は、生駒山地領家帯研究グループ(1986)の「生駒山地周辺の地質図」を簡略化し、産業技術総合研究所地質調査総合センター「20万分の1日本シームレス地質図V2」の石英閃綠岩の分布域を加筆した。第3図で磁化率を計測した資料の出土遺跡を示す。

b: 生駒山地中央部西斜面基岩の河床(a図に示す地点1~13)で採取した試料の中粒砂・細粒砂にふくまれる鉱物粒子の量比を示す棒グラフ。

c: 地点1~13砂試料粒度別磁化率の箱ひげ図。各測定値は下位10%、10%~50%中央値、50%~70%、70%~90%、90%~100%ハーゼンタイル(順位%)を区切る。最小・最大値はそれぞれ上下端の白丸で示す。磁化率は、Teraplus社の携帯型磁率測定器KT-10v2を用い、直徑25mmのコア・半裁コアモードで、同直徑のポリカーボネート管(長さ約8cm)に封入した砂試料を計測した。第2・3回の磁化率は通常モードの測定。同器は株式会社エーベンラニングオフィス野口尚氏のご厚意により貸与され使用した。

d: 砂試料中の磁鐵鉱鉱石数比と各試料の磁化率との相関散布図(上)。磁鐵鉱鉱石数比とネオジム磁石の吸引反応距離との相関散布図(下)。

第4図 磁鐵鉱供給源となる山地岩体の分布、砂粒の鉱物組成およびそれらの磁化率

1. はじめに

河内寺庵寺では、渋川庵寺（大阪府八尾市）の有稜素弁蓮華文軒丸瓦（1a型式）と同文の軒丸瓦が最も古相の瓦として知られていたが、組み合う軒平瓦やその年代について深く論じられることはなかった。本稿では、KWM 1 と KWH 1、KWH 14 の所見を述べ、本寺の創建年代や造営背景について考察する。

2. 出土瓦の所見

KWM 1 は、素弁八葉蓮華文軒丸瓦で、蓮弁は中肉で弁端に向かって幅広くなり、弁端が小さく尖る。中房は太い凸線で縁取られ、蓮弁は中房に接する。凸線内の一段低い面の中央に蓮子を 1 個配置するが、ほぼ平坦化している。外区は太い凸線が巡り、外側には一段低い平坦面が巡る。瓦当裏面は、横・斜め方向のナデで平坦に仕上げており、厚さが一定しない。丸瓦の先端は加工せず、瓦当裏面の上端に接合する。やや厚手のものは、丸瓦を低めの位置に接合して、補足粘土を凹面両側に多く付加するものがある。胎土は生駒西麓産とみられ、他の型式に比べて大きい砂粒が目立つ。やや軟質の焼成で、赤褐色や、外面が黒色を呈するものが多い。範の形状は、瓦当側面と裏面下半部を縁に沿ってヘラケズリまたはユビナデすることや、外区外側の平坦面の幅が一定でないことから、外区の外側が平板の方形範と考えられる。

これと組み合うのが、KWH 1 と KWH 14 である。KWH 1 は三重弧文軒平瓦で、KWH 14 は素文軒平瓦である。これらは胎土焼成や製作技法が共通しており、同時期に同工房で製作されたとみられる。

KWH 1 は、型挽き施文による三重弧文で、弧線は上部に丸みをもつ山形を呈し、凹線は U 字か隅丸方形状である。側端部に挽型の痕跡とみられる段が残る。KWH 14 は、瓦当面をヘラケズリして平滑に仕上げる。粘土円筒の継ぎ目があるため粘土板桶巻作りとみられるが、明瞭な桶の棒板痕が認められない。貼り付け直線顎で、顎部の粘土板を巻き付けた後、段の部分のみを狭端側に向かってヘラケズリして直線的に仕上げる。凸面調整は、①顎部を含めて全面を縦・横にハケ調整する（丸瓦 I - 1・平瓦 I - 1 と同じ）、②格子目タタキ（イ類・斜格子叩き - 1）のちに顎部を除いてハケ調整する、③格子目タタキ（イ類・斜格子叩き - 1）のみ、の 3 種類がある。①の全面ハケ調整のものは、タタキの痕跡が全く見えず、無文（刻目無し）のタタキ板を使用した可能性がある。凹面は側端部まで布目压痕が残り、調整しない。側面調整は、分割截線と破面をヘラケズリする b 手法か c1 手法とみられる（註 1）。胎土焼成は KWM 1 と共に通する。

3. KWM 1 と他資料の比較

KWM 1 と同文の軒丸瓦は、渋川庵寺、衣縫庵寺（大阪府藤井寺市）、船橋庵寺（大阪府藤井寺市・柏原市）、西琳寺（大阪府羽曳野市）で出土している。上田分類の河内高句麗系 II B 類に属する（註 2）。これらの祖型が渋川庵寺の創建瓦 1a 型式軒丸瓦である（註 3）。有稜素弁八葉蓮華文軒丸瓦で、蓮弁は中肉で弁端に向かって幅広くなり、弁端が小さく尖る。縁は細い凸線で囲まれ、中央に細い凸線がはしる。この凸線は、弁端を抜けて、外区の太い凸線に接する。中房は低く突出し、1 + 5 の蓮子を配する。弁間に珠文を置く。外区の太い凸線の外側には一段低い平坦面が巡る。瓦当裏面は、ナデで薄手に仕上げており、中央が盛り上がる。丸瓦は瓦当裏面の最上部に接合し、補足粘土をほとんど

付加しない。

渋川廃寺1a型式軒丸瓦は、豊浦寺（奈良県明日香村）V型式軒丸瓦に類似することが指摘されている（註4）。豊浦寺での初出年代が630年代とみられており、渋川廃寺例はこれより後出で7世纪中葉の年代が考えられる（註5）。

KWM1は、渋川廃寺から派生したものとみられる。蓮弁の盛り上がりや、弁端が尖る意匠を失つておらず、外区の外側に平坦面が巡る点が共通するが、弁間点珠や、弁央・蓮弁を縁取る凸線が失われている点で退化が進んでいる。よって、KWM1は7世纪中葉以降の年代が考えられる。

4. KWH1・14と他資料の比較

前節で触れた渋川廃寺例を始め、有稜素弁八葉蓮華文軒丸瓦には軒平瓦が伴わない。軒丸瓦と軒平瓦がセットになるのは、吉備池廃寺（百済大寺、奈良県桜井市）創建以降に普及するため、時期的に伴わないことが考えられ、その点、河内寺廃寺例は後出的である。

顎部に粘土板を巻き付ける技法は、山田寺（奈良県桜井市）創建以降にみられる。KWH1の三重弧文の形状も、定型化した重弧文の影響が認められ、7世纪中葉以降の年代が考えられる。

また、凸面調整にハケ目（カキ目の場合もある）を施す例は、梶原瓦窯跡（大阪府高槻市）の1号窯及び灰原出土の丸・平瓦や、檍原廃寺（京都府京都市）の重弁蓮華文軒丸瓦II類・素文軒平瓦I・II A類、金心寺址廃寺（兵庫県三田市）の平瓦II d、阿倍寺跡（大阪府大阪市）の三重弧文軒平瓦I型式、桑寺廃寺・觀音芝廃寺（ともに京都府亀岡市）の丸瓦、多哥寺遺跡（兵庫県多可町）の枠板連結模骨丸瓦などにみられ、摂津・山背・丹波・播磨地域に分布する（註6）。これらは7世纪後半期におさまり、河内寺廃寺例も同様の時期が考えられる。

5.まとめにかえて—河内寺廃寺創建期の様相

以上、KWM1・KWH1・14の所見を述べてきたが、総じて、7世纪第3四半期でも660年代を中心とした時期が与えられる。ただし、KWM1型式軒丸瓦に、厚手で、丸瓦接合技法が先端未加工で、接合位置が低いものがあることや、平瓦の凹面調整を全くしないものが多い点から、古い時期におくことは考え難く、660年代後半を過ることはないと考えられる。

伽藍整備期の主要瓦であるKWM2-KWH2が、680年をやや先行する時期、7世纪後葉の年代が与えられるため（註7）、前代の型式との時期差はさほど認められない。

KWM1の同文軒丸瓦の分布は、中河内を超えて南河内地域の各寺院間に及ぶ。7世纪前半代の素弁系軒瓦の分布は各地域内の展間にとどまり、地域間の交流が希薄であったことを示すのに対して、有稜素弁蓮華文軒丸瓦の分布は、活発な地域間の交流を示しており（註8）、河内寺廃寺はその中にあって、在地間で密接つながりを持っていたことがうかがえる。

また、外区内縁に珠文を密に配し、二重中房をもつ細弁蓮華文（KWM2）や、波状重弧文（KWH2）を採用することから、渡来系要素が認められるが、KWH1・14からも渡来系要素を読み取ることができる。

まず、三重弧文や素文軒平瓦といった、飛鳥で主体的に用いられるような定型化した四重弧文ではない軒平瓦を採用する場合には、その寺院の造営・維持管理に、官を介在しない渡来系氏族独自のネットワークの存在が指摘できる（註9）。また、丸瓦I-I、平瓦I-Iの凸面にみられるハケ目調整（カキ目の場合もある）は、北摂・山背乙訓地域の重弁蓮華文軒丸瓦を採用する寺院で類例が見られることが注意される。これらの地域の重弁系軒瓦は、烏坂寺（大阪府柏原市）を始め、河内地域で独自に

展開する重弁型式に強い影響を与えており（註10）、その分布の背景に、道昭や行基といった渡来系出身の遊行僧による仏教活動や、それによって結縁した知識集団間のつながりが指摘されている（註11）。河内寺廃寺には、渡来系要素を容易に採り入れができる地縁的・族縁的なつながりが創建当初からあったと考えられる。河内寺廃寺の造営氏族については、第5章第4節を参照されたい。

多くの渡来系氏族が拠点を築いていた中・南河内地域において、氏族間の交流が盛んで密接だったからこそ、活発な寺院造営活動が可能だったのであり、そのような環境下で河内寺廃寺は創建されたと考えられる。

註釈および参考文献

- 註1 大脇 潔 1991「丸瓦の製作技術」奈良国立文化財研究所編『研究論集IX』奈良国立文化財研究所学報第49冊
- 註2 上田 瞳 2007「飛鳥時代の河内国出土軒瓦」大阪府立近つ飛鳥博物館図録14『平成19年度春季特別展河内古代寺院巡礼』
- 註3 坪田真一・金親満夫 2004『波川廃寺 第2次調査・第3次調査』財団法人八尾市文化財調査研究会報告79
- 註4 上田 瞳 1999「高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族—出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族三一」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』
- 註5 谷崎仁美 2020『市域の古代寺院と出土瓦』八尾市史編纂委員会編『新版八尾市史 考古編2—考古学からみた八尾の歴史—』
- 註6 鎌田博子 1998『梶原瓦窯跡発掘調査報告書』（名神高速道路内遺跡調査会編、名神高速道路内遺跡調査報告書第3輯）、林正憲・垣内拓郎 2010『梶原廃寺の出土瓦』（奈良文化財研究所編『古代瓦研究V—重弁蓮華文軒丸瓦の展開—』）、堀大輔 2010『山背の重弁蓮華文軒丸瓦—梶原廃寺式を中心に—』（奈良文化財研究所編『古代瓦研究V』）、山崎敏昭ほか 1995『屋敷町遺跡 三田市営大池団地改築に伴う屋敷町遺跡第9次発掘調査報告書』（三田市教育委員会編、兵庫県三田市文化財報告書第10集）、樋口隆久 1995『第四章第一節古代寺院の成立』（亀岡市史編さん委員会編『新修亀岡市史』本文編第一巻、338～339頁）、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 1985『千代川遺跡第6・7次発掘調査概要』（『京都府遺跡調査概報』第14冊）、亀岡市教育委員会 1988『觀音芝廃寺発掘調査報告』（亀岡市文化財調査報告書第20集）
- 註7 新尺雅弘 2019「久米寺式軒瓦の成立と展開—藤原宮阙における久米寺の性格—」（『考古学研究』第66卷第2号）
- 註8 綱伸也 2008「併津と河内をつなぐものー軒瓦にみられる在地間寺院交流ー」（財団法人大阪府文化財センター編『財团法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2006年度共同研究成果報告書』）
- 註9 谷崎仁美 2014「重弧紋軒平瓦の二大様相—七世紀の寺院における瓦の受容とその背景—」（大阪歴史学会編『ヒストリア』第247号）
- 註10 藤田さかえ 1991「乙訓郡寺院の7世紀の軒瓦」（京都考古刊行会編『京都考古』第58号）
- 註11 花谷浩 1999「飛鳥寺東南院とその創建瓦」（『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』）

本節では、河内寺廃寺を造営した集団について検討する。造営集団（檀越）を究明する方法としては同範関係にある遺跡を検討するのが通例である（森1994など）。そのため、河内寺廃寺と同範関係にある瓦が出土した遺跡を抽出し、相互の関係性を検討することで、河内寺廃寺造営の背景に迫っていきたい。ただし、伽藍整備期に使用され、最も出土数量の多い軒平瓦KWH2は范施文ではないため同“範”関係によって検討を進めることはできない。しかし、波状重弧文という特異な文様であることから文様や技術的な系譜関係を追跡することは可能であるため、KWH2については同“文”関係にある資料を対象として検討していく。

以下、叙述の関係からまず伽藍整備期の軒平瓦KWH2を対象にその系譜関係を究明した後、同文関係をもつ寺院を概観してその性格や関係性を整理する。そして、それらを基に河内寺廃寺造営の背景を探る。

1. KWH2の系譜

(1) 波状重弧文軒平瓦の分布と既往の研究

KWH2の瓦当文様である波状重弧文は、中国北朝に由来する特異な文様である。本邦では、大陸との直接的交流の多かった九州地域を除くと7世紀後半～8世紀前半に限って比較的広範に展開する。そこで、まずKWH2と関連する可能性がある7～8世紀代の波状重弧文軒平瓦の分布を概観しておこう（第1、2図）。最も広範に分布するのは近江地域で、11遺跡（輕野塔ノ塚廃寺〔滋賀県1979A〕、野々目廃寺〔滋賀県1979b〕、小八木廃寺〔滋賀県1976〕、妙園寺廃寺〔愛智郡1929〕、日加田廃寺〔滋賀県1980〕、雪野寺跡〔京大考古学研究室1992〕、



第1図 波状重弧文の分布

宮井廃寺〔蒲生町1995〕、竹ヶ鼻廃寺〔彦根市2010など〕、不動谷瓦窯〔中井1988〕、華寺遺跡、井口遺跡〔北村・下田2005〕）から出土している。河内がこれに次いで3遺跡（河内寺廃寺、鳥坂寺跡〔柏原市2011〕、九頭神廃寺〔枚方市1997など〕）あり、河内と山背の国境、九頭神廃寺に近接した場所に位置する美濃山廃寺（八幡市1997など）からも出土する。また、大和では藤原宮（石田2010）や久米寺（奈良県1986）が分布の中心となって坂田寺、軽寺、大窪寺などの多数で出土している。（花谷2000）。このうち、坂田寺などでは多型式にわたる藤原宮所用瓦の客体的出土が認められるため、藤原宮造営のための瓦の一部が補修瓦として運ばれたと考えて差し支えない。この他に越前の小柏窯跡（織田町1994）や美濃の東流廃寺（八賀1972）で単発的に出土している。

このように波状重弧文軒平瓦は近畿地方を中心に広域に展開しているが、その特異な文様から単系



第2図 波状重弧文軒平瓦の諸例

大和および河内寺廬寺の資料の製作技法が異なることを見抜き、北河内・南山城などの周辺地域は近江や大和からの二次的派生であると指摘している（北村 1992）。筆者はこの指摘をさらに深化させ、各地で出土した波状重弧文軒平瓦の技術的属性を網羅的に比較した（新尺 2019）。その結果、波状重弧文軒平瓦は複数系統の工人集団によって製作されていたことが判明し、近江の資料はおよそ郡ごとにまとまりを見せる4グループに、九頭神廬寺と美濃山廬寺で1グループに、河内寺廬寺と久米寺・藤原宮で1グループになることを突き出した。同一グループに属する遺跡から出土した対応する軒丸瓦の文様や平瓦は強い共通性をみせる一方で、異なるグループ同士ではこれらがほとんど異なっていることから、各グループはそれぞれ異なる系譜の工人集団だったと考えられる。すなわち、特異な文様から一統的に理解されがちだった波状重弧文軒平瓦は、実は相互に直接的な関係性のない複数系統の工人集団によって製作されていたのである。また、近江や北河内・南山城の資料には、KWH2にみられる施文原理（後述）が認められないため、KWH2がこれらの地域から直接的に派生したとは考えられず、本節の目的である造営背景の検討には用いることができない。

一方で、大和の資料は軒平瓦の技術的共通性だけでなく、対応する軒丸瓦KWM2の製作技法（布目押圧技法）や組み合う平瓦の縦位繩引きを狭端面側半分ほどスリ消すといった基礎的な技法も共通する。そのため、技法の同一性は軒丸瓦、軒平瓦、平瓦におよび、KWM2-KWH2製作工人集団と大和の波状重弧文軒平瓦製作工人集団は、疑いなく同一系譜に位置付けられる。そこで、以下では河内寺廬寺の造営背景を検討するうえで重要な、大和の資料との関係についてのみ詳述していく。

（2）久米寺との関係性

大和における波状重弧文軒平瓦はすべて同一型式に属し、藤原宮や平城宮からも出土しているため『藤原宮・平城宮出土軒瓦型式一覧』で6561型式A種（以下、6561A）と設定されている（奈文研 1996）。

統的に理解されることが多かった。例えば、廣田長三郎は大和の藤原宮を波状重弧文の初源として捉え、それが河内を経由して近江へと伝播したと考えている（廣田 1989）。一方で、大脇潔は近江を初源とし、南山城・北河内から河内寺廬寺を経由して藤原宮に終着すると考えており、真逆の展開も想定されていた（大脇 2005）。

こうした考えは文様の特殊性からすべて同一系譜に置かれるという前提から発せられたものであるが、技術的な視点から言えば各地の波状重弧文を統一的に理解することは難しく、その前提からしてすでに課題が残されている。

例えば北村圭弘は、近江の資料と

10cm

6561 Aは上述のように久米寺と藤原宮を中心に分布しているが、6561 Aは久米寺のために創出され、藤原宮用瓦の生産は一時的なものだったことが明らかにされている（新尺2019）。そのため、河内寺廢寺との関係性を検討すべきなのは久米寺のみということになる。

久米寺の6561 Aと河内寺廢寺の

KWH 2の製作工人が同一系譜に位置付けられることはすでに述べたが、その特異な瓦当文様の類似性も重要であり、古くから着目されてきた（稻垣1971など）。しかし、仔細に観察すると両者にはいくつかの相違点も挙げることができる。

KWH 2の文様的な特徴は指頭押圧を施すこと、瓦当面の7重弧に○×の刻印を施すこと、頸部に瓦当文様に類似した文様を施すこと、にあるが、久米寺の6561 Aは、すべての個体で共通して6重弧であり、頸部施文が存在しない、という点でKWH 2と大きく異なる。この弧線の数と頸部施文の変化は、その先後関係を考究するうえで重要な役割を果たしてくれる。

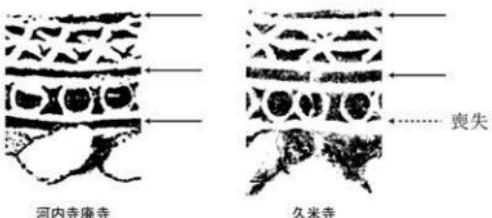
弧線の数はKWH 2と6561 Aで1条分の弧線の差異があり、これを増加と捉えるか減少と捉えるかが問題となる。そこで指摘したいのは、第1・第4弧線及びKWH 2の第6弧線が、×状や○状の刻印帯を区切る界線の役割を果たしていた可能性である。これらはすべて刻印帯の上下を巡り、×状刻印帯と○状刻印帯、○状刻印帯と押圧部を区切っている。KWH 2の頸部施文も同様に刻印帯と刻印帯を区切る弧線が巡っており、刻印帯の上下には界線を巡らせて刻印帯同士を隣接させないという意識が窺える（第3図）。したがって、○状刻印帯と押圧部を区切る界線が失われている6561 AはKWH 2の退化型式と捉えることが可能である（新尺2019）。

以上から、KWH 2や6561 Aを製作した造瓦工人集団は河内寺廢寺から久米寺へと移動したと考えられ、KWH 2は当該工人集団が本邦で初めて生産した製品ということになる。波状重弧文という文様が北朝系の大陸的文様である（大脇2005）ことを加味すると、河内寺廢寺の伽藍整備にあたって、日本には存在しなかった新規の文様がおそらく海外から直接渡来してきたと考えられる。KWH 2や6561 Aに対応する軒丸瓦（KWM 2、6271 A）の布目押圧技法が朝鮮半島で認められる技術であり（亀田2010）、この技術が列島で広く用いられるようになるのが藤原宮期以降であることを勘案すると、彼らは渡来系の工人だった可能性が高い。そのような渡来系造瓦工人が、伽藍整備に際して動員されているという事実は河内寺廢寺の造営背景を考えるうえで重要となるだろう。

また、久米寺へと移動した当該工人集団は、その後、興福寺造営のために梅谷瓦窯へと移動する（森1983、奥村1999）。藤原宮期における久米寺が藤原不比等発願の般若坂寺に比定されているため（森1983・1994、奥村1999、吉川2009、新尺2019）、大和への移動後は藤原氏と極めて強く結びつく工人となることにも留意が必要である。

2. 同範関係の整理

統いて、河内寺廢寺出土瓦と同範の瓦を概観し、その性格や関係性について整理していく。古代における河内寺廢寺と同範関係が認められるのは①西郡廢寺（河内・八尾市）、②久米寺（大和・櫛原市）、③太田廢寺（摂津・茨木市）の3カ寺であり、以下、各寺院について概観していく（第4図）。



第3図 KWM 2の施文原理とその喪失

河内寺廢寺

久米寺

喪失

(1) 西郡廃寺

西郡廃寺は大阪府八尾市の長瀬川と玉串川に挟まれた低位沖積地に位置している。泉町2丁目に鎮座する天神社付近の畠から塔心礎が出土したことで寺院として周知され、以後、八尾市による小規模調査が蓄積されている（八尾市 1996 など）。それらの成果によると、西郡廃寺ではK WM 2と同範の瓦と、K WM 2-K WH 3の組み合わせを模倣した同文瓦も出土している。この模倣瓦の組み合わせが創建瓦となっているようで、西郡廃寺の創建に河内寺廃寺に関する集団（檀越や造寺工房）が深くかかわっていたことは疑いない。おそらく、高麗寺が拠点寺院となって周辺寺院の造営に関与した南山背の事例（菱田 1988）と同じ現象が生じていたと考えられ、拠点寺院：

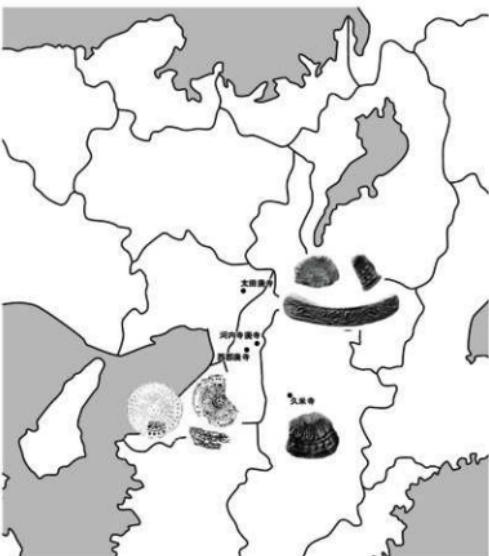
河内寺廃寺と周辺寺院：西郡廃寺という関係で理解できる。また、西郡廃寺の模倣創建瓦は河内寺廃寺で出土しておらず、模倣創建瓦が拠点寺院側で出土しないという様相も高麗寺の事例と共に通するため、そうした出土状況もこの考え方を傍証する。

なお、西郡廃寺は檀越として百濟系渡来氏族の錦織氏が想定されており（八尾市 1996）、河内寺廃寺との同範・同文関係は「西郡廃寺の檀越氏族である錦織氏と河内寺の檀越氏族である河内連が、いずれも百濟国出自の渡来系氏族である点で共通していること」などを理由として挙げている。

(2) 久米寺（鰐坂寺）

久米寺は奈良県橿原市に所在する寺院で、上述のように藤原宮の時期は藤原不比等創建の鰐坂寺であった可能性が高い。地名や藤原宮の地割から、藤原宮十二条七坊の北半分を占めていたと推定されており、現在その境内には一辺が 30 尺を超える巨大な塔跡が残る。この塔跡には近世以降、多宝塔が建立されていたが、その移転に伴う事前調査によって塔基壇跡北方が発掘された（奈良県 1986）。この調査によって、塔倒壊時に堆積したと考えられる瓦堆積層と複数種類の軒瓦が出土したが、出土量や文様の年代観などから、軒丸瓦 6271 型式 A 種と軒平瓦 6561 型式 A 種の組み合わせが創建瓦であると考えられている。

この発掘調査以前にも、岸熊吉によって久米寺に隣接する瓦窯の発掘調査が実施されており（岸 1959）、その調査で KWM 2 に類似した資料が出土している。資料は散逸しており現物による同範照合はできないが、写真で見る限り同範とみてほぼ疑いない。注目すべきなのは、この資料の外区外縁外側には平坦面が存在するため、久米寺に移動した工人が生産した製品ではないという事実である（本章第5節参照）。すなわち、この資料は工人の移動に伴って、工人と共に運ばれたものではなかった。



第4図 同範瓦の分布

おそらく、寺院の資材を融通可能なより上位の存在である檀越同士の関係性で運び込まれたものと考えて差し支えない。したがって、河内寺廃寺と久米寺との関係性は、工人だけでなく資材の融通もおこなうような極めて密接な関係性にあったと考えられる。

(3) 太田廃寺

太田廃寺は大阪府茨木市に所在した寺院であるが、正式な発掘調査がこれまで実施されていないため詳細についてはよくわかっていない。しかし、明治40年の開墾中に偶然発見された舍利容器のほか、軒瓦や鬼瓦などの寺院関連遺物はある程度採集されており、その中に河内寺廃寺のKWM2、KWH8と同范の瓦が含まれている。KWM2同范品は久米寺出土品と同じく外区外縁外側に平坦面をもつ資料であるが、その胎土は生駒西麓産でないため、河内寺廃寺から太田廃寺へ製品ではなく範が運ばれたと考えられる。一方で、KWH8同范品も河内寺廃寺の資料と胎土が異なるため、瓦范の移動が想定される。法隆寺式軒瓦の年代は7世紀末～8世紀ごろに比定されるので、河内寺廃寺の伽藍造営が一段落した後の補修瓦用として瓦范が持ち込まれたのだろう。以上のように、河内寺廃寺と太田廃寺は相互に瓦范のやり取りしていたことが認められ、極めて密接な関係性を見出せる。

太田廃寺の檀越については諸説あり、山崎信二は太田廃寺周辺に穹窿式横穴式石室があること、法隆寺式軒瓦の出土などから、渡来系氏族の桑原史の創建と指摘している（山崎 1983）。しかし、穹窿式横穴式石室は距離的にやや懸隔があるうえ、廃寺との具体的な関係性も論証されていない。また、法隆寺式軒瓦の分布は庄園との関係も指摘されているように渡来系氏族との関係に終始しない（鬼頭 1977）。法隆寺と各太田地域との個々の関係性はあるかもしれないが、それを媒介とした渡来系氏族の相互の関連を見出すのは困難である。したがって、太田廃寺の檀越は通説通り中臣太田連を想定するのが妥当だろう（茨木市史 1969、新修 2012）。

3. 河内寺廃寺伽藍整備の背景

それでは、以上の検討を踏まえたうえで河内寺廃寺における伽藍整備の背景について検討していく。具体的な検討に移る前に、まず既往の理解について概観しておく。

河内寺廃寺の造営氏族に関する議論は、府教委による1次調査の報告書で藤沢一夫による考察がなされて以降、基本的にこれが踏襲されてきた（藤沢 1968、東大阪市 2007など）。藤沢はまず考察の前提として、河内寺廃寺立地が『倭名類聚抄』の河内国河内郡大宅郷に比定されることを指摘し、オオヤケという地名から河内寺廃寺の付近に郡家が存在したと考えた。郡家と近接することと「河内寺」という郡名の入った寺院であることから河内寺廃寺が郡家に付随する「郡寺」だったと推定し、そこからさらに論を進めて、河内郡郡領を輩出した百済系渡来氏族の河内氏が河内寺廃寺の檀越だったと想定している。

ただし、この藤沢の指摘以降、河内寺廃寺を取り巻く形で設定されている皿池遺跡でしばしば発掘調査が実施されているものの郡家関連構造は検出されておらず、河内寺廃寺周辺における郡家の存在という議論の前提が未だ立証されていないという課題が残されている。また、「河内寺」という名称も古代に遡るかどうか不明であるため、河内寺廃寺が「郡寺」だったという理解そのものに現状では妥当性が与えられない。したがって、河内寺廃寺の造営が河内氏によってなされたと即断できないのが現状である。

一方で、河内郡の有力氏族として河内氏が存在したことは疑いようのない事実であり、河内直が檀越であれば、同じく百済系渡来氏族が檀越として想定される西郡廃寺との同范関係も通説（八尾市

1996) 通り柔軟に理解できる。また、河内氏には河内寺廃寺伽藍整備期の人に第7回遣唐大使を務めた河内直鯨が存在する。7世紀までの遣唐使の人選は実務的性格が強かったとされており、ヤマト朝廷以来の大豪族ではなく外交に長じた専門氏族がその任に当たっていた(東野2007)。その大使を7世紀後半に輩出できたという事実は、河内氏が列島へ渡来して以降、海外との関係を保持し続けていたことを暗示していると考えて差し支えない。そのような氏族が河内寺廃寺の造営に関与していたとすれば、渡来系の文様や人が伽藍整備に採用されることも妥当性を与える。

しかし、河内氏だけを擅越として想定すると、前項までに明らかにしたような久米寺：藤原氏や太田廃寺：中臣氏との極めて密接な関係性について合理的に解釈できないという問題が残される。そこで着目したいのが、河内寺廃寺の近くに河内国一宮・枚岡神社が鎮座するという事実である。枚岡神社は「元春日」とも呼ばれ、伝承によると、650年に現在地に遷座らしい(田中1966)。こうした点からみて、7世紀後半以降の枚岡は中臣氏の伝統的基盤地域だったという理解が一般的である。

現在の枚岡神社から河内寺廃寺までの距離はおよそ700m程度であり、両者は近接した位置にあるといってよい。そうした地理的近接性から、河内寺廃寺の造営に中臣氏(平岡連)が関与していたという仮説を提示したい。そのように想定すれば、それまで妥当な解釈が与えられなかった太田廃寺と久米寺との関係性は、中臣氏や藤原氏という同族関係で理解できるようになる。河内寺廃寺の伽藍整備で動員された工人集団がその後、興福寺の造営まで藤原氏と関係を保有し続けたことも、招來した主体の中に中臣氏が存在したとすれば理解が容易になるだろう。このように、瓦から見出すことのできた親密な寺院間関係は中臣氏を背景とすることで自然に解釈できるようになる。

ただし、河内寺廃寺造営氏族の想定から河内氏を排除し、中臣氏の「氏寺」だったとすると、なぜ渡来系の文様が受容されるのかということや、西郡廃寺との関係性を説明しがたいという問題点も残る。すなわち、河内氏か中臣氏どちらかの「氏寺」として二者択一にしてしまうと、どちらにも課題が生じてしまうのである。

そうした状況で重要なのが、「單一の氏、あるいは始祖・別祖や系譜を共有する同系の氏により構成され、『異姓者』や別系譜の氏を排除して参与を認めない組織」によって維持される「氏寺」は平安時代初期まで成立しないという指摘で(中村2004)、実際に西琳寺の塔は、渡来系氏族の西文氏や在地系氏族の土師氏らによって共同で造営されている。

こうした歴史的背景を踏まえると、河内寺廃寺も河内氏や中臣氏など、寺院周辺を拠点とした有力氏族が結集して造営したと考えられないだろうか。二者択一ではなく、双方の関与を認めれば、瓦から見えた関係性をすべて整合的に理解可能である。そのため、河内寺廃寺の七堂伽藍は單一氏族ではなく、地縁的に結ばれた河内氏や中臣氏といった複数の有力氏族によって營まれたと判断しておきたい。

参考文献

- 石田由紀子 2010 「藤原宮出土の瓦」『古代瓦研究V』奈良文化財研究所
稲垣晋也 1971 「古代の瓦」日本の美術 No.66 至文堂
茨木市史編纂委員会 1969 『茨木市史』茨木市役所
茨木市史編さん委員会 2012 『新修茨木市史』第1巻
愛智都教育委員会 1929 『近江爱智都誌』
大脇 潤 2005 「老北京胡同銘記行—東アジアにおける軒平瓦の変遷—」『古代摂河泉寺院論叢集』第二集 古代摂河泉寺院研究会

- 奥村茂樹 1999「創建期興福寺の瓦生産」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集一』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 柏原市教育委員会 2011『烏坂寺跡発掘調査報告書』
- 亀田修一 2010「朝鮮半島における造瓦技術の変遷」奈良文化財研究所『古代東アジアの造瓦技術』奈良文化財研究所研究報告3
- 蒲生町教育委員会 1995『宮井廃寺跡』
- 岸 熊吉 1959「大和に於ける古代窯跡」『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報』11 奈良県教育委員会
- 北村圭弘 1992「近江古代寺院研究の基礎資料」『滋賀文化財だより』No.173 滋賀県文化財保護協会
- 北村圭弘・下田真里子 2005「華寺遺跡の屋瓦-近江の古代寺院研究の基礎資料8』『北近江』第2号
- 鬼頭清明 1977「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」『古代研究』11
- 京都大学文学部考古学研究室 1992『塑像出土古代寺院の総合的研究』
- 滋賀県教育委員会 1976『滋賀県文化財調査年報 昭和49年度』
- 滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会 1979 A『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』VI-4
- 滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会 1979b『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書』VI-5
- 滋賀県教育委員会、滋賀県文化財保護協会 1980『ほ場整備関係道路発掘調査報告書』VII-5
- 新尺雅弘 2019「久米寺式軒瓦の成立と展開」『考古学研究』66-2
- 田中 卓 1967「大化前代の枚岡」枚岡市史編纂委員会『枚岡市史』枚岡市
- 東野治之 2007『遣唐使』岩波書店
- 中井 均 1988「不動谷瓦窯跡」『米原町内遺跡分布調査報告書』米原町教育委員会
- 中村英重 2004「氏寺と氏神」「古代氏族と宗教祭祀」吉川弘文館
- 奈良県文化財保存事務所 1986『重要文化財久米寺多宝塔修理工事報告書』奈良県教育委員会
- 奈良国立文化財研究所 1998『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』
- 花谷 浩 2000「京内廿四寺について」『研究論集IX』奈良国立文化財研究所
- 東大阪市教育委員会 2007『河内寺廃寺跡発掘調査報告書』
- 彦根市教育委員会 2010『竹ヶ鼻廃寺IV・宅地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査事業-』
- 菱田哲郎 1988「瓦の範と製作技術—高麗寺系軒丸瓦の検討—」『京都大学構内遺跡調査研究年報 1988年度』京都大學理蔵文化財研究センター
- 枚方市教育委員会 1997『九頭神遺跡—九頭神廃寺—』
- 廣田長三郎 1989『古瓦図考』ミネルヴァ書房
- 藤沢一夫 1968「河内寺とその性格」『河内寺跡調査概報』大阪府教育委員会
- 森 郁夫 1983「興福寺式軒瓦」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所, 571-585頁
- 森 郁夫 1994「古代における同範・同系軒瓦」『古代』97
- 吉川真司 2009「藤原鎌足と三島別業」『藤原鎌足と阿武山古墳 文化財シンポジウム記録集』茨木市教育委員会
- 八尾市文化財調査研究会 1996『財團法人八尾市文化財調査研究会報告 52』
- 山崎信二 1983「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集刊行『文化財論叢』同朋社
- 八幡市教育委員会 1997『美濃山廃寺発掘調査報告』

1.はじめに

河内寺廃寺跡からは、9種類の軒丸瓦と17種類の軒平瓦が出土し、それぞれKWM1～9、KWH1～17という型式番号で分類している。KWM2（細弁十三葉蓮華文軒丸瓦）は、古代の軒丸瓦で最も出土数が多いことから、寺院創建期に製作され、建物の軒先を飾った瓦である。

これまでの研究により、瓦当や額部への○と×の施文が特徴的なKWH2（波状重弧文軒平瓦。第1図-1・2）が藤原宮式軒平瓦6561型式A種に先行することから、それと組み合うKWM2も、7世紀後半期の年代が考えられている（新尺2019）。

一方で、KWM2はこれまで外区外縁の外側にある平坦面（以下「平坦面」とする）の有無による分類（東大阪市教育委員会2011）や、KWH3（偏行唐草文軒平瓦。第1図-2）とのセット関係の想定など、複数の人が製作に関与した可能性がある。

本稿では、河内寺廃寺跡より出土したKWM2の範傷の進行から、その製作に携わった工人の動向を整理し、瓦製作の様相を明らかにする。

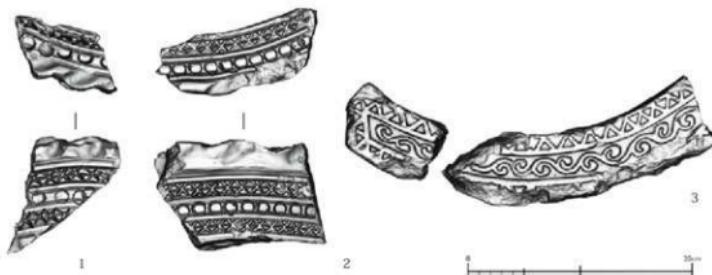
2.範傷による分類

KWM2に分類されている軒丸瓦は、全て同範である（註1）。出土した全ての資料を観察し、細弁、間弁及び珠文、そして確認した範傷に個別番号を採番した（第2図）。その結果から、範傷の進行に基づき第1～第5段階を設定した（第1表）。

範傷は製作技法の変化に関わらず増加していくため、それ単独では分類や編年の基準としては不十分である。よって、範傷の進行と資料の特徴・属性との比較が必須であるが、そもそも完形の出土資料数は多くない。このため本稿では、最古段階と最終段階をそれぞれ第1段階、第5段階とし、多くの資料で確認できた特徴的な範傷などを基準に段階を設定した。以下、第1段階を「1段階」、第2段階を「2段階」・・・と呼称する。

(1) 1・2段階

河内寺廃寺跡より出土した資料のうち、最も範傷が少ない時期を1段階とした。基準となる資料は、図3-1である。この段階で既に、特徴的な範傷1が存在している。また、珠文とその内外の界線間に3点の範傷が確認できた。



第1図 KWM2と組み合う軒平瓦

第1表 范傷一覧表

范傷番号	段階	位置
1	1	間弁10の右先端
2	1	珠文29の内側
3	1	珠文31の内側
4	1	珠文2の外側
5	2	珠文26の内側
6	2	珠文30の外側
7	2	珠文32の内側
8	2	珠文3の内側
9	2	珠文4の内側
10	2	珠文4の外側
11	2	珠文5の外側
12	2	珠文7の内側
13	3	珠文28の内側
14	3	珠文33の外側
15	3	珠文34の内側
16	3	珠文1の内側
17	3	珠文6の外側
18	3	間弁4と細弁4の間
19	3	珠文16の内側
20	3	珠文17の内側
21	3	珠文19の内側
22	4-1	珠文25の内側
23	4-1	珠文1の外側
24	4-1	珠文1の内側
25	4-1	珠文22の外側
26	4-1	間弁3と細弁3の間
27	4-1	間弁4と細弁5の間
28	4-2	珠文23の内側
29	4-2	珠文3の外側
30	5	珠文33の内側
31	5	珠文10の内側
32	5	珠文10の外側
33	5	珠文11の内側
34	5	珠文12の外側



第2図 瓦当文様と范傷の番号

1段階の製作が進むと、漸次的に范傷の増加が見られる。第3図-1にない范傷が生じた段階から、同じ特徴をもつ瓦に最も多くの范傷が生じた時期までを2段階とした。2段階の范傷は、珠文・界線間で8か所増加する。代表的な資料として、第3図-2と第3図-3がある。前者は、丸瓦との接合が確認できた唯一の資料である。なお、図3-2・3には、范傷8・11・12は確認できない。以下、この段階を「前期」とする。

(2) 3段階

3段階の瓦は、2段階にはない范傷が出現してから、范傷26の出現前の瓦とした。范傷は、珠文と界線の間に8か所、細弁と間弁の間に1か所増加した。代表的な資料として第3図-4がある。

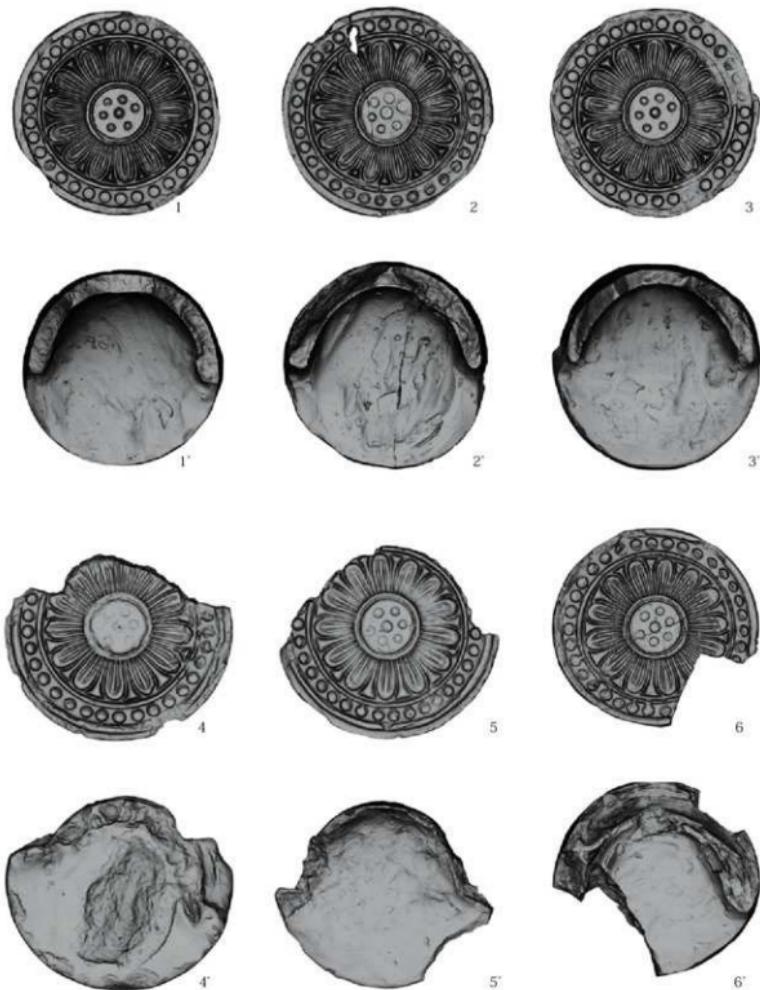
(3) 4段階（4-1、4-2段階）

4段階の瓦は、特徴的かつ多くの資料で確認できた范傷26をもち、次の5段階の資料に認められる范傷の出現前の資料とした。3段階の資料と比べ、珠文とその内外の界線の間に6か所の范傷の増加が認められた。代表的な資料は図3-5である。

また、范傷の増加に伴って製作技法に変化がみられた。このため、范傷28や范傷29など一部の資料にしか見られない范傷を境に、4段階を4-1と4-2段階に分けた。

(4) 5段階

KWM 2のうち、最も范傷が多い瓦を5段階とした。河内寺廢寺における范使用の最終段階である。基準となる資料は第3図-6で、珠文10～12間で4か所、范傷の増加が認められた。



第3図 各段階のKWM 2

3. 検討

范傷の進行によって分類した各段階の製作技法や特徴を検討した。

(1) 前期(1・2段階)

①資料の検討

第3図-1は、瓦当がほぼ完形で、接合する丸瓦の一部が残存する。瓦当径は16.7cm、瓦当厚(蓮子を除いた中房の厚み。以下同じ)は2.3cmを測る。丸瓦凸面は狭端面側から広端面方向のナデ調整を施す。丸瓦凹面から瓦当裏面にかけてナデ調整を施す。瓦当下半分の側面には、周縁に沿った方向にケズリを施す。確認した資料で最も範傷が少ない。第9次調査(金堂跡前面道路の下水道工事立会)で出土した。第3図-2は、第4章の報告番号2のため省略する。第3図-3は、瓦当がほぼ完形で残る。接合する丸瓦の一部が残存する。瓦当径は17.1cm、瓦当厚は2.1cmを測る。丸瓦凸面、丸瓦凹面の調整は第3図-1と同様である。瓦当裏面右下には布目痕が残る。同左下には幅3.0cm×0.4cm程度の道具痕が残る。出土した調査次数は不明である。

②製作技法と特徴

前期の資料の製作技法や特徴は、以下のとおりである。

瓦当面の形状 花弁先端が鋭角で、蓮子・珠文の形状も明瞭であり、範の深い部分まで粘土を充填していたことがわかる。また、段状を呈する連子をもつ資料があることから、粘土を何度かに分け範に充填していた(第3図-1の蓮子参照)。

瓦当周縁の形状 外区外側が瓦当周縁となり、平坦面をもたない。

瓦当厚 概ね2.0cm~2.3cm程度である。

焼成及び胎土 焼成は硬質で、色調は褐灰色や灰色が多いが、黄褐色もある。胎土は堅緻で、石英や長石などの白流砂が含まれる。生駒西麓産である。

瓦当裏面 瓦当裏面に布目痕のある資料がある(第3図-3)。それ以外はナデ調整により布目の有無は不明である。ナデ調整は、丸瓦部から瓦当裏面にかけて縦方向に施す。瓦当裏面の形状は、布目の残存部を含め凹凸が残る資料もある。

文様の向き 丸瓦と瓦当が接合する位置が統一されている。軒先に葺いた時、向かって右が細弁2、左が間弁8で水平となる。

丸瓦との接合 第3図-2と接合する丸瓦が確認されている。特徴が確認できる丸瓦と接合する資料は、全てのKWM2の中でこの1点のみである。第4図-1は、第3図-2とこの丸瓦の3Dデータを接合したものである。

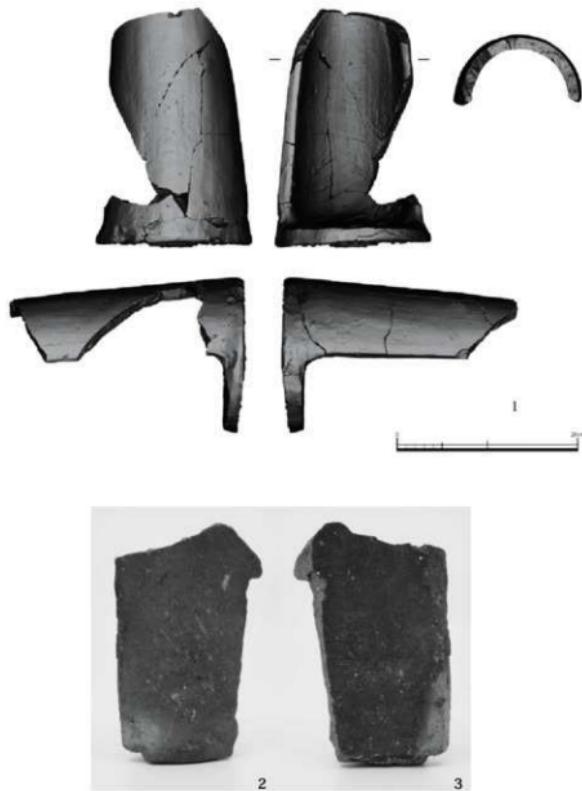
丸瓦は行基式で、体部の厚みは1.2cm~1.5cmを測る。焼成は軒丸瓦同様に硬質で、色調は褐灰色である。胎土は堅緻で、石英や長石などの白流砂が含まれる。凹面には布目が残る。凸面は繩叩きのち縦方向にナデ調整する。丸瓦側面にはケズリによる面が残る。

瓦当部と丸瓦の接合は、丸瓦広端面の凸面側を削り、瓦当裏面に彫りこんだ溝に嵌め、凸面と凹面側の両方から粘土を補充して固定する。特徴の類似した丸瓦で、補充粘土との接合を強化するため、凹凸面両側に×の刻みをもつものが出土している(第4図-2・3)。

③丸瓦の検討

KWM2の瓦当面と接合した資料は、第4図-1の1点のみである。この資料を手がかりに丸瓦を検討した。

まず、河内寺廐寺跡から出土した丸瓦のうち、第3図-2と類似する胎土・焼成、体部の厚みをも



第4図 前期のKWM 2と丸瓦との接合

つ丸瓦を観察した。その結果、粘土板を模骨から分割する際に生じる側面の割れを調整しない資料や、四面の布目が広端面に及ばない資料が確認できた。

これらの資料は、報告番号65など平瓦II-1-2類の特徴と類似する。65は、桶巻作り平瓦で、KWH 2と同じ布筒が用いられた「同布筒瓦」である（本章第6節参照）。

よって、丸瓦と平瓦に共通する特徴から、前期のKWM 2とKWH 2はセット関係であることがわかった。

(2) 3段階(中期)

①資料の検討

第3図-4は、瓦当上部が欠損する。細弁8~12、間弁7~11、珠文17~30が欠損する。瓦

当径は 18.6cm、瓦当厚は 3.2 ~ 3.4cm となる。平坦面をもつ。平坦面の幅は、0.5 ~ 0.6cm 程度である。花弁と間弁の先端は丸みを帯び、シャープさを欠く。

瓦当裏面には、丸瓦接合溝の端部が残る。丸瓦先端の幅は 0.8 ~ 1.1cm と薄く、丸瓦先端を削って接合したことがわかる。瓦当裏面中央には、丸瓦凹面に補充粘土を押し当てた際のユビオサエ痕が残る。

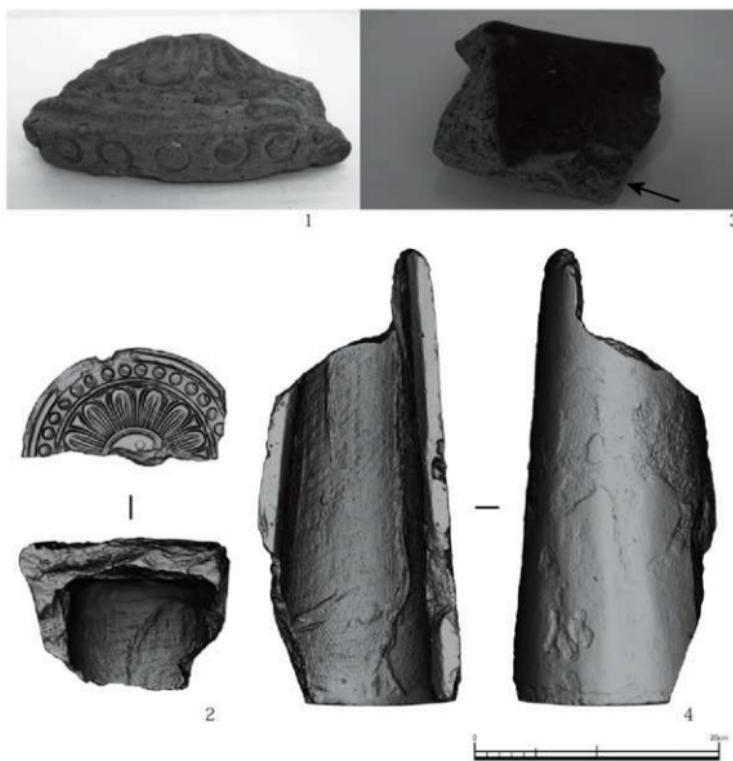
②製作技法と特徴

瓦当の形状 花弁先端は丸みを帯びており、前期の瓦に比べシャープさが失われる。

瓦当周縁の形状 平坦面を持つ。一部の資料において、瓦当周縁の側面に○の施文が残る（第5図-1）。

瓦当の厚み 瓦当厚は 2.5 ~ 3.0cm 程度。

胎土及び焼成 焼成は前期に比べ軟質で、色調は黒色、黄褐色及び褐灰色がある。胎土は、石英や長石、角閃石または磁鉄鉱が混じる生駒西麓産である。



第5図 中期のKWM 2と丸瓦との接合

瓦当裏面 瓦当裏面は、ナデ調整を行う。布目痕のある資料は、未確認である。

文様の向き 軒先に葺いた際、瓦当文様が水平になる向きに規則性は認められなかった。

丸瓦との接合 丸瓦と接合した状態の資料は、未確認である。確認できた資料は全て平坦面をもつことから、使用した丸瓦の径は前期よりも大きい。范傷の段階は不明だが、平坦面を持ち、焼成が3段階の第5図-2に類似する破片資料には、丸瓦凸面に×の切り込みが確認できた（第5図-3）。

③丸瓦の検討

既往の調査で出土した行基式丸瓦（第5図-4）の広端面の径が、第3図-5の布目の転写が残る補充粘土内側、つまり丸瓦との接着部と一致する。第5図-4は、凸面を縦位綱叩きのちナデ消し、凹面には布目と布の綴じ合わせの痕跡が残る。広端面の内径（広端面側の両側面の角と角を結んだ直線に対する垂線の長さ）は5.9cmとなる。南回廊の礎石を検出した第13次調査で出土した。

（3）4-1（中期）・4-2段階（後期）

①資料の検討

4段階は范傷26（第6図）により区分し、范傷29の有無でさらに段階を分けた。范傷29をもつ資料の特徴は、3段階とは異なる。よって、3段階の瓦から異なる技法によって製作された瓦への展開が想定できる。前者を4-1段階とし、3段階と併せて「中期」とする。4段階のうち、中期とは異なる特徴をもつ段階を4-2段階とし、「後期」とする。

范傷からは4-1・2段階のいずれに属するかは不明だが、中期の特徴を持たない資料は4-2段階に属すると考え、a～c類に分類した。

a類（第7図-1）

第7図-1は、細弁1～6、間弁1～6、珠文3～15が残る。花弁先端は鋭角で、珠文は小ぶりである。平坦面をもたない。丸瓦凸面は瓦当周縁と同じ位置で接合される。丸瓦凹面側に×の切込みが入る。補充粘土の貼付けは、凹面側のみである。丸瓦凹面から瓦当裏面にむけてナデ調整を施す。焼成は良好で、胎土は生駒西麓産である。范傷29により、4-2段階である。調査次数は不明である。

b類（第7図-2・3）

第7図-2は、中房から一部の花弁先端までが残存する資料である。花弁は中期よりもやや鋭角だが、先端は丸みを帯びる。瓦当裏面は、ナデ調整を施す。瓦当裏面側の剥離面には、ナデ調整の痕跡が見られる。この剥離面に布目の転写が見られないため、丸瓦の接合位置はさらに外区側である。范傷26があることから4段階に属する。胎土は堅緻だが、焼成は軟質である。生駒西麓産である。第



第6図 中期と後期を区分する范傷

11次調査で金堂跡から出土した。

第7図-2に焼成と胎土が類似する資料に図7-3がある(報告書番号6)。范傷の有無は不明である。花弁先端は、図7-2と同じく中期のものよりもやや鋭角である。丸瓦凹面から瓦当裏面にかけてナデ調整を施す。平坦面をもたない。丸瓦接合時の水平方向は、前期の資料とは異なる。丸瓦との接合位置は、丸瓦広端面が瓦当面に近い位置に達し、丸瓦凸面が瓦当周縁となる。

c類(第7図-4)

第7図-4は、珠文23~25、細弁11、間弁10が残る。花弁先端は丸みを帯びる。珠文に糸切痕が残る。平坦面をもつ。丸瓦は凸面広端面側を削り瓦范に充填した粘土に接合する。色調は灰色で、焼成は中期よりも硬質である。胎土は生駒西麓産である。一見すると前期の瓦に見えるが、4-1段階にはない范傷28が見られることから、4-2段階以降に製作されたことがわかる。

②製作技法と特徴

以上より、4-2段階の特徴をまとめる。

瓦当の形状 花弁先端が鋭角なものと(a類)、丸みを帯びたもの(b・c類)とがある。蓮子や珠文の形状は明瞭ではない。

瓦当周縁の形状 平坦面を持つもの(c類)と持たないもの(a・b類)がある。

胎土及び焼成 焼成は軟質のもの(a・b類)と硬質(c類)のものがある。胎土は生駒西麓産である。

文様の向き 丸瓦と接する瓦当面の水平位置に、規則性は認められなかった。

丸瓦との接合 丸瓦凸面が瓦当周縁と同一線上にあるもの(a・b類)と瓦当面中心寄りで丸瓦を接合させるもの(c類)ある。前者には、丸瓦凸面に×の切込みを入れるもの(a類)や、丸瓦広端面が瓦当に達するもの(b類)がある。

③軒平瓦とのセット関係

中期の瓦と組み合う軒平瓦はKWH3(第1図-2)が想定できる。KWH3は、桶巻作りの偏行唐草文軒平瓦である。KWH3は、色調に黒色、黄褐色及び褐灰色の3種類が認められる点や、KW



第7図 後期(4-2段階)のKWM 2



第8図 後期（5段階）のKWM 2

H 2 と比べて前期と焼成が軟質で胎土に角閃石ないし磁鉄鉱といった黒色砂粒が多く混じる点が共通している。KWH 3 に伴う平瓦は、桶巻作り平瓦で、凸面の上部と下部をナデ消すII-2-2類が想定できる（第4章参照）。

（4）5段階（後期）

①資料の検討

第3図-6は、細弁11、間弁10・11、珠文24～29が欠損する。花弁の先端は丸みを帯びる。珠文11～23の形状は、橢円形を呈する。瓦当厚は3.6cmを測る。瓦当面には糸切痕が残る。瓦当裏面はユビオサエ調整とユビナデ調整する。瓦当裏面に貼り付けた補充粘土単位での剥離が見られる。補充粘土単位の厚さは1.5cmを測る。瓦当裏面に残る接合部での丸瓦の厚さは、1.8cm前後を測る。瓦当側面下部には縦方向にケズリを施す。

②製作技法と特徴

確認できた5段階の資料は第3図-6のほか、第8図-1・2がある。点数は少ないが、以下の特徴が確認できた。

瓦当の形状 花弁は丸みを帯びる。蓮子や珠文の立ち上がりは低く、形状も不明瞭である。瓦当面に糸切痕が残る資料がある。

瓦当周縁の形状 平坦面をもたない。

瓦当の厚み 瓦当厚は、3.5cm前後を測る。

胎土及び焼成 焼成は硬質（第3図-6、第8図-1）と軟質（第8図-2）とがある。色調は、硬質は灰色、軟質は褐色である。胎土は、生駒西麓産である。

瓦当裏面 瓦当裏面は、ナデまたはユビオサエ調整を行う。

文様の向き 硬質の資料は、統一性のある前期の水平方向から時計回りに約170°回転した位置が水平となる。

丸瓦との接合 丸瓦広端面の凸面側を削り、瓦当裏面にはめ込む。凹面と凸面の両側を補充粘土で固める。第8図-1では、丸瓦凸面に施された×の刻みが確認できた。凹面側は不明である。図8-2では、凹面に×の刻みを施す。凸面側は不明である。

丸瓦 丸瓦の痕跡が残る資料が2点確認できた。第8図-1では、接合する丸瓦の広端面の径（凹面側側面の角間）は12.5cmで、その中心から凹面中心までの長さは6.4cmと推定した。第8図-2では、それぞれ13.0cmと5.4cmである。

③5段階のまとめ

5段階の資料の特徴は、花弁や珠文が丸みを帯びる点、平坦面をもたない点、そして瓦当が厚くなる点があげられる。平坦面をもたない点を除いたこれらの特徴は、前期と比べて製作技術に落差が生じたといえる。4-2段階から5段階にかけては、前期や中期に比べると、共通する製作技法をもつ資料数が少ない。4-2段階と併せて5段階を「後期」とする。

(5) 各段階のまとめ

以上より、KWM2を前期、中期、そして後期の3期に分けた。各時期・段階での製作技法に相違がみられることから、異なる工人による製作が想定できる。前期と中期は共通する特徴をもつ資料が一定数出土するが、後期は複数の特徴・製作技法に分類できたため、さらに複数の工人が関与したと考えられる。

確認した資料は全て生駒西麓産の胎土をもつことから、寺院周辺の工房に範が用意され、その範を異なる工人が順番に使用した状況が想定できる。胎土に混じる砂粒や焼成が各段階で異なることから、材料の採集から瓦窯での焼成までを、各工人が一連の作業として行っていたことがわかる。

工人の動向を整理する前に、他の地域での同范瓦の出土状況を確認する。

4. 周辺の寺院から出土するKWM2の同范瓦

周辺地域でのKWM2と同范の軒丸瓦や、関連する瓦の出土状況について概観する。同范の軒丸瓦が、大阪府茨木市太田廃寺より2点（網2019）、大阪府八尾市西郡廃寺より1点出土している（八尾市文化財調査研究会1996）。奈良県橿原市久米瓦窯周辺からは、同范とみられる軒丸瓦が出土していたことが、近年再確認された（新尺2019）。



第9図 西郡廃寺と太田廃寺のKWM2

第2表 KWM2と軒平瓦の出土点数

範囲の段階	出土数	割合	型式	出土数	割合
前期	24点	36.4%	KWH2	53点	46.1%
中期	26点	39.4%	KWH3	57点	49.6%
後期	16点	24.2%	KWH8	5点	4.3%
合計	66点	100.0%	合計	115点	100.0%

(1) 西郡廃寺

西郡廃寺は、八尾市泉町二丁目に鎮座する天神社を中心とした寺院跡である。既往の調査で、同範囲が1点(図9-1)、細弁十二葉蓮華文軒丸瓦が2点出土している。また、KWH3に類似した瓦(註2)も1点出土している。

第9図-1は、間弁6~8、珠文15~18が残る。焼成は軟質で、胎土は生駒西麓産である。花弁先端は丸みを帯び、平坦面をもつ。

(2) 太田廃寺

茨木市太田東芝町、城の前町地内に所在する古代寺院跡である。太田廃寺からは同範の軒丸瓦の破片が2点とKWH8の同範の軒平瓦が1点出土している。

第9図-2は、細弁12と13の一部、珠文31~33が残る。外側に向かって反りあがる平坦面をもち、ヨコナデ調整がみられる。瓦当周縁にもヨコナデ調整の痕跡が残る。瓦当裏面は平坦で、調整痕は確認できない。瓦当の厚みは1.9~2.1cm程度である。第9図-3は間弁3~9にかけて内区のみが残る。範囲は不明である。いずれも焼成は軟質で、胎土は生駒西麓産のものではない。

5. KWM2の製作に関与した集団

以上、KWM2に伴う軒平瓦、周辺地域から出土する資料から、製作に関与した工人集団の動向について、以下の点が明らかになった。

(1) 前期の瓦工人

出土数 前期の瓦工人は、KWM2とKWH2を製作した。前期の出土数24点は、KWM2の総数(時期不明の資料19点を除いた66点。以下同じ)の36.4%を占める。KWH2の出土数53点は、同時期の軒平瓦の総数(KWH2、KWH3およびKWH8の総数115点。以下同じ)の46.1%を占める。

工人の技術的特徴と動向 この工人の製作技術は、シャープな花弁先端の形状や段状を呈した蓮子など、範への丁寧な粘土補充、薄い瓦当面に代表される効率的かつ高い技術力が特徴である。製作した平瓦は、凸面半分をナデ消す桶巻き作りで、II-1-2類で、丸瓦は、行基式丸瓦のII-1類である(第4章参照)。本章第4節によると、波来系造瓦工人の可能性があり、河内寺廃寺での瓦製作後、藤原宮の瓦製作のため大和へと移った。

(2) 中期の瓦工人

出土数 中期の瓦工人は、KWM2と偏行唐草文軒平瓦をデフォルメしたKWH3を製作した。中期の出土数26点は、KWM2の総数の39.4%を占める。KWH3の出土数57点は、同時期の軒平瓦の

総数の 49.6%を占める。

工人の技術的特徴と動向 この時期にみられる平坦面は、河内寺廃寺の KWM 1 や近隣の法通寺や若江寺などから出土する同時期の軒丸瓦にもみられ、在地工人の技術的特徴とされる（網 2019）。渡来系造瓦工人と想定される集団から、在地工人である集団が瓦製作を引き継いだ。また、久米瓦窯出土資料が中期の特徴をもつことや、瓦当周縁に KWH 2 を意識したとみられる○の施文をもつ中期の資料（第 5 図-1）が存在することから、両工人間での交流も想定できるが、詳細の検討は今後の課題である。

製作した平瓦は、桶巻作りで凸面の中心を残し狭端面と広端面側をナデ消しする。凸面には凹型台に置いた痕跡や、凹面の調整がみられる。丸瓦は、行基式で凸面を細叩きのちナデ消すもの（第 5 図-4）で、前期の丸瓦に比べ厚手である。

（3）後期の瓦工人

出土数 後期の瓦工人は、KWM 2 の総数のうち 24.2%を製作した。軒平瓦は、5 点出土している KWH 8 が対応する可能性がある。

工人の技術的特徴と動向 製作技法が少なくとも 4 種類（4-2 段階 a～c 類と 5 段階）認められるが、製作技法の違いが複数の工人によるとは即断できない。4-2 段階 a 類・b 類とも平坦面をもたず、丸瓦凸面と瓦当周縁のラインが重なるといった共通する特徴をもつため、製作過程で技法が変遷した可能性もある。胎土が生駒西麓産ではない KWH 8 が太田廃寺から出土することから、KWM 2 の製作が完了した後、範が移動したと想定できるが、範傷などからの検討が今後の課題である。

（4）出土数からみた寺院創建期の瓦製作の様相

現時点での出土数からみた KWM 2 およびそれに対応する軒平瓦の製作について検討する。

第 2 表のとおり、寺院創建期においては、前期・中期の瓦工人に対して、全体の約 40%の軒丸瓦と、全体の約 50%の軒平瓦の製作が求められていた。

また、出土数の比率は、以下となる。

KWM 2（前期）：KWH 2 = 24 点 : 53 点 = 1 : 2.20

KWM 2（中期）：KWH 3 = 26 点 : 57 点 = 1 : 2.19

それぞれ近しい数値が得られたことから、前期・中期の瓦工人は、軒丸瓦 10 枚に対し、軒平瓦 22 枚といった比率での瓦製作が求められたと考えられる。

前期・中期の瓦工人は、軒平瓦全体の 50%ずつを製作したが、軒丸瓦の製作は全体の 40%程度にとどまり、後期の瓦工人たちが残り 20%を製作した。出土数の比率や全体に占める割合が一定であることから、突発的に後期の瓦工人が製作を担ったのではなく、当初から予定された数量であったと推測できる。今後、軒瓦だけでなく対応する平瓦や丸瓦などの複合的な検討から、瓦製作の様相が明らかになると考えられる。

6.まとめ

本稿では、KWM 2 の範傷の進行に伴う製作技法の変化や周辺の同範の瓦の状況から、各段階で瓦製作に従事した工人集団やその動向について検討した。河内寺廃寺創建期の瓦製作では、KWM 2 の

瓦範を複数の瓦工人が使用した実態が明らかとなった。範の割れなど経年劣化が見られないことから、継続した瓦製作が行われたと考えられ、工人間の交流も想定できた。また、軒平瓦では、範が不要な KWH 2 と、範が必要な KWH 3・KWH 8 が作られたことから、範の共有はなかったと思われる。

なお、西郡廃寺や太田廃寺など、他の寺院跡から出土する同範の軒瓦などから、範や瓦工人の移動を解明するためには、さらなる資料の検討が必要である。

註1 東大阪市教育委員会 2011 では、平坦面の有無で KWM 2 を KWM 2 A と KWM 2 B とに分類する。前期と後期の資料に平坦面をもたない資料があることから、この分類では十分でないことに加え、KWM 2 B を「外区の珠文が KWM 2 A よりもも数が多い」と記載する点は誤りである。

註2 資料調査では該当する資料の実見ができなかったため、このような記述とした。

引用・参考文献

奈良国立文化財研究所 1996『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』

新尺雅弘 2019「久米寺式軒瓦の成立と展開—藤原京期における久米寺の性格—」『考古学研究』第 66 卷第 2 号

東大阪市教育委員会 2011「河内寺廃寺跡第 20 次発掘調査」『東大阪市埋蔵文化財発掘調査概報－平成 22 年度－』

網 伸也 2019「生駒西麓の古代寺院の研究—河内寺廃寺跡と法通寺跡を中心に」『古代寺院史の研究』菱田哲郎・吉川真司編 思文閣出版

財団法人八尾市文化財調査研究会 1996『財団法人八尾市文化財調査研究会報告 52』

茨木市史編さん委員会 2012『新修 茨木市史』第 1 卷

八尾市史編纂委員会 2017『新版 八尾市史 考古編 1』

1. はじめに

本稿では、波状重弧文軒平瓦（KWH2）に伴う平瓦について検討する。河内寺廃寺跡出土平瓦の分類では、繩叩きを施す桶巻作り平瓦をII類とし、II類のうち凸面の狭端面側半分をナデ消すものをII-1-2類とする。このII-1-2類とKWH2は、胎土や焼成、そして桶に被せた布が広端面まで完全に達しない資料が存在するなどの共通点をもつ。また、布の重ね代を綴じた痕跡の形状が両者とも類似することから、KWH2とII-1-2類は同じ道具を用いた工人によって製作されたことがわかった。本稿では、以上の検討過程で判明した、同じ布筒を用いて制作された瓦、すなわち「同布筒瓦」について報告する。

なおここで示す図は、撮影した資料の写真群からSfM-MVS (Structure-from-Motion Multi-View Stereo) ソフトウェアを用いて3Dデータを作成したのち、3DCGソフトウェアを用いて凹凸を可視化したものである。使用した機材及びソフトウェアは以下で、作業は筆者が行った。

【使用機材及びソフトウェア】

カメラ：Sony α7 III (ILCE-7M3)

レンズ：SIGMA 70mm F2.8 DG MACRO

SfM ソフトウェア：Capturing Reality 社 RealityCapture 1.2

3DCG ソフトウェア：Blender2.93

2. KWH2と平瓦II-1-2類

報告する資料は第1図と第2図である。第1図は、KWH2で、第11次調査で金堂跡から出土した。第2図は、II-1-2類である。第22次調査で金堂基壇上面から出土したものである（報告書番号65）。

第1図は、他の資料と同じく瓦当面の七重弧に指頭押圧と○×の施文を、顎部には九重弧と○×の施文を行う。瓦当面には、粘土板が桶から外された状態から分割する際の最初の糸切痕が残る。瓦当面の施文順は、①挽き型を用いた弧線、②○の刻印、③×の刻印、④指頭押圧による波状重弧文、となる。顎部では①'挽き型を用いた弧線、②'×の刻印、③'○の刻印の順となる。①'の弧線が④の指頭圧痕により変形することから、①'は④に先行する。平瓦部凹面には布目が残るが、広端面まで達しない。側面近くに布の綴じ合せ目の痕跡が残る（第1図①）。広端面から狭端面に向けて部分的にナデ調整する。凸面は縦位繩叩きで叩き締めた後、ナデ消す。ナデ調整は横方向に施す。側面は、ケズリにより2段の面をもつ。

第2図は、凹面中央に布綴じ合せ目の痕跡が残る。その3～5cm離れた位置に重ね代を綴じた痕跡が残る（第2図②）。凸面は、繩叩きの後、狭端面側をナデ消す。狭端面凹面側の角と角の間の長さで23.5cm(a)を測る。凹面からaの中心に下した垂線の長さは3.5cm(b)である。広端面側では、それぞれa=27.5cmとb=4.5cmで、aの両端とbを結んだ二等辺三角形の頂角は、狭端面側で146.8°、広端面側で143.6°となる。これは正十角形の一つの内角の角度144°と近しい値となることから、(桶の断面が真円に近い場合) 桶に巻いた粘土板を5分割した平瓦の可能性がある。この場合、桶の外側の直径は、上面で約40cm、下面で約47cmに焼け縮みを考慮した長さとなる。4分割した平瓦を形成台で変形させた可能性も考えられるが、繩叩き痕の凹凸がII-2類と比べて明瞭に残ることから、



第1図 KWH 2の布筒の縫じ合せ目の痕跡

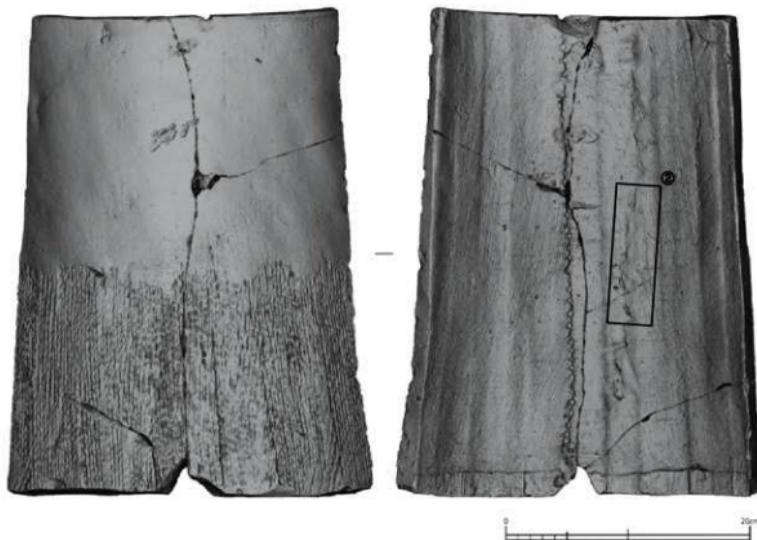
凹型台の使用は想定できない。凸型台を使用した可能性も残るが、平瓦のカーブを緩くするために凸型台を用いて成形するとは考えにくく、またそれを示す明確な痕跡も確認できない。

3. 布筒の縫じ合せの痕跡の比較

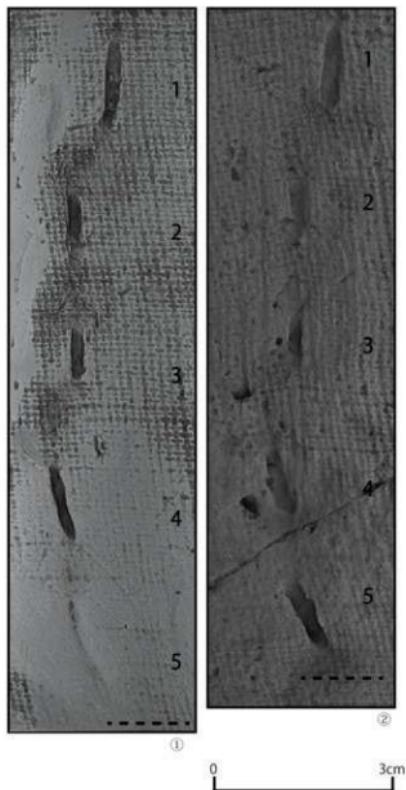
第1図①と第2図②で囲んだ部分が、布縫じ合せ目的一部分である。それぞれ凹凸部（縫じ合せ部）が5か所認められる。両者を比較するための拡大図が第3図である。第3図は、第1・2図で示したオルソ画像のもととなった3Dデータから別途作成したものである。

可視化された凹凸は、資料を正面からみたときに垂直に近く立ち上がる部分ほど色が濃く、逆に傾斜が緩くなるにつれ色は薄くなる。破面の凹凸も可視化される。

①・②で示した範囲の凹凸形状を比較する。まず、範囲内にある凹みを狭端側面から順に1～5とする。広端面から5の下部（破線）までの長さは、①は15.1cm、②は14.5cmの位置



第2図 II-1-2類平瓦の布筒の縫じ合せ目の痕跡



第3図 布筒の縫じ合せ目の痕跡の比較

謝辞

資料観察による布縫じ痕の一一致の発見は、河内寺廃寺跡整備員会委員長である大脇 潔氏による。三次元計測など新しい技術の進歩は微細な形状の可視化などに役立つとしても、その出発点は詳細な資料観察にある点を改めてご教示いただいた。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

にある。②を左に 10° 傾けたときに両者の並びが一致する。1を起点に、2は1の左下、3は2のほぼ真下、4は3の左下かつ左に傾き、5は4の真下で同じく左に傾く並びが一致する。

以上より、①と②は同じ布筒を用いて作られた「同布筒瓦」であることがわかった。布の角度が異なりつつ並びが一致するのは、桶巻き作りの工程で、布と桶はいったん離れるためであろう。

4.まとめ

KWH 2に伴う平瓦は、II-1-2類であることが明らかになった。ここから、KWM 2（細弁十三葉蓮華文軒丸瓦）に伴う丸瓦との関係が確認できた（本章第5節参照）。KWH 2を製作した工人は、河内寺廃寺で所用瓦を製作した後、藤原宮での瓦製作に従事したとされる（本章第4節参照）。今回の検討により明らかとなったこの平瓦の特徴は、今後この工人集団の移動を検討するまでの重要な属性となる。

第7節 軒平瓦に付着する白色を呈する化合物の自然科学分析

河内寺廃寺跡からは白色物質が付着した軒平瓦が出土している。この白色物質について独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に依頼し、蛍光X線分析及びX線回折分析を行い、化合物の同定を試みた。

1. 試料と分析方法

分析対象試料は、軒平瓦に付着した白色物質である。KWH 2に多く認められ、他にKWH 4、KWH 8がある。まずは広く分析対象を確保するため、各型式より試料を抽出することを優先した。試料は第1図のとおりである。白色物質の付着状況は、KWH 2の頸部に特に明瞭に認められる。KWH 4、KWH 8には破断面に薄く付着する。後世の耕作活動の影響を受けたため、包含層からの出土資料が多い。

分析方法は蛍光X線分析による元素分布、および結晶性の化合物の同定が可能となるX線回折分析である。蛍光X線分析では、白色物質が付着する箇所から特異的に検出される元素を調べるために、二次元の元素マッピング分析を行った。X線回折はパウダー法により実施しており、ここでは試料の採取を要するため限定的に実施した。なお、これらの分析に加え、顕微鏡による目視観察を実施した。

2. 自然科学分析の結果

分析により得られた結果を第2図、第2、3表に記す。

(1) 蛍光X線分析

大気雰囲気下における蛍光X線分析(M6 JetStream)の結果、白色箇所において優位に検出される元素は認められない。そのため、カリウム、カルシウム以上の元素については白色箇所と相關がみられないため、軽元素を対象とした真空条件下での分析(M4 Tornado)を実施した。その結果、白色箇所でケイ素が強く検出され、カルシウムの検出強度は低かった。白色物質から特異的に検出される元素は認められなかった。

(2) X線回折分析

蛍光X線分析の結果を受けて、ケイ素を含む化合物に絞り、同定を試みた。石英および長石類は検出されたものの、結晶性の化合物であれば検出される明確なピークは得られなかった。白色顔料として利用されるような化合物の同定には至らなかった。

ケイ素は石や土壌に普遍的に含まれる元素で、石英、長石類も瓦自体に含まれるものであることが

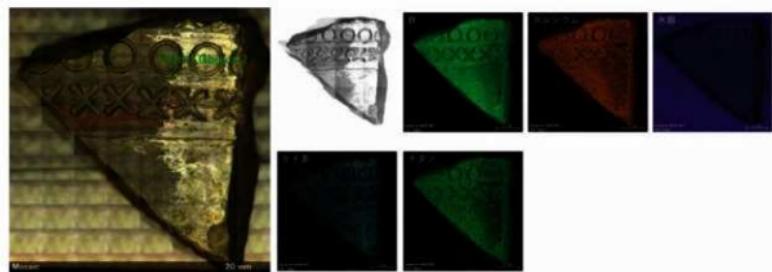
第1表 分析方法

蛍光X線分析法	
使用機器	Bruker社製 M4Tornado
電圧	50kV
電流	600 μA
ターゲット	Rh(ロジウム)
空気圧	真空
スポットサイズ	20 μm
ピクセルサイズ	50 μm
X線回折分析法	
使用機器	Bruker社製 M6 JetStream
電圧	30kV
電流	300 μA
ターゲット	Rh(ロジウム)
空気圧	大気中
スポットサイズ	210 μm
ピクセルサイズ	205 μm
X線回折分析法	
使用機器	Rigaku社製 SmartLab
ターゲット	Cu(CuKαの特性X線、波長=1.5418 Å)
管電圧/管電流	45kV/200mA
走査速度	20.3073°/分
ステップ幅	0.0100°
走査角度	5~90°

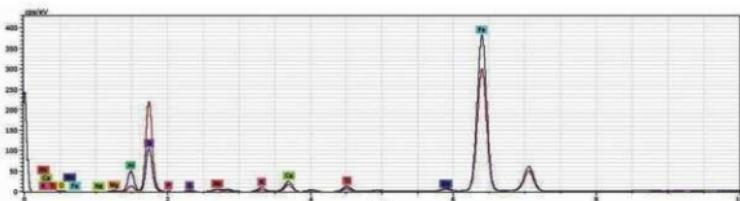
ら、これらが白色物質に起因するものと積極的に解釈することは難しい。また、炭酸カルシウムを主成分とする漆喰、カオリナイトなどの白色粘土鉱物を主成分とする白土などについてもX線回折分析から検出されなかったことから可能性は低い。以上のことから、ケイ素を主成分とする非晶質の化合物が使用された可能性がある。



第1図 分析対象試料および白色物質の付着状況

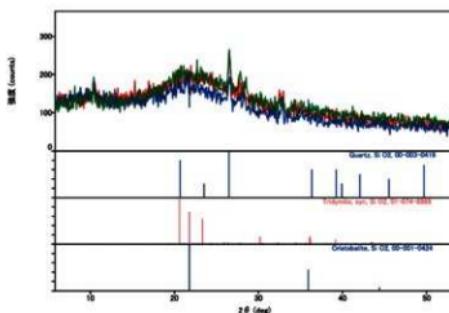


第2図 蛍光X線分析箇所および元素の分布状況（試料4）

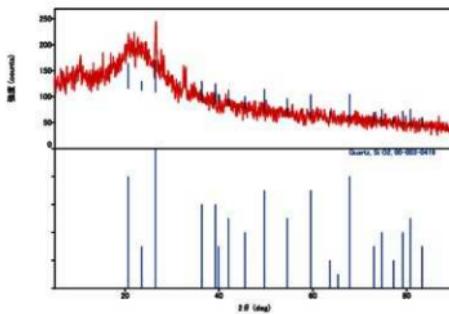


第2表 萤光X線分析（白色箇所と胎土の比較 試料4）

X線回折分析結果 (SiO₂ 比較)



X線回折分析結果 (Quartzのみ)



第3表 X線回折分析結果 (試料4)

3. 顕微鏡観察の結果

自然科学分析の結果を受けて、顕微鏡観察を行った。奈良時代には白土、漆喰（炭酸カルシウム）の他に火山灰が白色顔料として利用される。山田寺跡（奈良県桜井市）や難波宮跡（大阪府大阪市）などでは建造物の壁の表面の仕上げに火山灰を利用した例が報告されている（註1）。火山灰はガラス片や鉱物結晶片などから成る。一般的に無色透明から白色透明のバブルウォール型やファイバー型を呈したガラス片が観察できる。

しかし、河内寺庵寺跡出土瓦を顕微鏡観察したが、前述したような火山ガラス片を認めることはできなかった。火山灰は0.2cm以下の鉱物粒径で、白色顔料として利用するために水簸や磨り潰す工程を経たのだろうか。この結果、ガラス片の観察に至らなかった可能性も想定しうるが、現段階で積極的な評価をするのは尚早で、可能性のひとつとして挙げるに留める。なお、近在の遺跡では池島福万寺遺跡（大阪府東大阪市・八尾市）など市域周辺で火山灰の検出例がある。

4.まとめ

飛鳥時代以降に使用された白色物質には、白土（カオリナイトなどを主成分とする粘土鉱物）と、漆喰（炭酸カルシウムを主成分とする）、火山灰が挙げられる。

今回実施した自然科学分析及び顕微鏡観察により、軒平瓦に付着する白色物質について明確な化合物の同定には至っていないが、いくつかの可能性を示唆した。全国的にみて河内寺廃寺跡出土瓦ほど明瞭に白色物質を塗布した例は珍しい（註2）。今後、資料の増補を待つて改めて検証する必要がある。

本稿をまとめるにあたり、大脇 潔氏（河内寺廃寺跡整備委員会 委員長）、箱崎和久氏（河内寺廃寺跡整備委員会 委員）、脇谷草一郎氏、柳田明進氏（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）に有益なご指導・ご助言をいただいた。記して謝意を表す。

註釈および参考文献

註1 脇谷草一郎氏よりご教示いただいた。

註2 大脇 潔氏よりご教示いただいた。

※各遺跡報告書の典拠は紙面の都合から割愛する。

奈良文化財研究所 2002「山田寺出土壁土の科学的調査—特に「白土」を中心に—」『山田寺発掘調査報告書』

公益財団法人大阪市博物館協会大阪文化財研究所 2012「難波宮址の研究」第十八

第6章 発掘調査成果のまとめ

本章では、調査成果で得られた時期ごとの遺構・遺物などの変遷を基に、河内寺廃寺の創建から廃絶までをまとめる。

1. 寺院創建期（飛鳥時代後期（白鳳期））

出土瓦の研究から、7世紀代3四半期ごろから造営が開始し、同第4四半期には建物が建てられるなど、伽藍整備が完了した。

遺跡の地形 寺院造営前の地形は、砂礫を含む客坊谷の扇状地堆積が広がる場所であった。金堂と東西回廊基壇の調査成果からは、この扇状地堆積上に基壇土を積み上げたことがわかった。東西に傾斜する自然地形上に整備されたため、東西回廊基壇上面の高低差は、約1.4mとなる。

伽藍配置 河内寺廃寺の伽藍配置は、四天王寺式伽藍配置をとる。伽藍が大阪・四天王寺を約3分の2に縮小した相似形であることは既に考察がなされている（網2019）。一方で、地形上の問題として、生駒山西麓に位置する河内寺廃寺跡では、東西の傾斜に対応するため、伽藍の長辺が南北方向となる整備をした方が、造成がはるかに容易である点を指摘しておきたい。

発掘調査で確認した金堂基壇前面の標高25.6mと、そこから約60m北方にある東西溝北側の整地層上面の標高24.6mから、南北の高低差は1.0m、平均勾配は1.6%となる。一方この場所で東西に60m程度の伽藍を造成しようとした場合、現地形の平均勾配4%から単純計算すると、東端と西端で約2.4mの高低差が生じることとなる。法隆寺式伽藍配置など、東西に長い伽藍を造成できる土地の確保または造成が困難な地形的な要因から、四天王寺式伽藍配置を選択した可能性も考えられる。

金堂 5間4間の四面廻建物で、入母屋造の屋根をもつ建物が建築された。基壇は乱石積基壇で、基壇規模は東西13.9m(46.5尺)、南北12.3m(41尺)、高さ1.5m(5尺)である。

講堂 7間4間の建物が建立されたと推定するが、礎石はすべて失われている。基壇は乱石積基壇で規模は、東西22.8m(76尺)、南北13.8m(46尺)、想定高さは約0.6~0.7mである。講堂周辺からはKWM1・2やKWH2・8など創建期の瓦が出土することから、金堂とともに建立された。

回廊 桁行・梁間とともに3.0m(10尺)の単廊である。基壇の高さは30cm程度。金堂基壇と同じく周辺に広がる土石流堆積物上に築造することから、金堂や講堂と同時期に整備されたと思われる。基壇化粧は、1段程度の石を並べていた可能性がある。

寺域北方 僧房や食堂などの遺構は、未検出である。講堂の北方には、東西流路が存在した。流路の北側には整地された区画が広がる。この場所に僧房や食堂など、僧侶の生活空間が存在した可能性がある。

瓦 KWM1とKWH1・14は、素弁軒丸瓦と重弧文または無文軒平瓦との組み合わせで、寺院の建設開始時期を示す。時期は、7世紀第3四半期頃である。同第4四半期にはKWM2とKWH2・3・8の組み合わせが製作された。古代の瓦で最も多く出土することから、この瓦の時期に伽藍の整備が行われた。

創建氏族 河内寺廃寺の創建には、河内国河内郡大領を務めた河内直（連）が関わったとされてきたが、第5章第4節の新尺氏の論考によると、KWM2とKWH2のセット関係など、出土瓦やその分布から見い出せる造営の背景には、河内直（連）単独ではなく、周辺の枚岡神社と関係をもつ中臣氏

も関与していたとの解釈が妥当である。河内寺廃寺と中臣氏・枚岡神社との関連性の検討は、今後の調査研究の課題である。

2. 奈良時代～平安時代前期

金堂 第11次調査で金堂基壇の南辺が拡張されたとの報告がある。基壇北辺と東辺の裾部では、奈良時代の遺構は確認していない。

寺域北方 東西流路の北辺で同時代の円面鏡や土師器碗が出土することから、流路より北方の区画で僧侶の活動が想定できる。

瓦 奈良時代に位置づけられる瓦が出土している。KWM9やKWH15などの軒瓦や奈良時代の一枚作り平瓦などがある。出土数は多くないことから、補修瓦として使用された。

3. 平安時代中期～鎌倉時代（土石流発生前）

寺院を維持するための土木工事に伴う遺構を確認している。

金堂 基壇南辺を土坡状にしたり、基壇東辺を礫敷きに整地するなど、造成の痕跡を確認している。基壇東辺の礫敷は、10～11世紀の灯明皿を多く含むことから、建物は金堂としての機能を維持したまま存続していたとみられる。建物の建て替えが行われたかは不明である。

講堂 講堂も維持されていた。この間、基壇の北辺を1.5m北へ拡張した可能性がある。

寺域北方 東西の流路に石列を伴う護岸施設を整備した。これに伴い講堂北方が整地された。講堂との間の空間には、築地などの施設が建てられた可能性がある。

瓦 KWM3やKWH4など平安時代中期の瓦が多く出土しており、瓦の葺き替えが行われた。同時代の整地層からは、瓦当がほぼ完形のKWM2（報告番号2）も出土しており、創建期の瓦も併行して使用されていた。

また、平安時代後期、河内寺廃寺の東方に建立された客坊廃寺からもKWM2（前期）が出土している。両寺院間には瓦を通じた関係性をもっていたことがわかる。

客坊廃寺 客坊廃寺周辺の旧家に残る江戸時代の山絵図には、ここに「法性寺」という寺院があったことが記されているため、客坊廃寺が法性寺であるとの説もある（東大阪市教育委員会2007）。近代以降も周辺には「北条寺」という小字が残る。法性寺の転訛であろうが、「北条寺」の示す場所は客坊廃寺よりも西方、河内寺跡第5次調査地付近となるため、客坊廃寺=法性寺かは不明である。

客坊廃寺周辺は枚岡神社の神官を務め、後に武士團化する水走氏に関係する土地である。客坊廃寺は水走氏の館跡と近接することからも、同氏に関係する寺院と考えられる。河内寺廃寺、客坊廃寺とも枚岡神社とつながりがある中臣氏または水走氏との関係において維持されてきた状況がみえる。

4. 鎌倉時代後期～南北朝時代（土石流発生後）

13世紀末から14世紀前半に発生した土石流は、河内寺廃寺に大きな影響を与えた。しかしながら、その後も河内寺廃寺に関連する遺構や遺物を確認している。

金堂 創建時金堂の礎石や基壇を利用した三間四間の中世仏堂に建て替えられた。

講堂 土石流堆積物が基壇周辺に多く堆積する。また現存する基壇上面の整地層から中世の土器が出土するため、土石流の影響で建物は倒壊し、その後再建されることなく、基壇上面も削平を受けた。

回廊 東回廊基壇上に残る土石流堆積物の痕跡から、講堂と同様に倒壊し、その後再建されなかった。東回廊以外の状況は、不明である。

寺域北方 土石流堆積物の流れ込みにより、東西溝の東側（第29次調査区）が埋没した。機能を失った溝の西側（第28次調査区）は人為的に埋められ、整地が行われた。東西溝は規模を縮小した溝として室町時代ごろまで存続した。第29次調査区では、土石流後に作られた井戸跡を検出している。

H これまで、河内寺廃寺の廃絶は土石流が契機となったと想定してきた。これは、

①土石流の発生が14世紀代である。

②最も新しい軒平瓦である均整唐草文軒平瓦（KWH12・13）が鎌倉時代（土石流発生以前）まで遡る。という2点から、土石流発生後に寺院の復興はなかったと考えてきた（東大阪市教育委員会2007）。しかしながら、土石流発生後も、金堂基壇の利用や寺域北方での整地が続くことから、土石流が寺院の維持管理に大きな影響を与えたとはいえ、廃絶の原因になったとまでは断定できない。

まず上記①については、今回の調査成果からも矛盾はない。次に②についてであるが、KWH12・13について先行研究を踏まえ検討する。

まず、山崎信二氏によると、KWH12と同範の瓦が中世Ⅲ期（1260～1300年）に、西大寺や元興寺、当麻寺など大和の寺院で使用され、河内へも大和から搬入されたとする（山崎2012）。KWH12・13とも生駒西麓産でないものが含まれるため、河内寺廃寺跡から出土する資料も大和からの搬入品としておきたい。一方で、使用された建物の年代や、組み合う丸瓦の吊り紐痕などの検討から、この瓦は中世Ⅲ期末頃から1345年前後まで製作され、河内では中世Ⅳ期（1300～1330）に位置づけられる（山崎2000）。

また、KWH12は、興福寺で使用された瓦とも同範である。蔽中五百樹氏の編年によれば、興福寺X期（1327～1441）に属するX平D1型式で、時期は貞和3（1347）年前後とされる。また、鎌倉時代から用いられているこの瓦当文様は律僧の独占文様で、大和以外の地域からの出土は、律僧が各地で社寺の修繕に関わった結果とする（蔽中2001）。KWH12・13は、瓦当貼り付け技法で、離れ砂を使用し、顎と平瓦凸面の両端に四型台の痕跡を残すなど、興福寺の資料と共に通する特徴をもつ。ただし、同時代の根拠となる狭端面小口の円形の押印は、河内寺廃寺の資料にはみられないことや、興福寺の資料は臨区を切り詰めた新しいものであることから、この年代まで下るかは不明である。

第28・29次調査では、土石流堆積物内からの遺物の出土ではなく、時期の特定はできなかったが、土石流堆積層を切り込む層から出土した13世紀代後半の瓦器碗の破片や、その後の整地層から出土した14世紀代前半の瓦質土器羽釜などから、土石流の発生はこれ以前となる。加えて、両調査とも、土石流堆積層やその下層からKWH12・13は出土していない。

以上のことから、KWH12・13は、土石流発生後に使用された瓦と考えるのが妥当である。その瓦が葺かれた建物は、出土場所がほぼ金堂跡に限られ、未検出の塔・中門跡を除くそれ以外の建物が再建されなかったことからも、金堂基壇上に建てられた中世仏堂であると結論づけられる。

また、前述の蔽中氏の研究をふまえると、律僧の関与により、土石流発生後間もない時期に河内寺廃寺の復興が行われ、そのための瓦が大和より搬入されたと考えることもできる。

5. 室町時代～近世

近世になんて金堂基壇の補修が行われていることから、基壇や礎石を利用した建物が存続していたことは確実であるが、これが河内寺廃寺の法灯を守っていたものか、またその存続時期について、遺構からは確認できていない。

「河内寺（こんで（て）ら）」という小字名が古代まで遡るかは疑わしいが、金堂跡を中心に近世まで残ってきた建物（群）が「河内寺」であった可能性は十分考えられる。

第10表 河内守株跡遺構および遺物の一覧

時期	軒瓦	金堂	講堂	回廊	寺域北方
飛鳥時代後期	・軒丸瓦 KWNM1・2 ・軒平瓦 KWH1～3・8	・基壇 東西13.9m(46.5尺)、南北 12.3m(41尺)、高さ1.5m (5尺)の瓦石積基壇 ・建物 桁行5間・梁間4間、桁三 間四面の金堂	東西22.8m(76尺)、南北 13.8m(46尺)、想定高さ0.6 m(20尺)の瓦石積基壇 ・建物 桁行7間・梁間4間、五間 四面の四面庇建物	東西方向の流路が存在。 東西方向に整地された 区画。	
奈良時代	KWNM9(±4修復瓦)	基壇南辺を払張瓦。	後世の削平により、遺構は 未検出。基壇北辺を払張 瓦。	不明	円頭瓦や土瓶器陶など 僧侶の活動に伴った遺物 出土。
平安時代中期～ 鎌倉時代	・軒丸瓦 KWNM3・4 ・軒平瓦 KWH4～7、9・11	基壇の南辺を土坡抹土整 備。基壇東・北・西辺部の 整地。			小規模な土石流が発現と なり、東西方向の流路を整 備。南北に護岸施設で ある石列を備えた東西溝と なる。
鎌倉時代後期～ 南北朝時代	・軒丸瓦 KWNM6・7 ・軒平瓦 KWH12・13	中世仏堂に建て替える。	土石流によつて倒壊か。そ の後再建されます。	土石流による再建されず。 土石流の流入によって東 西溝の機能が失われる。 東西溝を埋めるなど、一帯 が再整地される。	
室町時代		基壇を扯張し、石列を 造成。			
近世	不明	北側柱筋の礎石を動かす ために基壇北辺を扯張。			耕作による整地が行われ る。

金堂 15世紀にも基壇南面の石列の築造などが継続して行われたことから、建物が存続していた。近世には基壇北辺を拡張し、礎石を移動させ、建物を建てた。同時代の瓦が出土しないことから、建物の屋根は瓦葺ではなかったか、前代の瓦を継続して使用していたかのどちらかである。後者の根拠は、同時代の整地層である金堂基壇上面の第Ⅲ層から完形に近い古代～中世の平瓦や丸瓦が出土する点である。

寺域北方 溝や井戸は埋められ、耕作に伴う整地が行われた。

引用参考文献

山崎信二 2000『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第59冊

山崎信二 2012『瓦が語る日本史 中世寺院から近世城郭まで』吉川弘文館

戦中五百樹 2001「南北朝・室町時代に於ける興福寺の造営と瓦」『立命館大学考古学論集Ⅱ』立命館大学考古学論集

刊行会



第31図 河内寺庭寺創建期の復元図（南東から）

塔・金堂・講堂が南北に並ぶ（塔跡は未検出）

図 版



金堂基壇 全景（北東から）



金堂基壇 全景（南から）

図版2 第22次発掘調査



金堂基壇北東角（北から）



金堂基壇及び現代の石垣 北辺西壁断面図（東から）



金堂跡 東側犬走り検出状況（北東から）

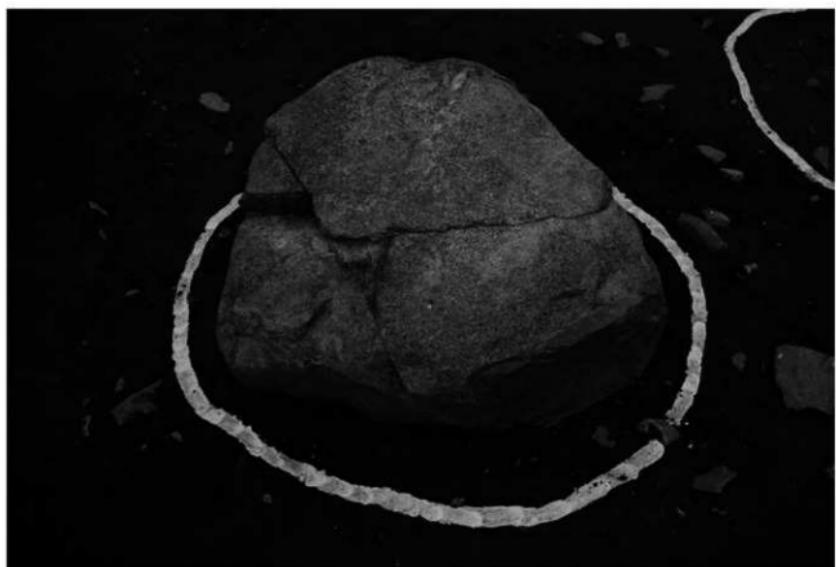


金堂基壇 東側根部（南東から）

図版4 第22次発掘調査



金堂基壇 B1、B1'根石（南東から）



金堂基壇 B2礎石（西から）



金堂基壇 C1、C1'根石（南から）



金堂基壇 D1根石、D1'抜取穴（南から）

図版6 第22次発掘調査



金堂基壇 D2 碓石（北西から）



金堂基壇 F2 根石（西から）



金堂跡 1 トレンチ 北側据部西壁断面（北東から）



金堂跡 1 トレンチ 北側据部 東壁断面（北西から）

図版8 第24次発掘調査



金堂跡1トレンチ 北側裾部（北から）



金堂跡1トレンチ 北側裾部 西壁断面（北東から）



講堂跡2トレンチ 全景(南東から)



講堂跡2トレンチ 北側石列(南東から)

図版10 第24次発掘調査



東回廊跡4-2トレンチ 南壁断面北東側（北東から）



東回廊跡4-2トレンチ 基石（南西から）



寺城北方 BS 1 トレンチ（北西から）



寺城北方 BS 2 トレンチ（北から）

図版12 第28次発掘調査



寺城北方 BS 3 トレンチ（北東から）



寺城北方 BS 4 トレンチ（北東から）



寺城北方 1次調査トレンチ（北東から）



寺城北方 1次調査トレンチ 南石列（南西から）

図版14 第28次発掘調査



寺域北方 1次調査トレンチ北石列（北西から）



寺域北方 C2 トレンチ（北から）



寺域北方 トレンチ全景（南から）

図版 16 第29次発掘調査



寺城北方 1次調査Eトレンチ 井戸（南西から）



寺城北方 1次調査Cトレンチ 南壁断面 南石列を覆う土石流堆積（南から）



寺城北方 南石列南側整地層（北西から）



寺城北方 1次調査C トレンチ 土石流堆積状況（東から）

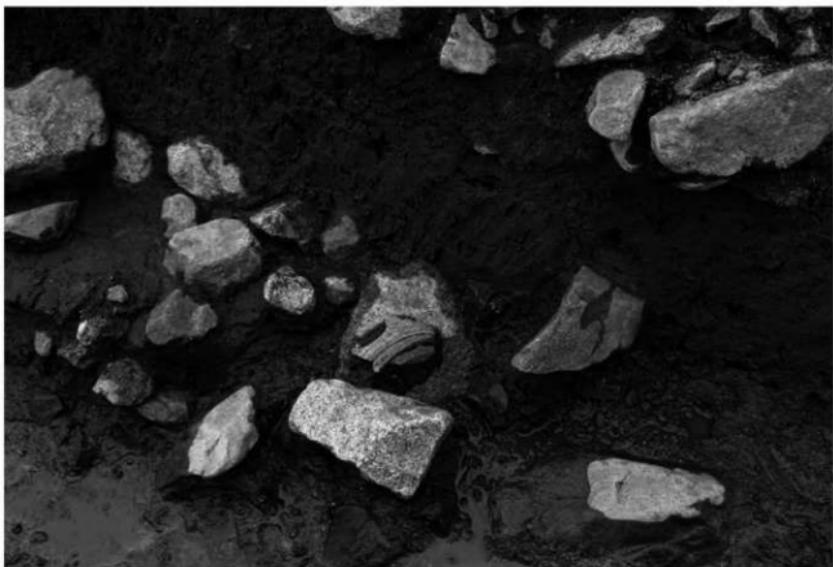
図版 18 第29次発掘調査



寺城北方 1次調査Cトレンチ 南石列断面（南西から）



寺城北方 A列トレンチ東壁断面図（南西から）



寺城北方 A列トレンチ 円面覗検出状況（西から）



寺城北方 28次調査トレンチ再掘削及び29次調査トレンチ 石列及び流路（西から）

図版20 第29次発掘調査



寺域北方 南壁断面（北東から）



寺域北方 1次調査Eトレンチ 平面（北から）



西回廊跡 調査区全景（南東から）



西回廊跡 トレンチ全景（南西から）

図版22 第31次発掘調査



西回廊跡 1次調査トレンチ西回廊基壇（西から）



西回廊跡 基壇（東から）

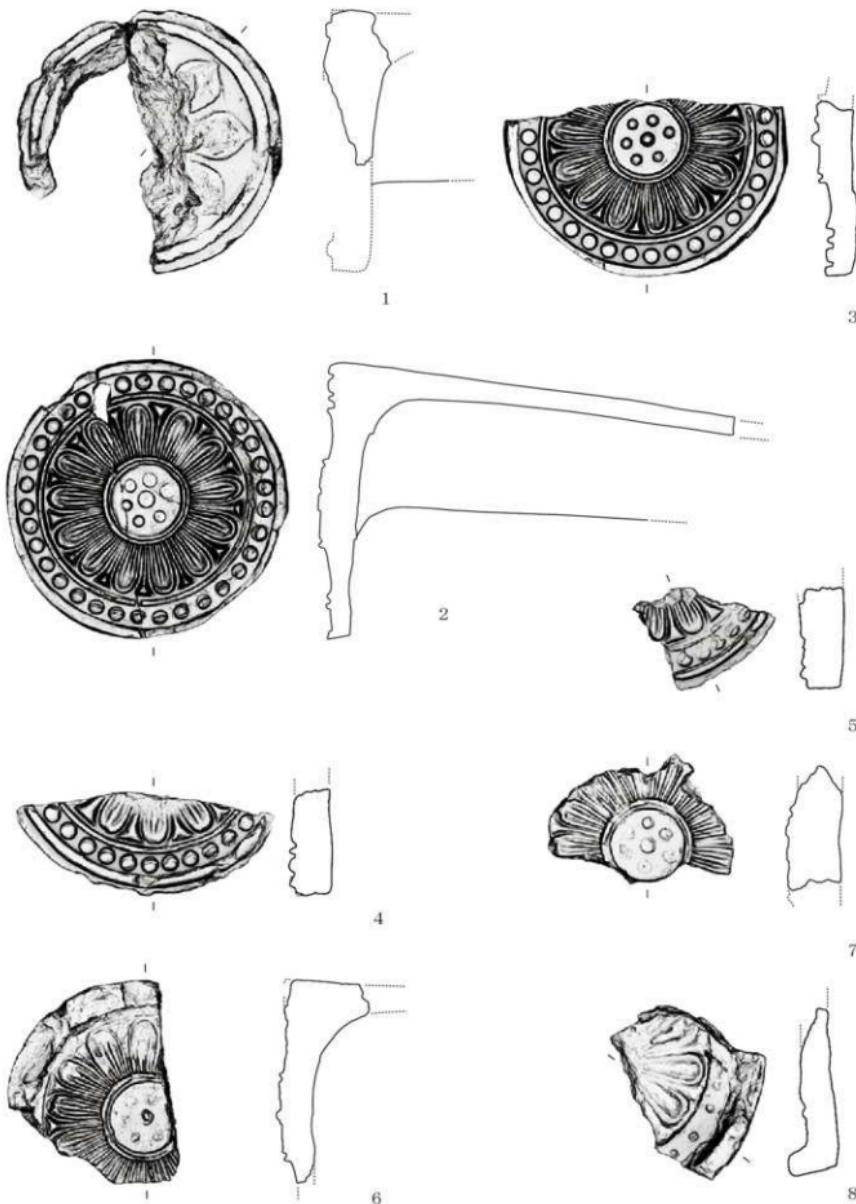


西回廊跡 廃棄された西回廊礎石（北から）



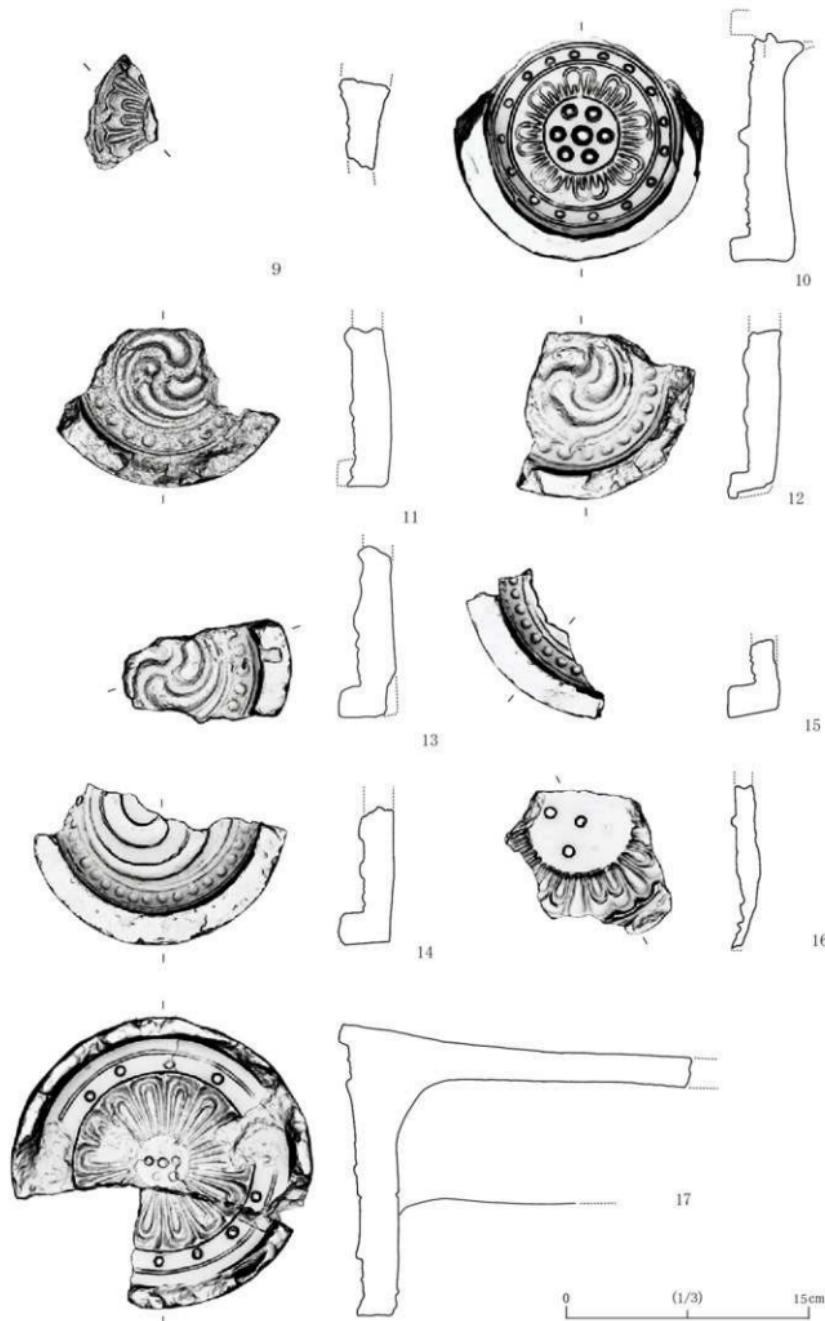
西回廊跡 根石（北西から）

図版 24 軒丸瓦

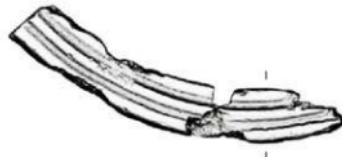


0 (1/3) 15cm

図版 25 軒丸瓦



図版 26 軒平瓦



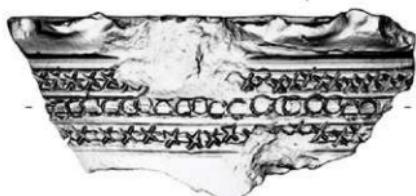
18



19



20



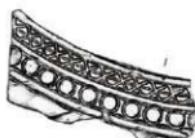
23



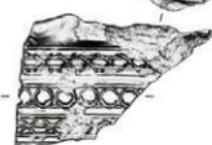
21



24



22



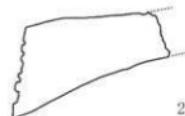
0 (1/3) 15cm



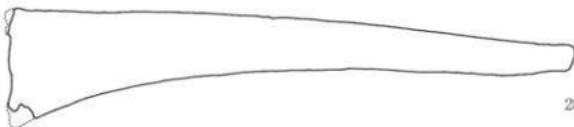
25



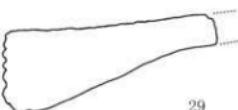
26



27



28

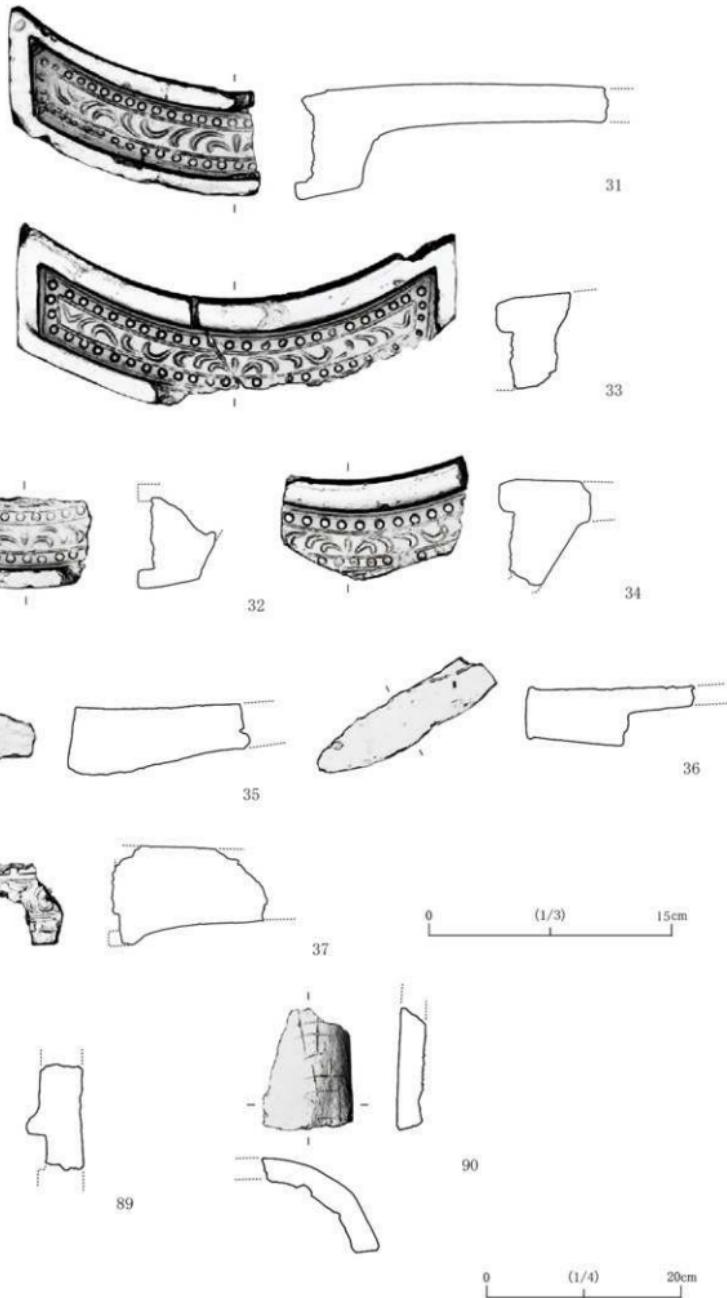


29



30

0 (1/3) 15cm



丸瓦の先端が瓦当直前まで達する



KWM 2

丸瓦を瓦當に接続
するための溝



KWM 2
布目押圧技法

KWM 2
外縁外側



KWH 14
顎面

KWH 14
顎面



KWH 2

粘土を貼付けて曲線顎とする

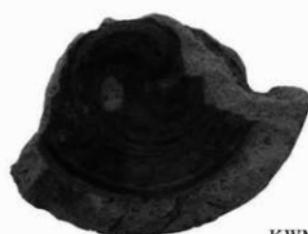


平瓦 I類
生駒西麓産粘土で製作さ
れた瓦に磁石がつく

図版 30 軒丸瓦



KWM 1



KWM 6



KWM 2



KWM 8



KWM 5



KWM 9



KWH 1



KWH 2



KWH 3



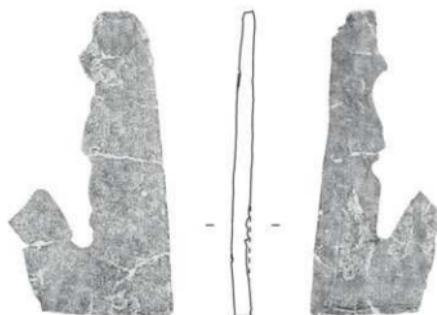
KWH 4



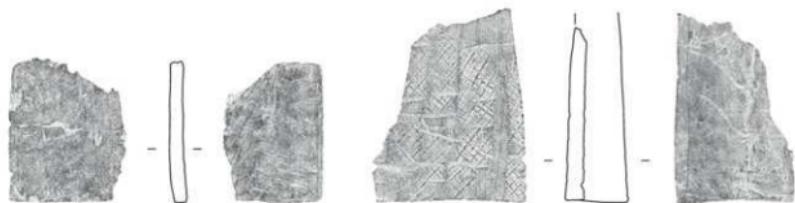
KWH 8



KWH 13



38



39



40



41



42



0 (1/6) 30cm



38



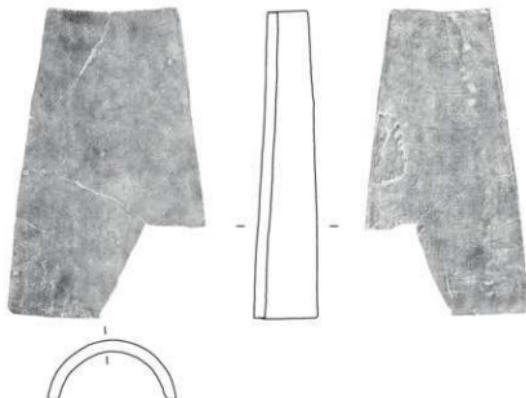
39

40

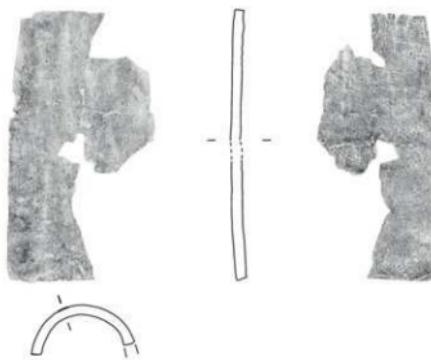


41

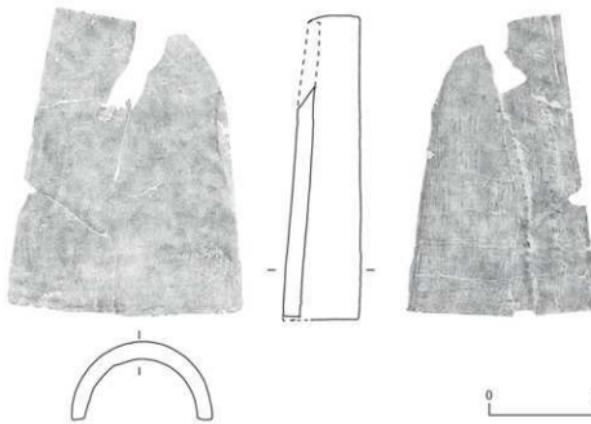
42



43

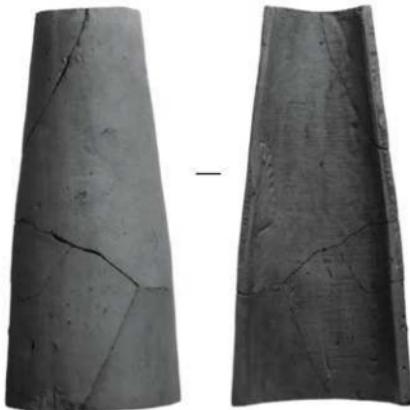


44



45

0 (1/6) 30cm



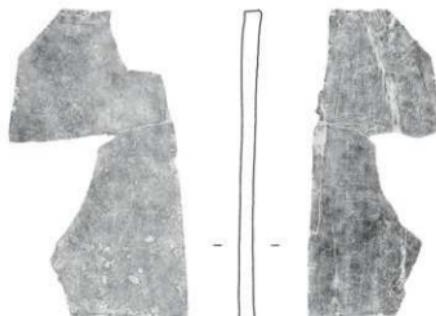
43



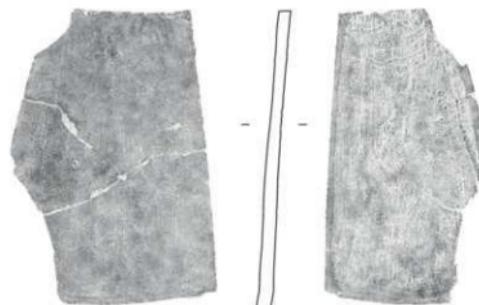
44



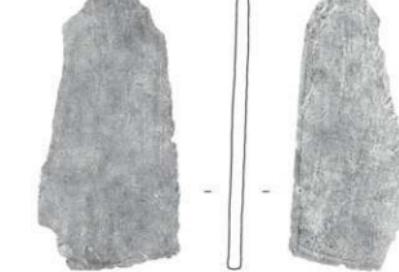
45



46

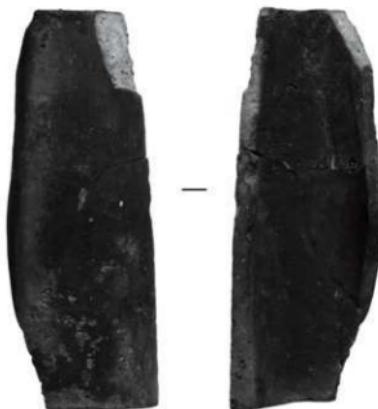


47

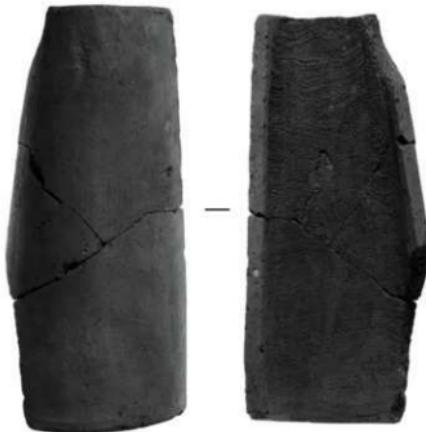


48

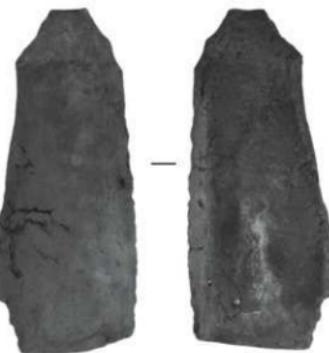




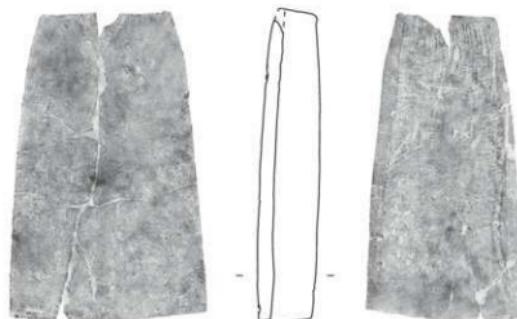
46



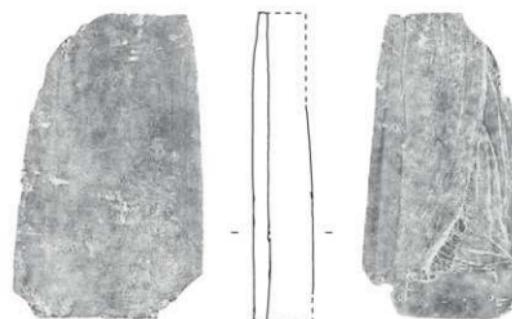
47



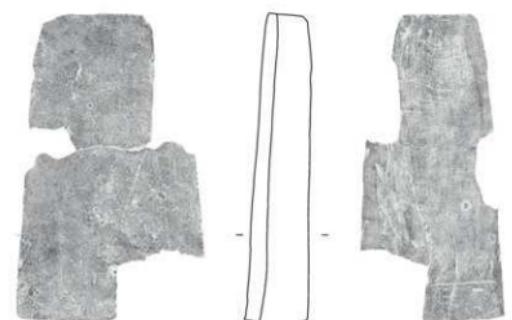
48



49



50



51





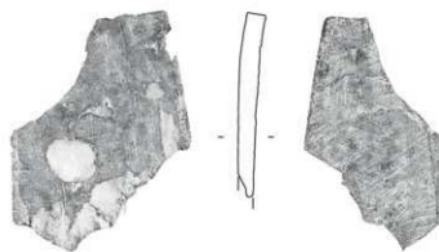
49



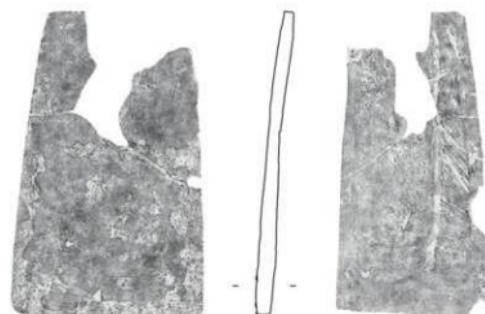
50



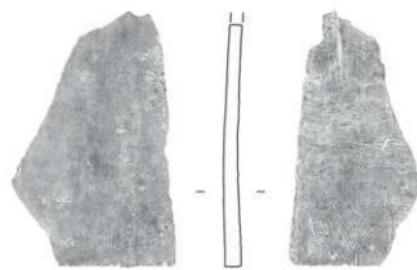
51



52



53



54



0 (1/6) 30cm



52



53



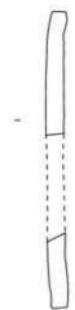
54



55



56



57



0 (1/6) 30cm



55



56



57

図版 44 丸瓦V類



58



59



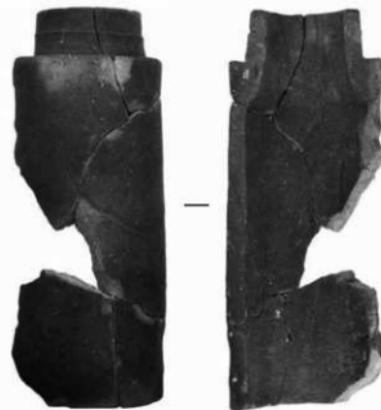
60



0 (1/6) 30cm



58

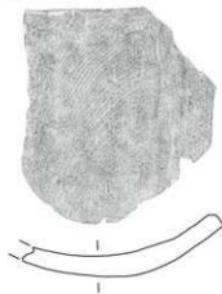


59

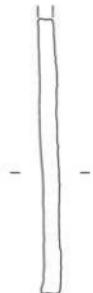


60

図版 46 平瓦 I 類



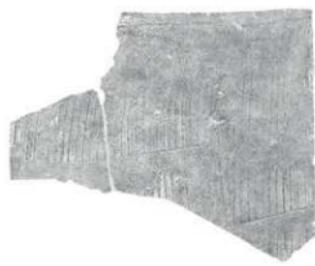
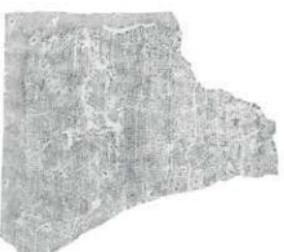
61



62



63



64



0 (1/5) 20cm



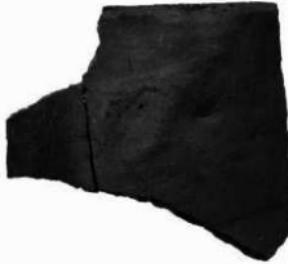
61



62

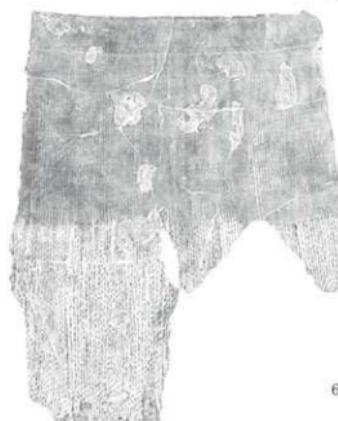
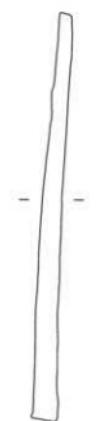
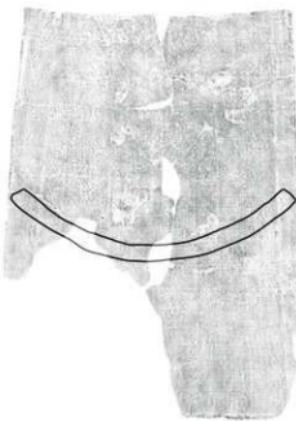
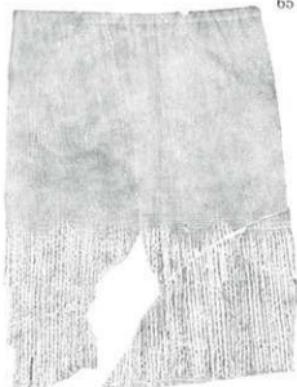
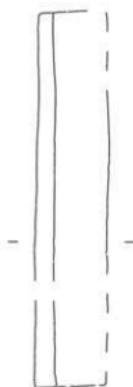
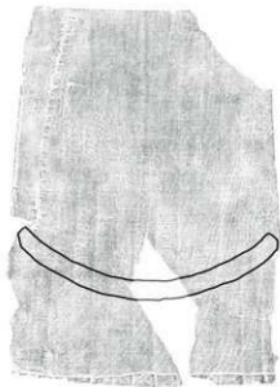
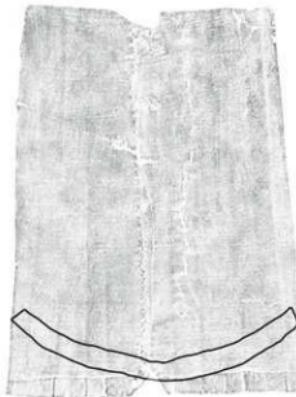


63



64

図版 48 平瓦 II 類



67

0 (1/5) 20cm



65

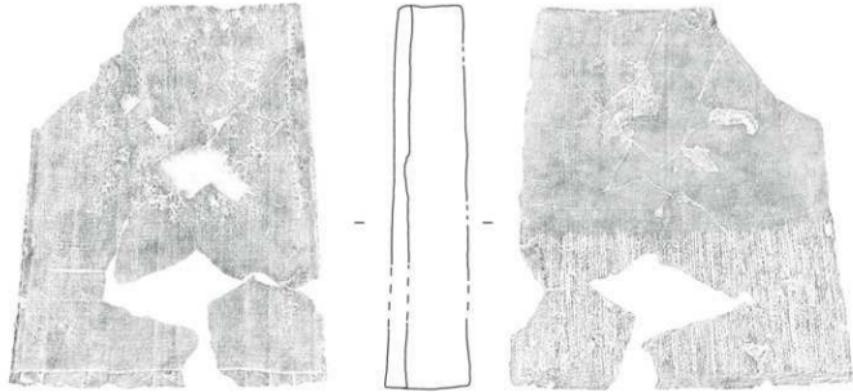


66

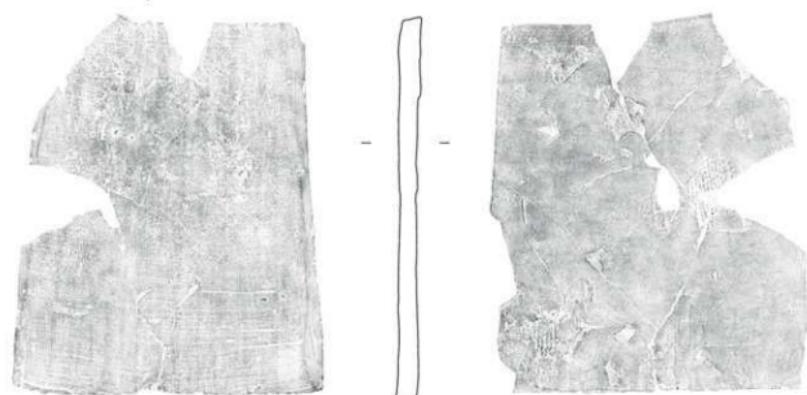


67

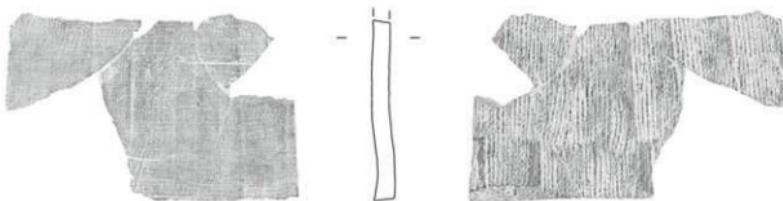
図版 50 平瓦 II 類



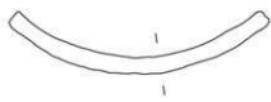
68



69



70



0 (1/5) 20cm



68



69



70

図版 52 平瓦 II 類



71



72



73



0 (1/5) 20cm



71

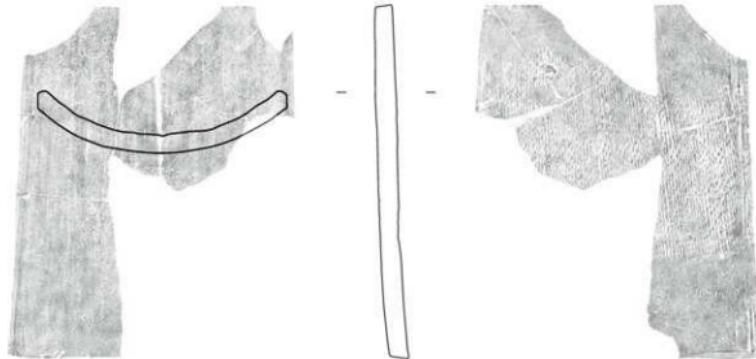


72

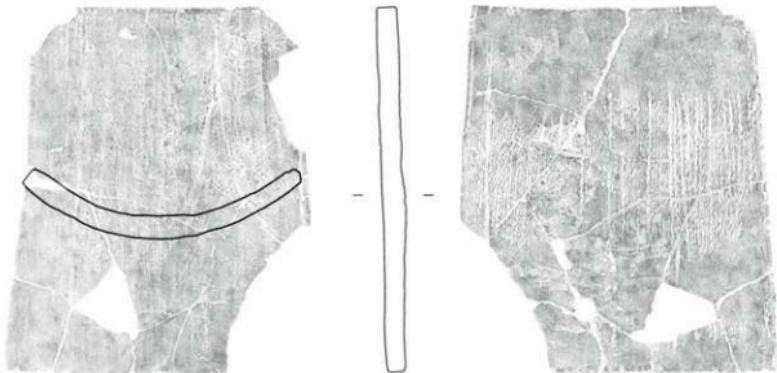


73

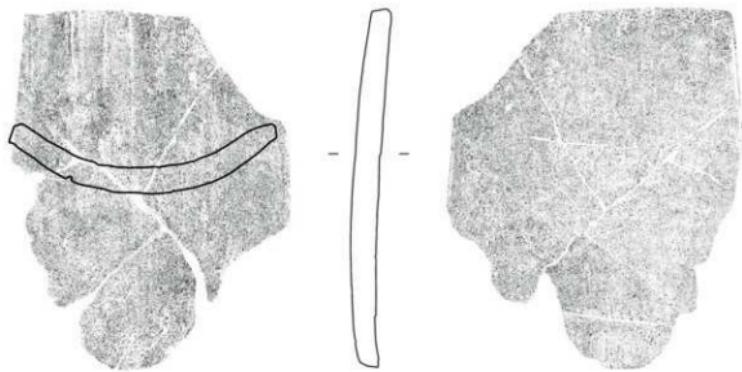
図版 54 平瓦 II類



74



75



76

0 (1/5) 20cm



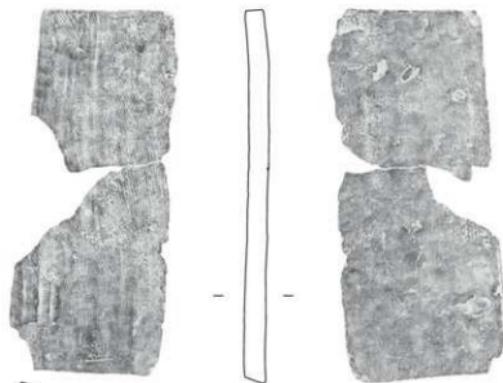
74



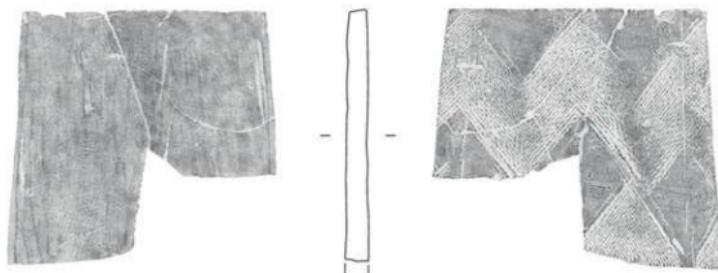
75



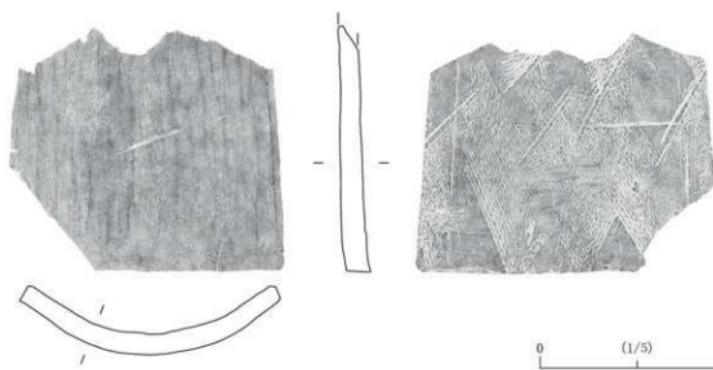
76



77

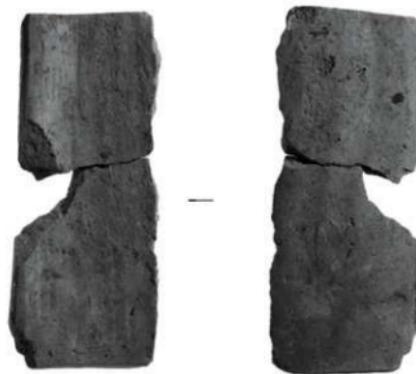


78

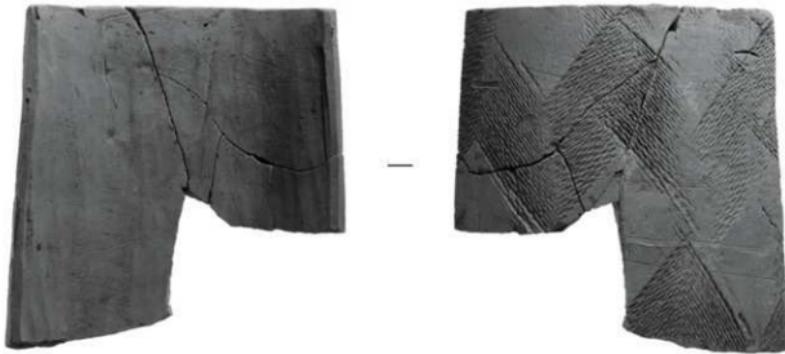


79

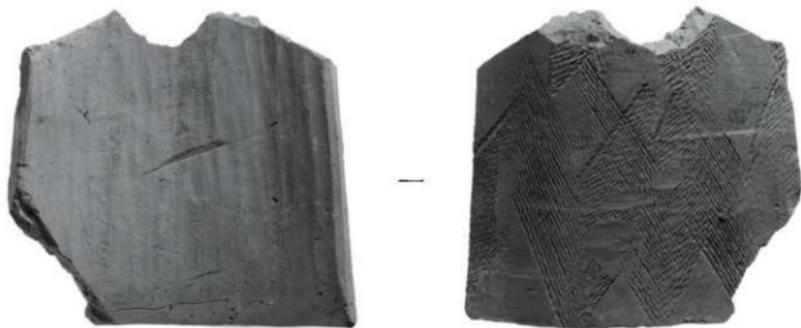
0 (1/5) 20cm



77



78

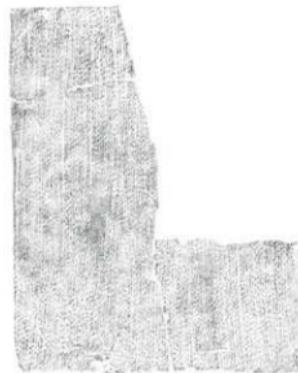
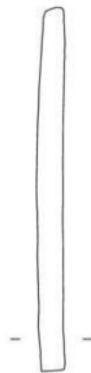


79

図版 58 平瓦III類



80



81



82



0 (1/5) 20cm



80

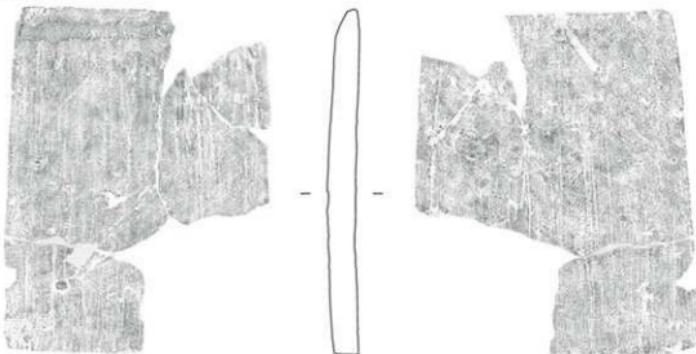


81

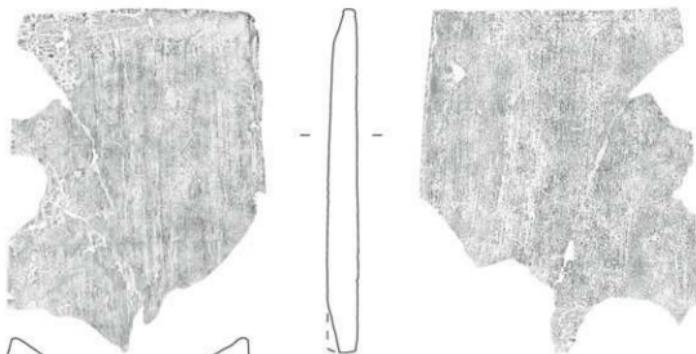


82

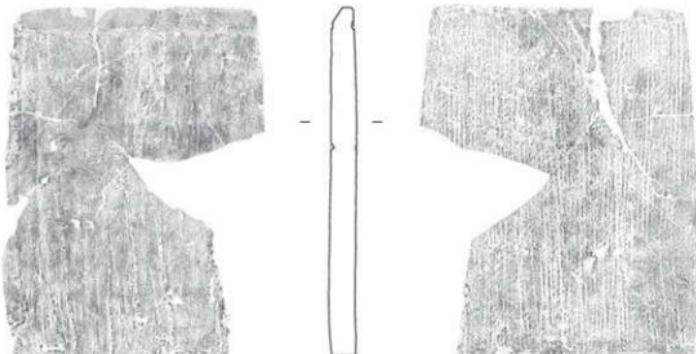
図版 60 平瓦III類



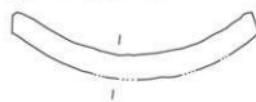
83



84



85



0 (1/5) 20cm



83

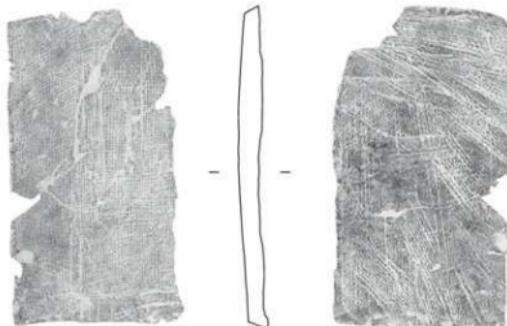


84

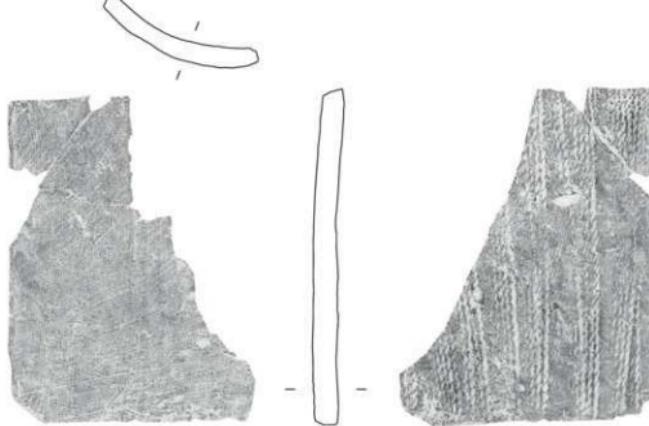


85

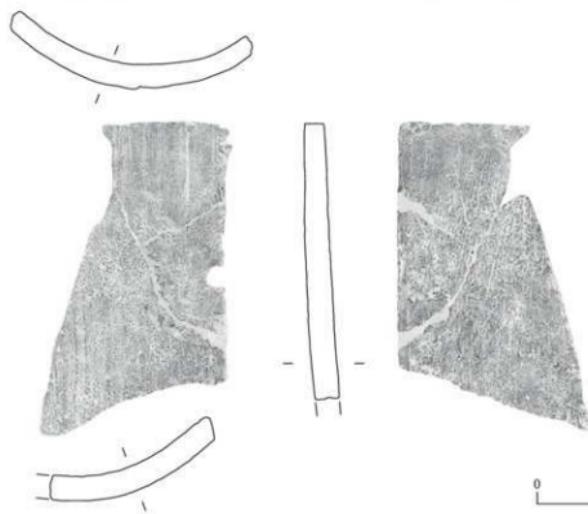
図版 62 平瓦III類・IV類



86



87

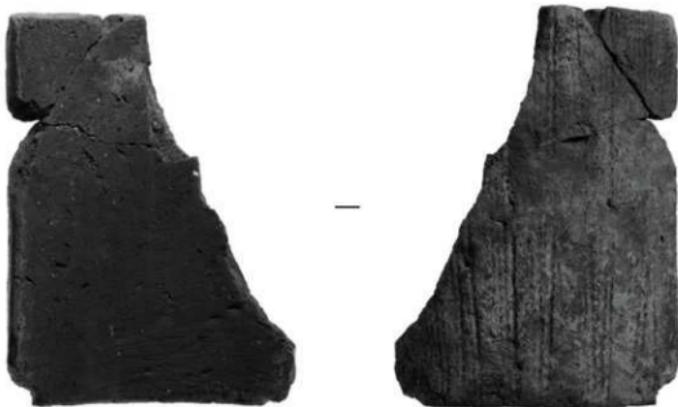


88

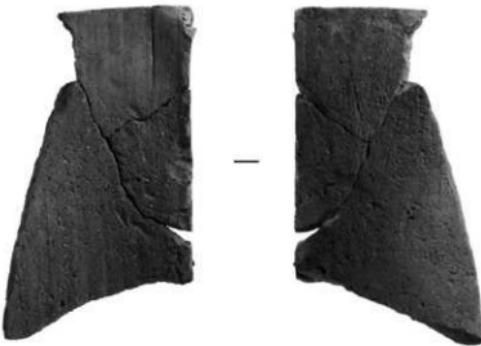
0 (1/5) 20cm



86

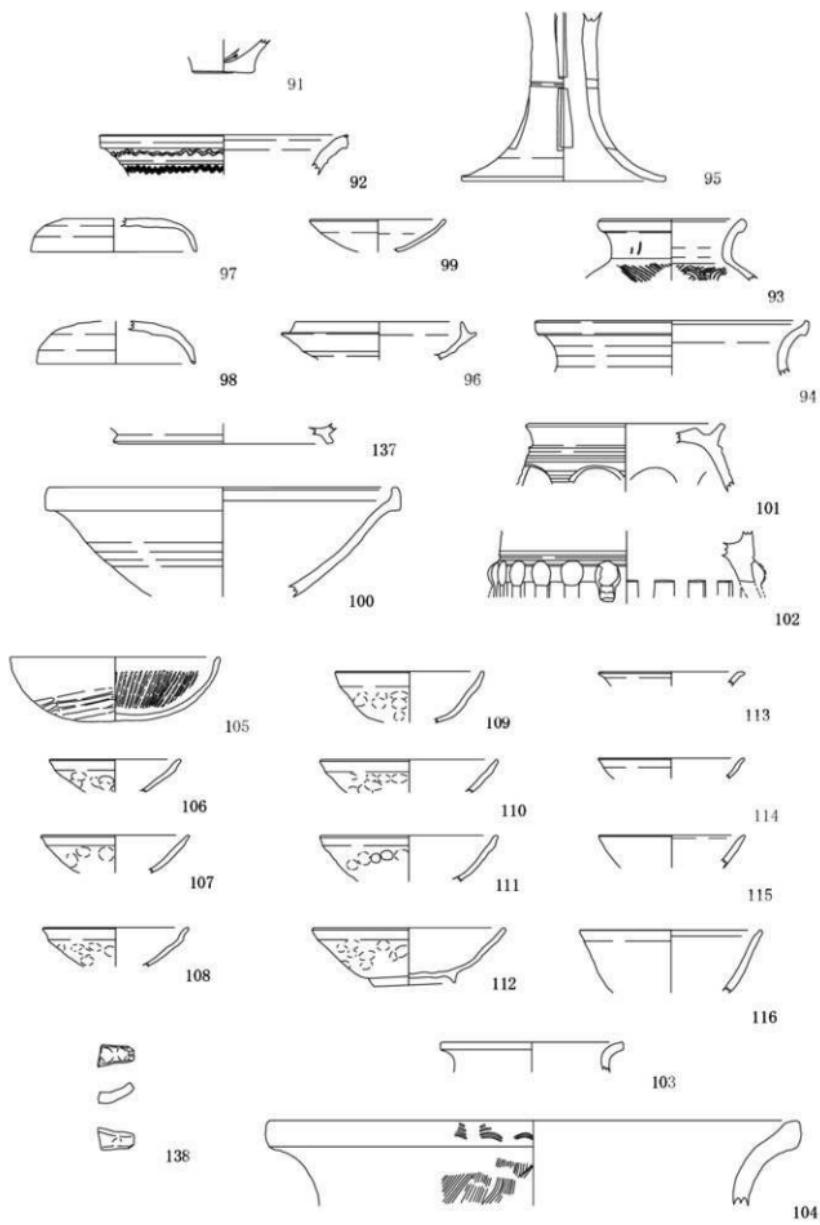


87

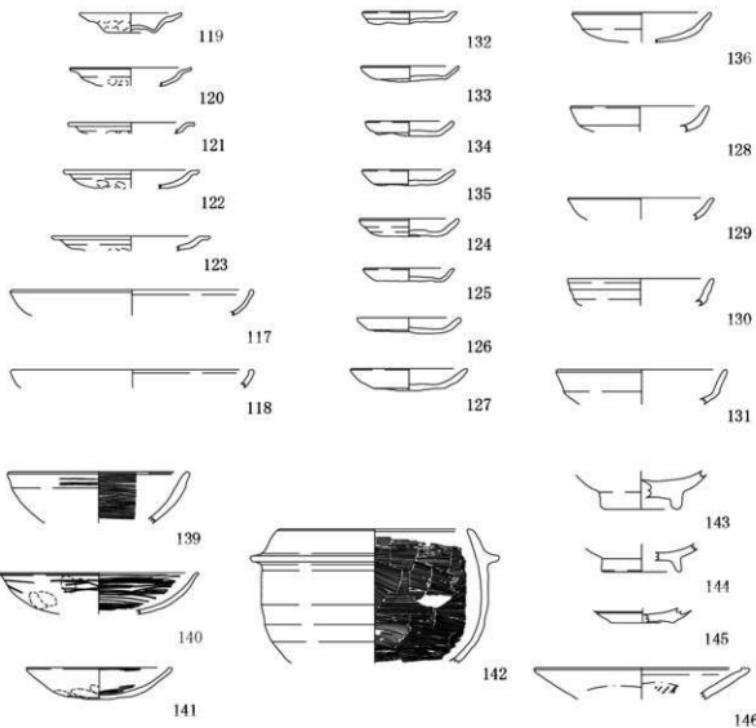


88

図版 64 土器



0 (1/4) 20cm



0 (1/4) 20cm



147

0 (1/1) 4cm

図版 66 土器



97



98



96



109



124



125



126



133



132



134



136



135



105



112



141



142



102



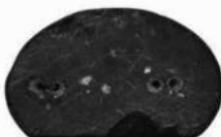
101



95



147



147-2

報告書抄録

ふりがな	だい1きしせきせいびじぎょうにともなうくにしていしせきかわちでらはいじあとはっくつ ちょうさほうこくしょ
書名	第1期史跡整備事業に伴う国指定史跡河内寺廃寺跡発掘調査報告書
副書名	
卷次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編集者名	
所在地	〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
発行年月日	2022年3月31日

ふりがな 所取遺跡名	所在地	市町村 コード	遺跡番号	調査原因
かわちでらはいじあと 河内寺廃寺跡	東大阪市河内町438番1、 441番、442番、443番1、 443番2	27227	63	史跡内容確認

第1期史跡整備事業に伴う
国指定史跡河内寺廃寺跡発掘調査報告書

発行日 令和4年3月
編集・発行 東大阪市
〒577-8521
東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL06-4309-3283
印刷所 株式会社近畿印刷センター

